

さいたま市 障害者総合支援計画案

計画案中に掲載している施策や個別の事業等については、今後の社会状況の変化や予算の状況等を踏まえ一部変更を行う場合があります。

さいたま市





目次

第1章 総論	1
1 計画の概要	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	2
(3) 計画の期間.....	4
(4) 計画策定の視点.....	4
(5) 障害者施策の推進体制.....	6
2 前期計画の進捗状況	7
(1) 各施策の進捗状況.....	7
(2) 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗状況.....	13
3 障害者（児）をめぐる状況	26
(1) 障害者手帳所持者数等の推移.....	26
(2) アンケート調査等から見る障害者（児）の状況.....	30
(3) 誰もが共に暮らすための市民会議での主な意見.....	48
4 計画の基本的枠組	51
(1) 基本方針.....	51
(2) 基本目標.....	51
(3) 計画の体系.....	54
(4) 実施事業.....	55
第2章 各論	63
基本目標1 障害者の権利の擁護の推進	63
基本施策（1）障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進.....	63
基本施策（2）障害を理由とする差別の解消.....	67
基本施策（3）障害者への虐待の防止.....	69
基本施策（4）成年後見制度の利用の支援.....	71
基本目標2 質の高い地域生活の実現	72
基本施策（1）ライフステージを通じた切れ目のない支援.....	72
基本施策（2）障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援 ..	75
基本施策（3）障害者の居住場所の確保.....	81



基本施策（４）相談支援体制の充実.....	83
基本施策（５）人材の確保・育成.....	86
基本目標３ 自立と社会参加の仕組みづくり	90
基本施策（１）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	90
基本施策（２）障害者の就労支援.....	93
基本施策（３）アクセシビリティに配慮した空間の整備.....	96
基本施策（４）外出や移動の支援.....	99
基本施策（５）文化・スポーツ活動の促進.....	101
基本目標４ 障害者の危機対策	104
基本施策（１）防災対策の推進.....	104
基本施策（２）防犯等の対策.....	107

第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画..... 109

1 数値目標	109
（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	109
（２）精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築.....	110
（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	111
（４）福祉施設から一般就労への移行等.....	112
（５）障害児支援の提供体制の整備等.....	114
（６）相談支援体制の充実・強化等.....	115
（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築.....	116
2 訪問系サービスの見込量と確保のための方策	117
（１）訪問系サービスの見込量.....	117
（２）訪問系サービスの確保方策.....	118
3 日中活動系サービスの見込量と確保のための方策	119
（１）日中活動系サービスの見込量.....	119
（２）日中活動系サービスの確保方策.....	122
4 居住系サービスの見込量と確保のための方策	123
（１）居住系サービスの見込量.....	123
（２）居住系サービスの確保方策.....	124
5 相談支援サービスの見込量と確保のための方策	125
（１）相談支援サービスの見込量.....	125
（２）相談支援サービスの確保方策.....	125
6 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策	126
（１）障害児通所支援等の見込量.....	126
（２）障害児通所支援等の確保方策.....	128



7	発達障害者等に対する支援の見込量と確保のための方策	129
	(1) 発達障害者支援地域協議会の開催	129
	(2) 発達障害者支援センターによる相談支援	129
	(3) 発達障害者支援センターの関係機関への助言	129
	(4) 発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発	129
	(5)ペアレントトレーニング等による家族等に対する支援	129
	(6) 発達障害者等及び家族等支援事業（ペアレントメンター事業）	130
	(7) ピアサポート活動の実施	130
8	精神障害者等に対する支援の見込量と確保のための方策	131
	(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	131
	(2) 精神障害者に対する各種障害福祉サービスによる支援	131
9	相談支援体制の充実・強化のための取組に対する見込量と確保のための方策	132
	(1) 総合的・専門的な相談支援の実施	132
	(2) 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	132
	(3) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援	132
	(4) 地域の相談機関との連携強化の取組	132
10	障害福祉サービス等の質の向上に関する取組に対する見込量と確保のための方策	133
	(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	133
	(2) 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の活用	133
	(3) 障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の適切な実施	133
11	地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	134
	(1) 理解促進研修・啓発事業	134
	(2) 自発的活動支援事業	134
	(3) 相談支援事業	134
	(4) 成年後見制度利用支援事業	134
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業	134
	(6) 意思疎通支援事業	135
	(7) 日常生活用具給付等事業	135
	(8) 移動支援事業	135
	(9) 地域活動支援センター事業	135
	(10) 発達障害者支援センター運営事業	135
	(11) 障害児等療育支援事業	135
	(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	136
	(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	136
	(14) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業	136
	(15) 任意事業	136



資料編 140

1	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の 権利の擁護等に関する条例	140
2	関連する法令等	154
3	さいたま市障害者政策委員会条例	158
4	さいたま市障害者政策委員会委員	161
5	計画策定経過	162
6	用語解説	163

※本計画中における担当所管は、令和3年度組織改正案に合わせ、改正後に事業実施を予定している担当所管の名称を記載しています。





第1章

総論

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

我が国の障害者施策は、障害者基本法第1条に規定されるように、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、基本的な方向を定めています。

こうした中、平成26年1月に障害者権利条約を批准し、障害者の人権、自律及び自立の尊重や、障害に基づくあらゆる差別の禁止などを約束しています。

また、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）を施行し、障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供の推進に関する基本的事項などについて定めています。

さいたま市においても、平成23年4月に「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）を施行し、ノーマライゼーション条例の理念を基に、「さいたま市障害者総合支援計画」を策定し、「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」を基本方針として、様々な障害者施策に取り組んできました。

各施策に取り組んでいくに当たり、障害者が自ら望む地域で安心して暮らすことができるための支援の充実や障害のある子どもへの支援ニーズの多様化に対するきめ細かな対応、障害福祉分野に関わる人材確保・育成など、障害福祉サービス等の質の向上を図るための環境整備をより一層推進していくことが求められています。

本市では、複雑かつ多様化する障害者のニーズに対応するとともに、ノーマライゼーション条例の理念の実現に向けて、令和3年度からの新たな計画を策定することとします。

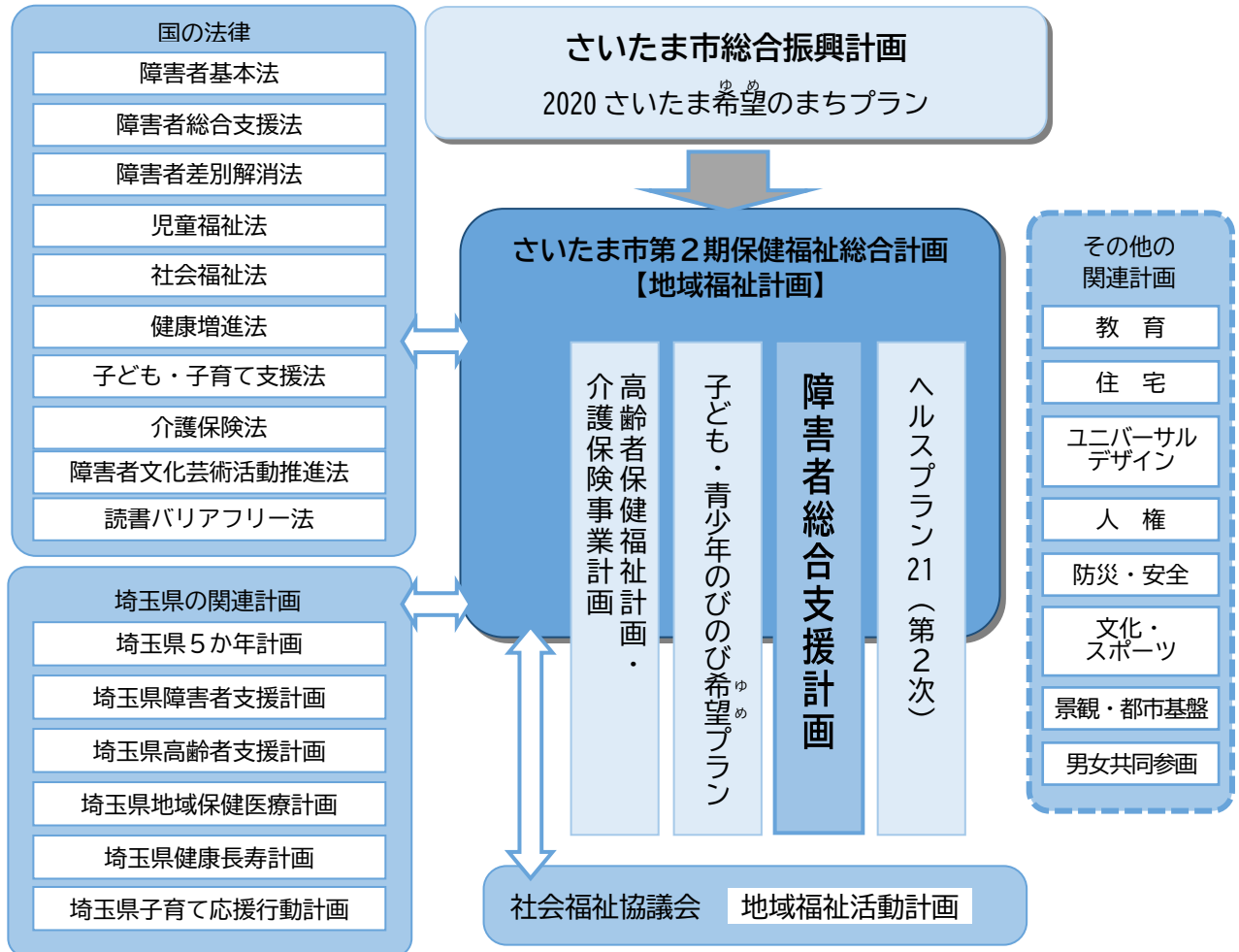


(2) 計画の位置づけ

本計画は、市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の障害者福祉分野に関する部門別計画として位置づけるものです。

また、この計画は、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」であると同時に、障害者総合支援法の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、さらに、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づく施策を推進するための計画といった4つの位置づけを持つ計画を一体的に策定するものです。

図 計画の位置づけ



■ 「障害者総合支援計画」における4つの位置づけ

本計画は、次の法律、条例により策定が位置づけられている法定計画です。

① 市町村障害者計画（障害者基本法第11条）

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を示すものです。

障害者基本法

（障害者基本計画等）

第十一条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

② 市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条）

障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

③ 市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20）

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本市の障害児のサービス提供体制の整備等を計画的に構築するためのものです。

児童福祉法

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

④ さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（条例第6条）

条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例

（計画の策定等）

第6条 市長は、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するためさいたま市障害者総合支援計画を策定するとともに、毎年度、別に定めるさいたま市障害者政策委員会（次項及び次条において「政策委員会」という。）に当該計画に基づく施策の実施の状況を報告しなければならない。



(3) 計画の期間

本計画における計画期間は、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の計画期間に準じ、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

和 暦	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
障害者計画	第3次 (H25~)			第4次			第5次		
障害福祉計画	第4期			第5期			第6期		
ノーマライゼーション条例 (平成23年施行)									
障害児福祉計画				第1期			第2期		

※網掛はさいたま市障害者総合支援計画の計画期間であり、点線は国の計画期間を示す。

(4) 計画策定の視点

この計画は、事業の継続性及び一貫性の観点から、原則としてこれまでの障害者総合支援計画の考え方を踏襲するものとします。

このため、計画策定の視点についても、これまでの「障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです」、「障害者の権利を守ります」、「障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います」の3つの視点を踏襲し、引き続き計画策定の基本姿勢とします。

また、新型コロナウイルス感染症等の健康危機などによって生じた、新たな生活様式や社会の変化に対応するため、本計画上の位置付けや記載の有無にかかわらず、全ての事業において、必要に応じた配慮や支援を講じるなど、柔軟かつ適切な施策の推進を図ることとします。



視点1 障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです

障害者が市民のひとりとして街で当たり前に暮らし、働いたり、学んだり、社会を豊かにするような営みなど、様々な分野の活動に自由に参加できるようにすることが求められます。

このため、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害、高次脳機能障害を含む。）、難病患者等、全ての障害のある人と、障害のない人との相互理解と交流を深め、障害者が、地域の中で自立し、地域の人々と共に生活できるまちづくりを目指す計画とします。

視点2 障害者の権利を守ります

障害者への差別をなくし、虐待が起こらないようにするため、市や市民全体でそれぞれの障害に対する正しい理解をもって取り組むことが必要となっています。

また、障害者を支援するときには、障害者が自分で決めて選んだことを大切に、障害者が市民の一員として地域社会においてふさわしい役割を果たすことができるようにすることが重要となっています。

そこで、この計画は教育、就労、地域生活などあらゆる分野で、障害者が社会参加できる環境を整え、障害者の権利を守ることを目指す計画とします。

視点3 障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います

障害者とその家族等の負担が軽減されるよう、総合的な生活支援や障害者が働けるようにするためのきめ細かな就労支援が求められています。

障害者が住んでいる地域で教育を受けられるようにするとともに、みんなが共に学ぶことができるような教育を行うことが重要となっています。

このため、この計画はライフステージを通じた切れ目のない支援や障害者の様々な就労支援など、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を目指す計画とします。



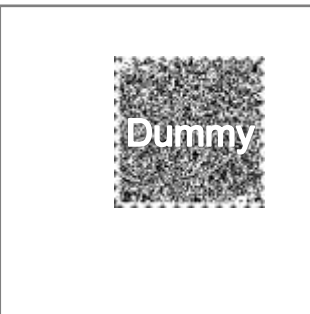
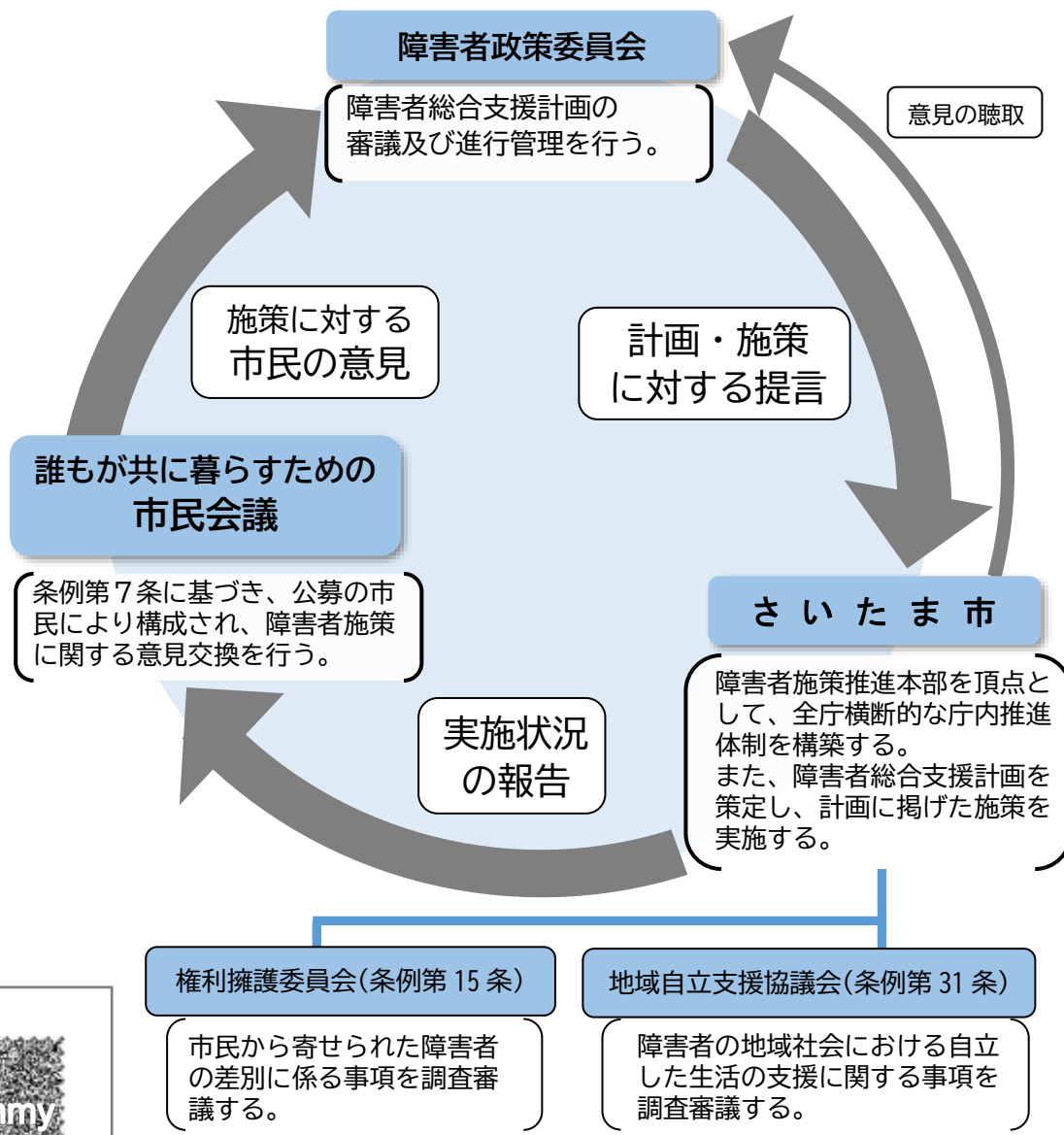
(5) 障害者施策の推進体制

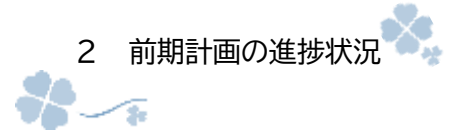
障害者総合支援計画の審議及び進行管理などを行う「障害者政策委員会」、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰もが共に暮らすための市民会議」、計画の実施主体であるさいたま市が、相互に連携して施策を進めます。

また、PDCAサイクルの考え方の下、計画における成果目標及び活動指標については、「障害者政策委員会」や「地域自立支援協議会」を中心に、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や見直し等の措置を行うこととします。

PDCAサイクルとは…

事業について、計画を立て（Plan）、実施（Do）し、事業終了後に、結果を評価（Check）し、改善（Action）し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを確立する仕組みです。





2 前期計画の進捗状況

(1) 各施策の進捗状況

前期計画（さいたま市障害者総合支援計画（平成30～令和2年度））では、「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」という基本方針の下、4つの基本目標を設定し、93の関連事業を着実に進めてきました。

また、各事業には「成果指標」を設定し、その達成状況を毎年度評価していくこととしています。

計画の93の関連事業の令和元年度までの達成度について評価したところ、計画の目標に達していない事業が一部あるものの、おおむね順調に施策の展開が図られています。以下に、前期計画の基本目標・基本施策の平成30年度、令和元年度の実施状況と課題について記載します。

基本目標1 障害者の権利の擁護の推進

① 障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進

障害者に対する偏見や差別をなくし、理解と認識を深めるため、ノーマライゼーションカップや「障害者週間」市民のつどい等、市のノーマライゼーション条例の理念に関する普及啓発活動を図ったほか、障害者福祉施策の実施状況や課題について話し合うため、誰もが共に暮らすための市民会議を実施しました。また、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことを踏まえ、市職員の障害に対する理解を深め、障害特性に応じた適切な対応について研修を開催しました。

より多くの市民が障害者や障害について関心を寄せ、正しく理解してもらうため、障害者や障害についての講演会などの機会を一層充実するとともに、ノーマライゼーションの理念の更なる普及啓発活動を行う必要があります。

② 障害を理由とする差別の解消

障害者に対する差別解消に取り組むため、各区役所の支援課や各区の障害者生活支援センターにおける通報体制や相談体制を整備するとともに、関係機関に対する専門的助言を行う機関として高齢・障害者権利擁護センターを設置しています。平成28年4月の障害者差別解消法の施行を踏まえ、合理的配慮の提供を推進するため、合理的配慮の好事例を収集し、好事例集を作成しました。



今後、市民や市内の事業所、関連団体等に対し、障害者差別の解消や合理的配慮に関する研修会、講演会等を実施することで、その普及啓発を図るとともに、関係団体等との連携を強化し、障害者差別の解消及び合理的配慮の提供をより一層推進していく必要があります。

③ 障害者への虐待の防止

障害者に対する虐待防止に取り組むため、各区役所の支援課や各区の障害者生活支援センターが中心となって関係機関と連携した通報体制を整備しています。また、平成30年4月の埼玉県虐待禁止条例の施行を踏まえ、市内の障害福祉サービス事業所等の従事者に対し研修を実施しました。

今後、虐待に関する研修会、講演会での周知により、虐待への迅速な対応や未然防止に取り組んでいく必要があります。

④ 成年後見制度の利用の支援

成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行を踏まえ、成年後見制度の円滑な実施と利用を促進するため、市民後見人の育成・支援を行いました。また、判断能力が十分でない知的障害者や精神障害者に対して、権利を擁護するため、成年後見制度の利用支援を行いました。

今後、成年後見制度に関する周知啓発を行うことにより、利用の促進を図る必要があります。

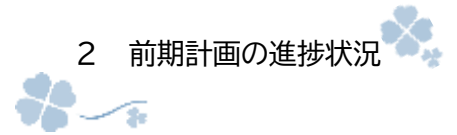
基本目標2 質の高い地域生活の実現

① ライフステージを通じた切れ目のない支援

保健、福祉、教育等に関する業務を担当する部局その他の関係機関の連携の下、乳幼児期からの全てのライフステージを通じ、一貫した切れ目のない支援を行っています。また、障害者が住み慣れた地域で教育を受けることができるよう環境を整備するとともに、障害者が必要とする教育内容と支援方法を把握し、その内容に沿った包括的な教育を行っています。

今後、各関係機関との連携の更なる強化を図り、各ライフステージにおける相談支援体制の充実や療育と教育の連携を図っていくことが求められます。





② 障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援

障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の充実を図ってきました。

また、市の様々な機関が相互に連携し、精神障害者を対象とした救急医療体制整備や地域移行支援のほか、発達障害者（児）及びその家族等に対する支援の充実等、地域生活の支援を行っています。

多様化するニーズに適切に対応し、障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるとともに、その家族等の不安を軽減するため、障害福祉サービスの質の確保や向上を図る取組をより一層推進していく必要があります。

③ 障害者の居住場所の確保

障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自ら選択した地域で安心して暮らすことができるようグループホームの整備、賃貸住宅への入居支援、居宅改善の補助等を行ってきました。

特に、グループホームに対するニーズは高く、今後も不動産会社等と連携して空き部屋や空地等を活用するなど、グループホームの整備を促進するとともに、障害者生活支援センターによる居住支援の拡充に努める必要があります。

④ 相談支援体制の充実

障害者本人やその家族からの身近な相談機関として、障害者生活支援センターを市内全区に設置するとともに、3か所目の基幹相談支援センターを整備するなど、総合的な相談体制の強化を図りました。

引き続き、障害者やその家族などが、地域で安心して暮らしていくために、関係機関等との連携を強化し、その人の障害の特性や態様に応じた総合的な相談支援体制の充実を図る必要があります。



⑤ 人材の確保・育成

障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、民間事業者や関係機関等と連携し、障害福祉分野の人材の確保や育成を支援しました。

また、聴覚障害者等のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者の養成に取り組みました。あわせて、高次脳機能障害などの様々な困難を抱えた方の相談に対応できるよう、職員等に対する研修を実施しました。

今後もこうした人材の養成に努めるとともに、地域の関係機関におけるネットワークづくりや障害福祉事業所等に従事する職員に対し、障害に対する理解や専門知識の向上を図るなどの人材の育成や支援に、より一層取り組むことが必要です。

基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

① 意思疎通を図ることに支障がある障害者に対する施策

様々な障害の特性により意思疎通や情報の取得を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者の派遣等やアクセシビリティに配慮した情報提供を行うなど、障害特性に対応した情報の発信や、障害者が生活に必要な情報を取得するための支援を行っています。

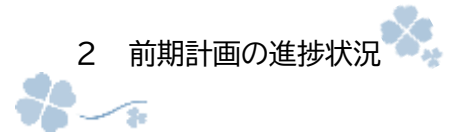
今後、障害者が生活に必要な情報等を円滑に取得することができるよう、様々な障害の特性に配慮した情報提供を行うとともに、ICTの利活用を促進するなど、情報を適切かつ迅速に提供できる取組が必要です。

② 障害者の就労支援

障害者総合支援センターを拠点として、企業と連携した障害者の就労の促進や、ジョブコーチや雇用創出コーディネーターの派遣等、障害者雇用への理解促進や就労者への支援を行っています。また、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者等の経済面の自立や工賃向上に向け、障害者優先調達の推進や自主製品販売事業の活性化に取り組むとともに、企業的経営手法を用い最低限の公的支援で就労の場を提供するソーシャルファームの創設を支援しました。

引き続き、就労支援を行う関係機関との連携の下、障害者雇用への理解促進や雇用の場の創出に努めるとともに、各障害特性に合わせた就労支援を行う必要があります。





③ バリアフリー空間の整備

「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」の整備基準等に基づき、公共建築物、道路、公園、公共交通機関の施設のバリアフリー化に取り組んでいます。また、ユニバーサルデザイン推進基本指針に基づき、職員向け研修や取組に関する情報共有を図りました。

引き続き、既存施設については可能な限りバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れるなど、アクセシビリティに配慮した誰もが快適に安心して利用できるよう公共施設の整備を進めていきます。

④ 外出や移動の支援

障害者の外出や移動を支援するため、障害者総合支援法に基づく移動支援や同行援護のほか、福祉タクシー利用料金の助成や自動車燃料費助成などを実施しています。

外出や移動の支援は、障害者の自立や社会活動の支援のために必要な施策であり、移動介護を行う事業所の整備を行うなど、支援の充実に取り組む必要があります。

⑤ 文化・スポーツ活動の促進

障害者の健康づくりと社会参加、市民相互の交流を図ることを目的として、ふれあいスポーツ大会や各種スポーツ・レクリエーション教室を開催するとともに、障害者の芸術作品を公募し、優れた作品を顕彰することにより障害者の文化活動の促進を図っています。

引き続き、障害者の生きがいづくりと社会参加、市民相互の交流を図るとともに、あわせて障害者及び障害に対する理解を深めるための取組を推進することが必要です。



基本目標4 障害者の危機対策

① 防災対策の推進

障害者や高齢者等の要配慮者支援を含めた防災知識等の普及啓発を図るとともに、災害時に障害者が必要な支援を受けられるよう、避難行動要支援者名簿の整備や避難場所の整備等を行っています。

また、災害時における情報伝達において、それぞれの障害特性に配慮した情報の発信・受信を行いました。

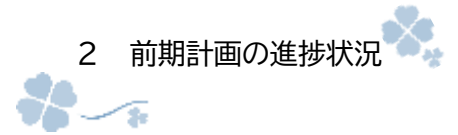
今後は、福祉避難所に対する理解を深め、福祉避難所の設置や運営が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設との協力を努めるとともに、障害の特性に配慮した情報提供や、SNSなどの様々な媒体を活用した適切かつ迅速な情報提供を行う必要があります。

② 緊急時等の対策

障害者が地域社会において安心して生活ができるよう、火事や救急時等におけるファクスや電子メールによる通報を可能とする体制の充実に取り組むとともに、消費者トラブルの防止及び消費者被害からの保護等を行っています。

引き続き、地域生活における安心・安全を確保する観点から、緊急時の対策を強化する必要があります。





(2) 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の進捗状況

前期計画では、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画として、国の基本指針に基づき、数値目標や障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量を定めました。第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画期間の平成30年度と令和元年度の実績は、以下のとおりとなっています。

① 数値目標

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者の9%（65人）を地域生活へ移行するとともに、平成28年度末時点の施設入所者数を2%削減（削減後に711人）することを目標値としました。

令和元年度末の実績は、地域生活への移行者数は24人とどまり、施設入所者数は削減に至らず、平成28年度末時点よりも35人増加しています。

表 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値と実績値

項目	令和2年度 目標値	令和元年度 実績値	考え方
地域生活移行者数	65人	24人	平成28年度末時点の施設入所者数（725人）の9%が地域生活へ移行
施設入所者数	711人	760人	平成28年度末時点の施設入所者数（725人）を2%削減

入所施設から地域生活に移行するためには、地域生活に定着するための様々な支援が必要となります。特に、地域生活を営む受け皿となるグループホームなどの住まいの場の確保について、引き続き取り組んでいく必要があります。

また、各区障害者生活支援センターを中心とした相談機能を強化するとともに、障害福祉サービスの利用のみならず、就労支援を含めた幅広い支援の提供をより一層推進していく必要があります。



イ 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築

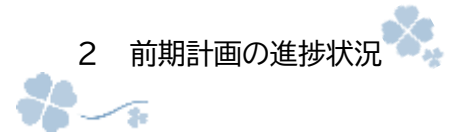
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置、令和2年度末時点の長期在院者数（65歳以上、65歳未満）を設定すること、令和2年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を84%以上、入院後1年時点の退院率を95%以上を目標値としました。

平成30年度末の実績は、精神病床における1年以上長期入院患者数は、65歳以上402人、65歳未満346人となっています。

表 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築に関する目標値と実績値

項目	令和2年度 目標値	令和元年度 実績値	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	— (設置済)	— (設置済)	地域自立支援協議会において協議を行っている
令和2年度末時点での精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上）	459人	402人 (平成30年度)	埼玉県目標値から住所地別1年以上入院患者数（65歳以上）の割合で算出
令和2年度末時点での精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳未満）	360人	346人 (平成30年度)	埼玉県目標値から住所地別1年以上入院患者数（65歳未満）の割合で算出
令和2年度における入院後3か月時点の退院率	69%		令和2年6月に入院した患者の入院後3か月時点の退院率を69%
令和2年度における入院後6か月時点の退院率	84%		令和2年6月に入院した患者の入院後6か月時点の退院率を84%
令和2年度における入院後1年時点の退院率	95%		令和2年6月に入院した患者の入院後1年時点の退院率を95%





ウ 地域生活支援拠点等の整備

国の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等について、令和2年度末までに少なくとも一つ整備することとなっていました。

さいたま市では、平成29年度から、地域自立支援協議会の場を活用して、地域の課題やニーズについて検討するとともに、本市の社会資源や制度を活用した地域の実情に応じた地域生活支援拠点等の整備に向けた協議を行っています。

表 地域生活支援拠点等の整備に関する目標値と実績値

項目	令和2年度 目標値	令和元年度 実績値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	整備に向けた 検討を行う	検討	地域自立支援協議会において 協議を行っている



工 福祉施設から一般就労への移行等

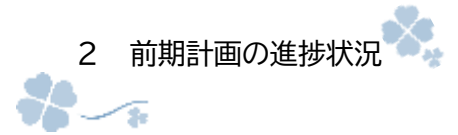
福祉施設の利用者のうち、「令和2年度中の就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数」を平成28年度実績の5割以上増加(237人)、「令和2年度末時点の就労移行支援事業利用者数」を平成28年度末時点の利用者数の2割以上増加(531人)、「令和2年度末時点の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合」を全体の5割以上とすることを目標としました。

令和元年度の実績は、一般就労移行者数は282人、就労移行支援事業利用者数は466人、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所は36.4%となっています。

表 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値と実績値

項目	令和2年度 目標値	令和元年度 実績値	考え方
令和2年度中の就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数	237人	282人	平成28年度の一般就労移行者数(158人)を5割増加
令和2年度末時点の就労移行支援事業利用者数	531人	466人	平成28年度末時点の就労移行支援事業利用者数(443人)を2割増加
令和2年度末時点の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合	5割	36.4%	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合を5割 【参考】 平成28年度末時点では17%(6事業所/35事業所)
令和2年度末時点の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	8割	88.1%	就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割





オ 障害児支援の提供体制の整備等

国の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る基本指針では、令和2年度末までに、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をすることとしています。また、平成30年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置をすることとしています。

表 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標値と実績値

項目	令和2年度 目標値	令和元年度 実績値	考え方
令和2年度末時点の 児童発達支援センター の設置数	1か所増	累計 1か所増	令和2年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置 (平成28年度末時点の事業所数：5か所)
令和2年度末時点の 保育所等訪問支援事業所 の設置数	1か所増	累計 4か所増	令和2年度末までに、保育所等訪問支援事業所を1か所以上設置 (平成28年度末時点の事業所数：6か所)
令和2年度末時点の 主に重症心身障害児を支 援する児童発達支援及び 放課後等デイサービス 事業所の設置数	1か所増	累計 2か所増	令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置 (平成28年度末時点の事業所数：2か所)
平成30年度末までに、 保健、医療、障害福祉、 保育、教育等の関係機関 が連携を図るための協議 の場を設ける	1か所	1か所設置済 (平成30年度末)	平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける



② 障害福祉サービスの実績

ア 訪問系サービスの実績

令和元年度の訪問系サービスの実績を総数で見ると、実利用人数の実績率（見込量に対する各年度の実績値の割合）は85.4%となっています。実績をサービス別にみると、いずれのサービスも増加傾向にありますが、総じて見込量より下回っています。

表 訪問系サービスの見込量と実績

サービス区分	単位	平成30年度（月平均）			令和元年度（月平均）			令和2年度見込量
		実績	第5期見込量	実績率	実績	第5期見込量	実績率	
居宅介護	時間分	29,370	33,260	88.3%	29,092	35,460	82.0%	37,810
	人	1,453	1,510	96.2%	1,471	1,610	91.3%	1,720
重度訪問介護	時間分	25,519	27,200	93.8%	28,334	32,200	87.9%	38,170
	人	64	70	91.4%	69	80	86.2%	90
同行援護	時間分	3,179	3,450	92.1%	3,224	3,590	89.8%	3,740
	人	150	160	93.7%	152	170	89.4%	180
行動援護	時間分	3,998	4,130	96.8%	4,278	4,680	91.4%	5,310
	人	143	160	89.3%	143	180	79.4%	200
重度障害者等包括支援	時間分	0	60	—	0	60	—	60
	人	0	1	—	0	1	—	1



イ 日中活動系サービスの実績

令和元年度の日中活動系サービスの実績率は、就労継続支援A型の実利用人数が56.4%と見込みよりも低く、自立訓練（機能訓練）の実利用人数が140.0%と見込みよりも高くなっています。

表 日中活動系サービスの見込量と実績

サービス区分	単位	平成30年度（月平均）			令和元年度（月平均）			令和2年度見込量
		実績	第5期見込量	実績率	実績	第5期見込量	実績率	
生活介護	人日分	36,231	37,300	97.1%	37,304	39,490	94.4%	41,800
	人	1,892	1,960	96.5%	1,948	2,070	94.1%	2,190
自立訓練 （機能訓練）	人日分	524	410	127.8%	629	410	153.4%	410
	人	77	60	128.3%	84	60	140.0%	60
自立訓練 （生活訓練）	人日分	892	650	137.2%	895	650	137.6%	650
	人	59	50	118.0%	63	50	126.0%	50
就労移行支援	人日分	6,024	6,390	94.2%	6,710	6,700	100.1%	7,030
	人	370	487	75.9%	406	509	79.7%	531
就労継続支援 （A型）	人日分	9,946	13,120	75.8%	10,294	18,050	57.0%	24,830
	人	521	690	75.5%	536	950	56.4%	1,310
就労継続支援 （B型）	人日分	21,417	23,060	92.8%	22,093	25,700	85.9%	28,650
	人	1,364	2,130	64.0%	1,426	2,370	60.1%	2,640
就労定着支援	人	120	197	60.9%	167	217	76.9%	237
療養介護	人	89	90	98.8%	89	90	98.8%	90
短期入所 計 （ショート ステイ）	人日分	2,987	4,120	72.5%	3,070	4,750	64.6%	5,480
	人	475	540	87.9%	496	620	80.0%	720
短期入所 （福祉型）	人日分	2,690	3,880	69.3%	2,751	4,470	61.5%	5,160
	人	415	490	84.6%	430	560	76.7%	650
短期入所 （医療型）	人日分	297	240	123.7%	319	280	113.9%	320
	人	60	50	120.0%	66	60	110.0%	70



ウ 居住系サービスの実績

令和元年度の居住系サービスの実績率は、共同生活援助は552人で87.6%、施設入所支援が760人で106.2%となっています。

表 居住系サービスの見込量と実績

サービス区分	単位	平成30年度（月平均）			令和元年度（月平均）			令和2年度見込量
		実績	第5期見込量	実績率	実績	第5期見込量	実績率	
自立生活援助	人	0	25	—	2	45	4.4%	65
共同生活援助（グループホーム）	人	497	530	93.7%	552	630	87.6%	750
施設入所支援	人	723	718	100.6%	760	715	106.2%	711

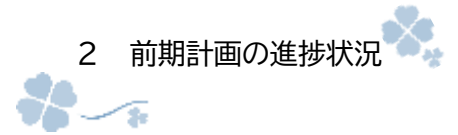
エ 相談支援サービスの実績

令和元年度の相談支援サービスの実績は、計画相談支援は9,803人で実績率122.3%、地域定着支援は18人で実績率180.0%と見込量を上回っています。

表 相談支援サービスの見込量と実績

サービス区分	単位	平成30年度（月平均）			令和元年度（月平均）			令和2年度見込量
		実績	第5期見込量	実績率	実績	第5期見込量	実績率	
計画相談支援	人	8,749	7,560	115.7%	9,803	8,010	122.3%	8,490
地域移行支援	人	1	10	10.0%	0	10	—	10
地域定着支援	人	12	10	120.0%	18	10	180.0%	10





オ 児童福祉法による指定通所支援等の実績

令和元年度の児童福祉法による指定通所支援等の実績は、児童発達支援が107.1%、医療型児童発達支援が103.3%、福祉型障害児入所支援が133.3%と見込量を上回っています。

表 児童福祉法による障害福祉サービスの見込量と実績

サービス区分	単位	平成30年度（月平均）			令和元年度（月平均）			令和2年度見込量
		実績	第5期見込量	実績率	実績	第5期見込量	実績率	
児童発達支援	人日分	6,523	6,490	100.5%	8,114	7,740	104.8%	9,230
	人	676	680	99.4%	868	810	107.1%	970
医療型児童発達支援	人日分	443	380	116.5%	374	380	98.4%	380
	人	67	60	111.6%	62	60	103.3%	60
放課後等デイサービス	人日分	20,294	25,680	79.0%	22,875	35,640	64.1%	49,460
	人	1,685	2,180	77.2%	1,929	3,030	63.6%	4,210
保育所等訪問支援	人日分	23	40	57.5%	41	50	82.0%	60
	人	22	40	55.0%	33	50	66.0%	60
居宅訪問型児童発達支援	人日分	1	230	0.4%	1	230	0.4%	230
	人	1	10	10.0%	1	10	10.0%	10
福祉型障害児入所支援	人	15	9	166.6%	12	9	133.3%	9
医療型障害児入所支援	人	9	11	81.8%	7	11	63.6%	11
障害児相談支援	人	3,994	4,780	83.5%	4,255	5,980	71.1%	7,480
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	検討	検討	—	検討	検討	—	1



カ 障害児の子ども・子育て支援等の実績

令和元年度の認可保育所の受入れ実績は、113.7%と見込量を上回っています。また、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の受入れ実績は86.4%となっています。

表 障害児等の受入れの見込量と実績

サービス区分	単位	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度 見込量
		実績	第 5 期 見込量	実績率	実績	第 5 期 見込量	実績率	
認可保育所	人	362	340	106.4%	398	350	113.7%	360
放課後児童 クラブ	人	180	211	85.3%	191	221	86.4%	231

③ 発達障害者等に対する支援の実績

令和元年度の発達障害者支援センターの関係機関への助言実績は、210.0%と見込量を大きく上回っており、今後も増加が見込まれます。

表 発達障害者支援等の見込量

種別	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度 見込量
	実績	第 5 期 見込量	実績率	実績	第 5 期 見込量	実績率	
発達障害者支援地域協議会の開催回数	2 回	2 回	100.0%	2 回	2 回	100.0%	2 回
発達障害者支援センターによる相談件数	1,132 件	1,430 件	79.1%	1,234 件	1,545 件	79.8%	1,660 件
発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	16 件	10 件	160.0%	21 件	10 件	210.0%	10 件
発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	45 件	50 件	90.0%	48 件	50 件	96.0%	50 件



④ 地域生活支援事業の実績

第5期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込量と平成30年度及び令和元年度の実績は、以下の表のとおりとなっています。

表 地域生活支援事業の見込量と実績

事業名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度見込量
		実績	第5期見込量	実績率	実績	第5期見込量	実績率	
(1) 理解促進研修・啓発事業		実施	実施	-	実施	実施	-	実施
(2) 自発的活動支援事業		未実施	検討	-	未実施	実施	-	実施
(3) 相談支援事業								
① 障害者相談支援事業	箇所	15	15	100.0%	15	15	100.0%	15
② 基幹相談支援センター		設置	設置	-	設置	設置	-	設置
③ 基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	実施	実施	-	実施	実施	-	実施
④ 住宅入居等支援事業	箇所	実施	実施	-	実施	実施	-	実施
(4) 成年後見制度利用支援事業	人	51	40	127.5%	55	45	122.2%	50
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	-	実施	実施	-	実施
(6) 意思疎通支援事業(月間)								
手話通訳者設置事業	人	16	20	80.0%	19	20	95.0%	20
(7) 日常生活用具給付等事業								
① 介護・訓練支援用具	件	71	70	101.4%	68	70	97.1%	70
② 自立生活支援用具	件	139	170	81.7%	134	170	78.8%	170
③ 在宅療養等支援用具	件	114	105	108.5%	113	105	107.6%	105
④ 情報・意思疎通支援用具	件	230	205	112.1%	270	205	131.7%	205
⑤ 排泄管理支援用具	件	2,184	1,750	124.8%	2,048	1,800	113.7%	1,850
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)(年間)	件	20	25	80.0%	31	25	124.0%	25



表 地域生活支援事業の見込量と実績（つづき）

事業名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度見込量
		実績	第5期見込量	実績率	実績	第5期見込量	実績率	
(8) 移動支援事業（月間）	箇所	222	234	94.8%	230	239	96.2%	244
① 利用見込者数	人	1,188	1,284	92.5%	1,140	1,321	86.2%	1,359
② 延べ利用見込時間数	時間	25,555	28,487	89.7%	25,519	29,274	87.1%	30,084
(9) 地域活動支援センター事業（年間）								
さいたま市分	箇所	26	26	100.0%	26	26	100.0%	26
	人	269	315	85.3%	268	315	85.0%	315
他市町村分	箇所	4	3	133.3%	5	3	166.6%	3
	人	8	5	160.0%	9	5	180.0%	5
(10) 発達障害者支援センター運営事業（年間）	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
(11) 障害児等療育支援事業	箇所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業								
① 手話通訳者研修事業（年間）	人	9	10	90.0%	7	10	70.0%	10
	要約筆記者養成研修事業（年間）	人	8	15	53.3%	7	15	46.6%
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業（年間）	人	2	1	200.0%	0	1	-	1
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業								
① 手話通訳者派遣事業（年間）	件	0	1,870	-	0	1,910	-	1,950
	要約筆記者派遣事業（年間）	件	0	150	-	0	160	-
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（年間）	件	5	5	100.0%	5	6	83.3%	6



表 地域生活支援事業の見込量と実績（つづき）

事業名	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度見込量
		実績	第5期見込量	実績率	実績	第5期見込量	実績率	
(14) 広域的な支援事業								
① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業								
ア 地域生活支援広域調整会議等事業	回	検討	検討	-	検討	検討	-	1
イ 地域多行・地域生活支援事業	人	0	9	-	7	9	77.7%	9
ウ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業	回	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業（協議会の開催見込み）	回	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2
(15) 任意事業								
① 盲人ホーム	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
② 福祉ホーム	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
③ 訪問入浴サービス事業（月間）	人	86	65	132.3%	95	65	146.1%	65
④ 更生訓練費・施設入居者就職支度金給付事業（月間）	人	34	20	170.0%	38	20	190.0%	20
⑤ 知的障害者職親委託制度（月間）	人	5	5	100.0%	3	5	60.0%	5
⑥ 日中一時支援事業（月間）	人	136	165	82.4%	134	166	80.7%	167
⑦ 生活訓練等（年間）	人	926	700	132.2%	1,082	700	154.5%	700



3 障害者（児）をめぐる状況

障害者手帳所持者数やアンケート調査、誰もが共に暮らすための市民会議での意見から見た本市における障害者（児）をめぐる状況は、以下のとおりとなります。

障害の特性によりご自身の意見を表明することが困難な方や制度の谷間にいる方のご意見、要望等についても、様々な方法で実態の把握に努め、本市の障害者施策を推進していく必要があります。

(1) 障害者手帳所持者数等の推移

① 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は横ばいで推移しており、令和2年は33,497人となっています。等級別の構成割合は1級が36.4%、2級が14.8%で、合わせると51.2%と半数を占めています。

図 等級別身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



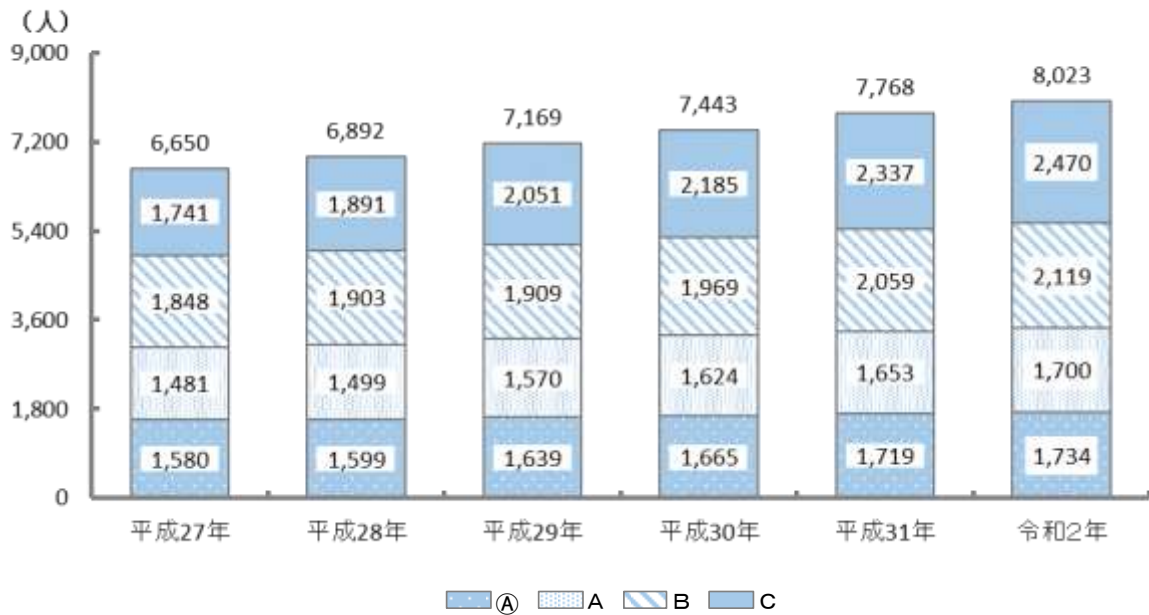
表 障害区分別身体障害者手帳所持者の内訳（各年4月1日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
視覚障害	2,256	2,242	2,232	2,232	2,238	2,253
聴覚・平衡機能障害	2,640	2,683	2,713	2,764	2,835	2,906
音声・言語・そしゃく機能障害	540	555	534	537	553	554
肢体不自由	18,019	17,818	17,417	17,106	16,823	16,489
内部障害	9,912	10,148	10,390	10,654	10,955	11,295
合計	33,367	33,446	33,286	33,293	33,404	33,497

② 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は増加傾向が続いており、令和2年は8,023人で、平成27年の6,650人から1,373人の増加となっています。等級別の構成割合は軽度層のCが30.8%で、平成27年の26.2%から4.6ポイント増加しています。

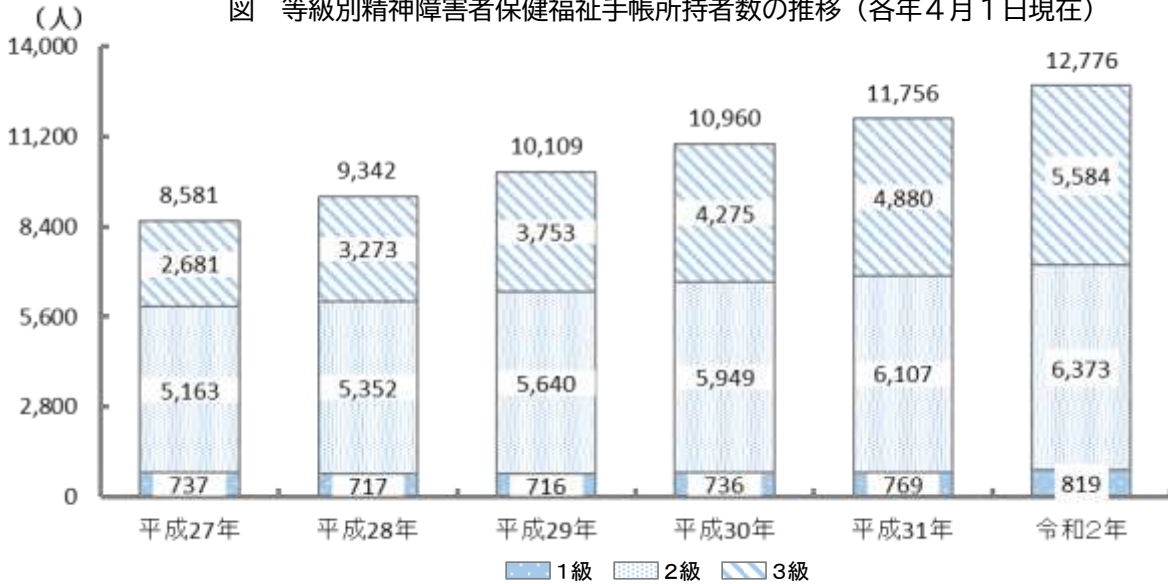
図 等級別療育手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向が続いており、令和2年は12,776人で、平成27年の8,581人から4,195人増加しています。等級別の構成割合は3級が43.7%で、平成27年の31.2%から12.5ポイント増加しています。

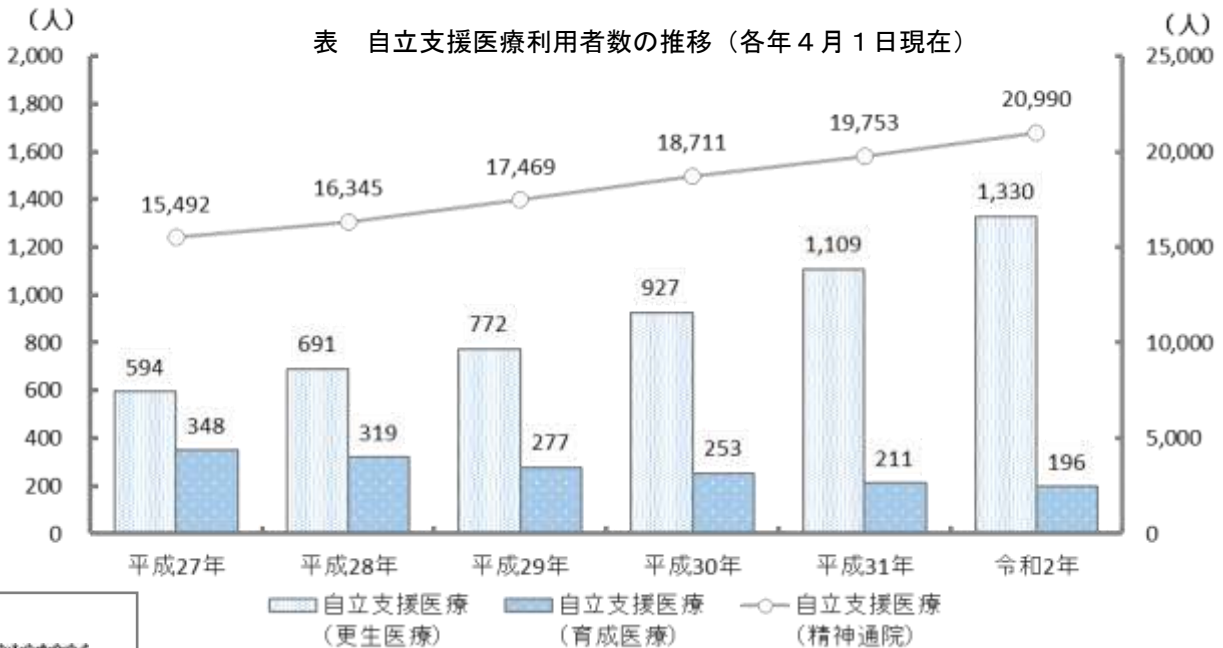
図 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



④ 自立支援医療利用者数の推移

自立支援医療利用者（精神通院）利用者数は増加傾向にあり、令和2年は20,990人となっています。また、自立支援医療（更生医療）利用者数は1,330人、自立支援医療（育成医療）利用者数は196人となっています。

表 自立支援医療利用者数の推移（各年4月1日現在）



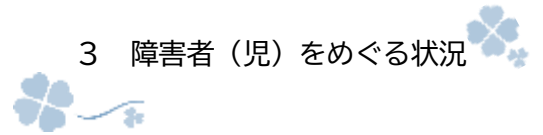


表 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）利用者数の推移（各年4月1日現在）

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
自立支援医療 （更生医療）	594	691	772	927	1,109	1,330
自立支援医療 （育成医療）	348	319	277	253	211	196
自立支援医療 （精神通院）	15,492	16,345	17,469	18,711	19,753	20,990



(2) アンケート調査等から見る障害者（児）の状況

<アンケート実施状況>

保健福祉に関わる障害者等の生活状況やサービス等に関する利用状況、今後の要望等を把握し、本計画を策定する際の基礎資料とすることを目的として令和元年10月1日～10月31日にアンケート調査を実施しました。

対象は、身体障害者、知的障害者、精神障害者・自立支援医療利用者（高次脳機能障害を含む）、難病患者、精神科病院入院患者、発達障害者及び障害福祉関係事業所で総発送数は6,500票です。

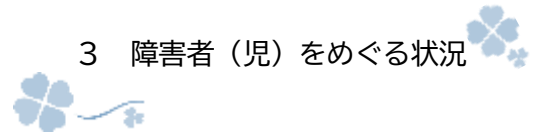
この調査の回収結果は下表のとおりです。

表 回収結果

調査の種類	配付数	有効回答数	回収率
身体障害者	3,400	1,693	49.8%
知的障害者	800	338	42.3%
精神障害者・ 自立支援医療利用者	1,200	454	37.8%
難病患者	600	332	55.3%
精神科病院入院患者	150	52	34.7%
発達障害者	200	85	42.5%
障害福祉事業所	150	93	62.0%
合計	6,500	3,047	46.9%

※回答率は、小数点第2位を四捨五入して掲載しているため、合計が100%にならないことがあります。また、回答者が2つ以上回答することができる質問（複数回答）の場合、その回答率の合計は、100%を超えることがあります。





<回答者の年齢>

身体障害者は、加齢に伴う身体機能の低下によって手帳を取得する方も多く、65歳以上の方が全体の7割以上となっています。

知的障害者は、生まれながらに障害を抱えている方が多く、20代までの方が過半数を超えています。

精神障害者は、思春期以降に発症することが多く、入院されている方も多くおり、30歳以上の方が全体の9割弱となっています。

難病患者は、年齢的には中高年が多く、40歳以上の方が9割弱となっています。

発達障害者は、20代までが全体の6割を占め、比較的若い世代が多いのが特徴となっています。

なお、「高次脳機能障害がある」と回答した方は、身体障害者のうち81人、知的障害者のうち6人、精神障害者のうち13人、難病患者のうち7人、発達障害者のうち1人で、あわせて108人となっています。

表 回答者の年齢

単位：人

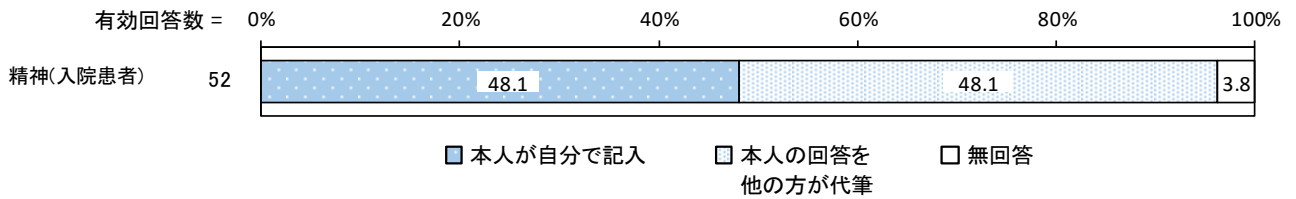
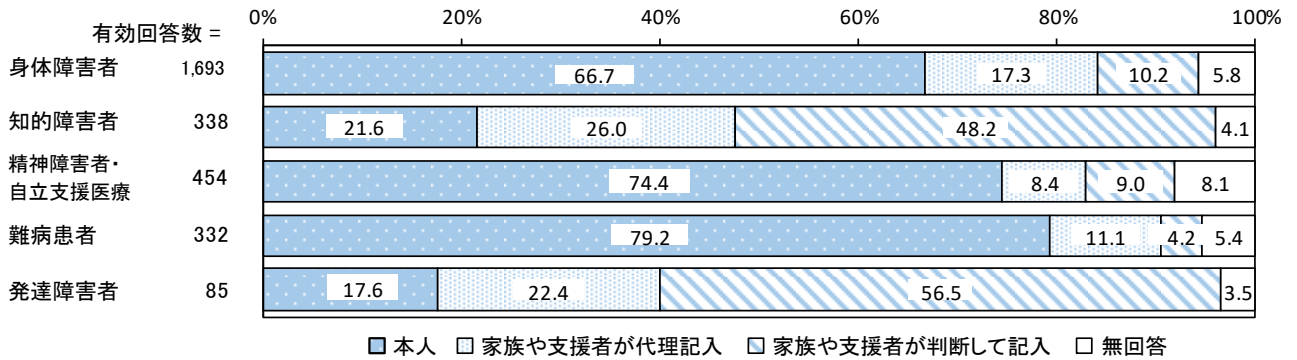
区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者 自立支援医療	難病患者	発達障害者	精神 (入院患者)
有効回答数	1,693	338	454	332	85	52
15歳未満	23	67	3	0	26	0
15～64歳	377	243	328	155	56	43
65歳以上	1,211	17	76	151	1	7
無回答	82	11	47	26	2	2



<調査票の記入者>

アンケート調査票の記入者は、身体障害者、精神障害者・自立支援医療、難病患者では、「本人」が最も高くなっていますが、知的障害者、発達障害者では、「家族や支援者による代理記入」、若しくは「家族や支援者が判断して記入」しているケースが全体の7割以上と高くなっています。

また、精神（入院患者）では「本人が自分で記入」と「本人の回答を他の方が代筆」がそれぞれ全体の5割弱となっています。



① 住む場所について

全ての対象者で「現在と同じ場所」が最も高く、身体障害者と難病患者では7割を超えています。知的障害者、精神障害者・自立支援医療、発達障害者では約4割となっており、「現在と違う場所」が比較的高くなっています。

図 今後暮らしたい場所

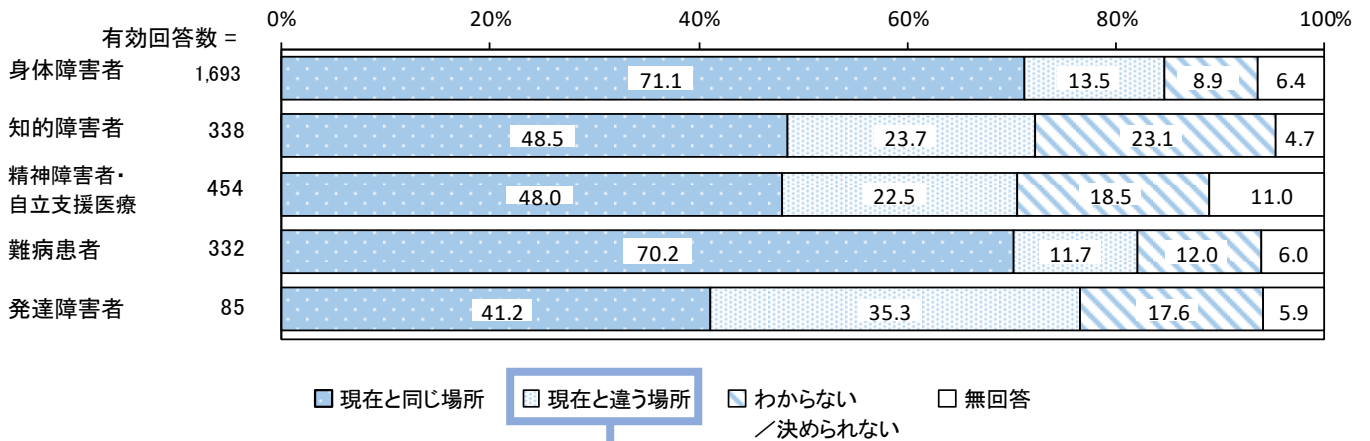
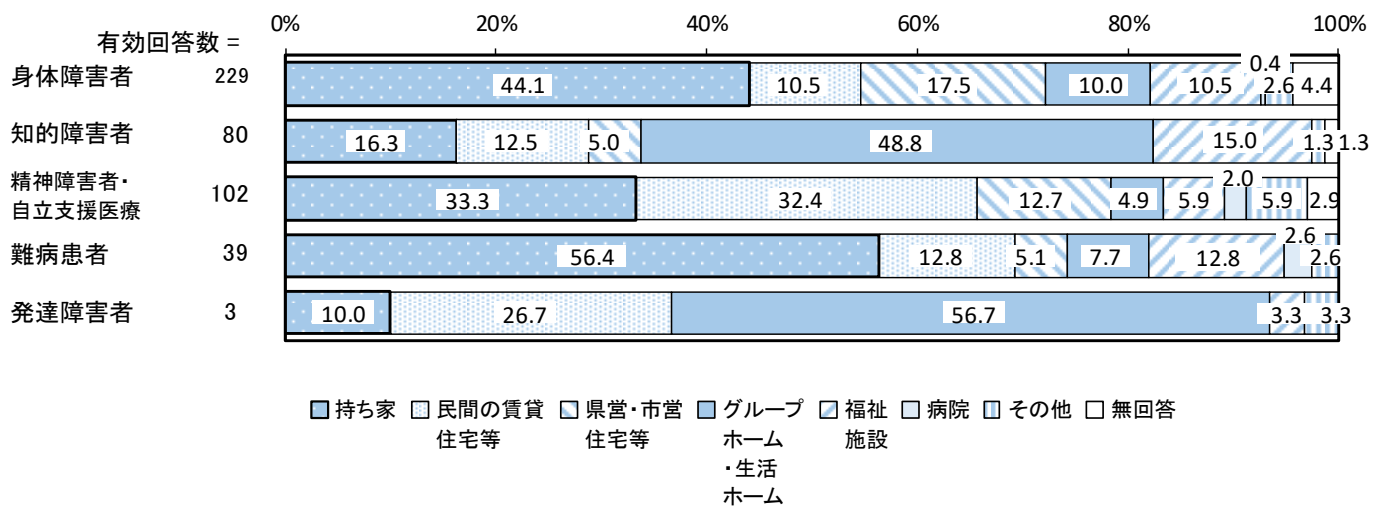


図 現在と違う場所で暮らしたい人が希望する場所



② 収入の状況について

発達障害者を除き、「年金・手当」が最も高くなっています。また、発達障害者では、「親族の扶養または援助」が最も高くなっており、次いで「年金・手当」が高くなっています。

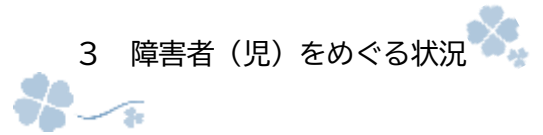
表 収入の状況（複数回答）

単位：％

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者・ 自立支援医療	難病患者	発達障害者
有効回答数	1,693	338	454	332	85
給与・賃金	13.5	24.9	24.4	33.4	18.8
事業収入	2.6	0.3	2.0	2.4	2.4
福祉的就労による収入	1.0	18.0	6.8	0.0	16.5
年金・手当	79.4	51.2	45.6	51.2	38.8
生活保護費	4.6	3.6	18.1	0.9	1.2
財産収入	3.2	0.6	2.0	4.5	0.0
親族の扶養または援助	13.2	42.6	22.7	17.5	51.8
その他	2.3	3.8	3.5	3.6	5.9
無回答	2.2	2.1	8.1	5.1	1.2

※濃い網掛けは最も多い項目、薄い網掛けは2番目に多い項目（以降同様）





③ 日常生活の状況について

主な介助者（支援者）については、身体障害者と難病患者では、「夫または妻」が最も高く、知的障害者、精神障害者・自立支援医療、発達障害者では「父または母」が最も高くなっています。

表 主な介助者（支援者）（2つまでの複数回答）

単位：％

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者・ 自立支援医療	難病患者	発達障害者
有効回答数	1,693	338	454	332	85
父または母	7.3	80.8	32.8	5.7	80.0
夫または妻	42.6	0.9	19.4	42.8	1.2
子どもや その配偶者	22.9	0.3	7.0	16.9	0.0
その他親族	2.7	8.9	5.9	1.8	9.4
各種ヘルパー	7.9	5.3	7.9	4.2	4.7
施設・病院の職員	8.8	16.3	11.2	2.7	17.6
その他	2.1	3.6	3.7	1.8	2.4
介助は受けていない	19.3	5.0	27.5	31.3	5.9
無回答	3.8	2.4	3.5	7.5	4.7



④ 相談について

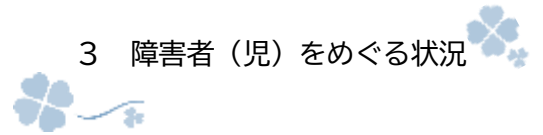
相談できない理由としては、身体障害者、精神障害者・自立支援医療、難病患者では、「どこ（誰）に相談していいかわからない」が最も高くなっており、知的障害者、発達障害者では、「その他」が最も高くなっています。

表 相談できない理由（複数回答）

単位：％

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者・ 自立支援医療	難病患者	発達障害者
有効回答数	71	42	63	29	8
どこ（誰）に相談していいかわからない	50.7	35.7	46.0	51.7	25.0
身近なところに相談できるところがない	16.9	11.9	25.4	17.2	0.0
相談に対応できる人材や機関がない	9.9	16.7	19.0	10.3	0.0
相談しても満足 of いく回答がもらえない	28.2	26.2	39.7	17.2	25.0
プライバシー保護に不安がある	18.3	16.7	19.0	13.8	0.0
夜間や休日などに相談するところがない	9.9	7.1	15.9	10.3	0.0
その他	21.1	40.5	20.6	20.7	62.5
無回答	1.4	0.0	0.0	6.9	0.0





⑤ 昼間の活動の場について

ア 平日の過ごし方（身体障害者、知的障害者、発達障害者）

身体障害者では、「主に自宅にいる」が最も高く、知的障害者、発達障害者では、「働いている（就労移行支援・就労継続支援等での就労を含む）」が最も高くなっています。

図 平日の昼間の過ごし方

単位：%

区分	身体障害者	知的障害者	発達障害者
有効回答数	1,693	338	85
小学校入学前のため、自宅にいる	0.2	0.3	1.2
障害児通園施設に通っている	0.3	2.1	2.4
保育園・幼稚園に通っている （特別支援学校を含む）	0.4	1.8	16.5
小学校・中学校・サポート校に通っている （特別支援学校を含む）	0.9	19.5	11.8
高等学校・サポート校に通っている （特別支援学校を含む）	0.1	3.8	5.9
大学・専門学校・高等技術専門学校 （職業訓練校）に通っている	0.1	1.2	3.5
障害福祉サービス事業所等に通所・入所している/ 〔発達障害者〕福祉施設等に通所・入所している	8.3	23.7	16.5
病院に入院している	1.4	0.3	0.0
主に自宅にいる	60.1	8.3	11.8
働いている（就労移行支援・就労継続支援等での就労を含む）	13.8	32.8	28.2
その他	7.5	1.5	0.0
無回答	7.1	4.7	2.4



イ 平日の過ごし方（精神障害者・自立支援医療、難病患者）

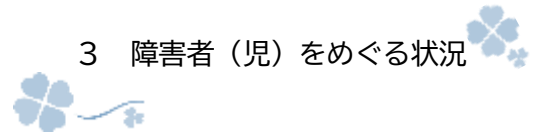
精神障害者・自立支援医療、難病患者ともに、「自宅で過ごしている」が最も高くなっています。

図 平日の昼間の過ごし方（2つまでの複数回答）

単位：%

区分	精神障害者・自立支援医療	難病患者
有効回答数	454	332
正規の社員や従業員として働いている	13.0	23.8
パート・アルバイトとして働いている	13.2	15.1
創作的な活動(手芸品の作成など)などを行う施設に通っている	2.2	0.0
就労するための訓練などを行う施設に通っている	9.7	0.0
家事・家業の手伝いをしている	16.3	15.7
学校・専門学校などに通っている	2.2	0.3
病院に入院している	3.3	2.1
病院・診療所等のデイケアなどに通っている	12.1	6.0
同じ障害を持つ仲間と集まっている	3.7	0.9
習い事やスポーツ活動に参加している	4.2	6.6
自宅で過ごしている	50.9	48.8
その他	6.4	8.4
無回答	2.0	1.2





⑥ 外出について

外出する際に困ることについては、身体障害者、知的障害者、難病患者では、「特に困っていることはない」が最も高くなっていますが、身体障害者では、次いで「歩道や出入口等の段差がある」が、知的障害者、難病患者では、次いで「電車・バスなどの公共交通機関が利用しづらい」が高くなっています。また、精神障害者・自立支援医療では「交通費等の費用がかかる」が最も高く、次いで「特に困っていることはない」が高くなっています。

図 外出する際に困ること（複数回答）

単位：%

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者・ 自立支援医療	難病患者
有効回答数	1,693	388	454	332
電車・バスなどの公共交通機関が 利用しづらい	23.4	20.7	17.8	22.9
エレベーター・自動ドア・スロー プが設置されていない	14.6	4.7	4.6	12.7
歩道や出入口等の段差がある	23.6	8.6	6.2	18.4
障害者駐車場が少ない、利用でき ない	12.3	6.5	1.5	7.8
視覚障害者のための点字ブロック や音声付信号が整備されていない	1.2	0.0	0.7	1.5
案内表示がわかりにくい、 見えにくい	5.1	4.1	2.6	3.6
聴覚障害者のための音声情報以外 の情報が少ない	2.3	0.9	0.7	1.2
障害者が利用できるトイレが 少ない	11.7	13.3	3.1	10.8
ノンステップバスなどの利用しや すい交通手段が少ない	8.4	3.6	4.2	4.5
交通費等の費用がかかる	16.7	14.8	32.8	20.5
外出時に介助等の福祉サービスが 必要となる	8.3	12.4	2.4	5.7
外出時に利用したい福祉サービ スを使うことができない	3.8	7.7	1.8	3.0
自分の意思を理解してもらえない	4.5	18.3	7.3	3.6
知らない人に話しかけられる	1.3	8.9	5.9	1.2
周囲の視線が気になる	3.9	18.9	23.1	4.5
困った時に手助けしてもらえない	4.8	12.7	6.8	5.7
その他	7.2	9.2	9.0	7.8
特に困っていることはない	29.2	31.4	29.5	36.7
無回答	12.3	8.6	11.9	8.1



⑦ 情報について

情報入手やコミュニケーションをとるうえで困ることについては、身体障害者と難病患者では、「特に困ることはない」が最も高くなっていますが、次いで、身体障害者では、「パソコン・タブレット等の使い方がわからない」が、難病患者では、「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい(ゆっくり丁寧な説明がほしい)」が高くなっています。

また、知的障害者では、「状況判断が困難なので、説明されても相手の意思や情報を正しく把握できない」が、精神障害者・自立支援医療と発達障害者では「うまく話や質問ができない、自分の思いを伝えることを控えてしまう」が最も高くなっています。



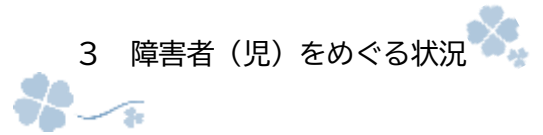


表 情報入手やコミュニケーションをとるうえで困ること（複数回答）

単位：%

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者・ 自立支援医療	難病患者	発達障害者
有効回答数	1,693	338	454	332	85
案内表示がわかりにくい	6.7	8.3	4.4	5.4	10.6
音声情報や文字情報が少ない	4.4	3.8	1.8	4.2	2.4
パソコン・タブレット等の使い方がわからない	19.1	13.3	16.5	12.0	9.4
Web（ホームページ）が音声読み上げソフトや拡大ソフトに対応していない	3.3	3.0	2.6	3.0	2.4
問合せ先の情報にFAX番号やメールアドレスの記載がない	1.8	3.0	1.8	2.1	1.2
相手と直接顔を合わせて話すのが苦手	3.3	17.5	21.4	2.4	21.2
うまく話や質問ができない、自分の思いを伝えることを控えてしまう	9.0	35.5	33.3	9.6	51.8
相手が介助者と話してしまう	2.2	5.0	2.0	2.7	5.9
読むことが難しかったり、複雑な文章表現がわかりにくい（簡単でわかりやすい文章にしてほしい）	12.3	35.2	17.6	11.7	28.2
難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい（ゆっくり丁寧な説明がほしい）	14.1	31.1	24.7	12.3	32.9
状況判断が困難なので、説明されても相手の意思や情報を正しく把握できない	7.7	37.0	18.9	5.1	47.1
その他	5.1	8.9	5.5	4.8	15.3
特に困ることはない	37.5	17.2	28.2	50.6	5.9
無回答	18.5	14.8	11.2	10.2	16.5

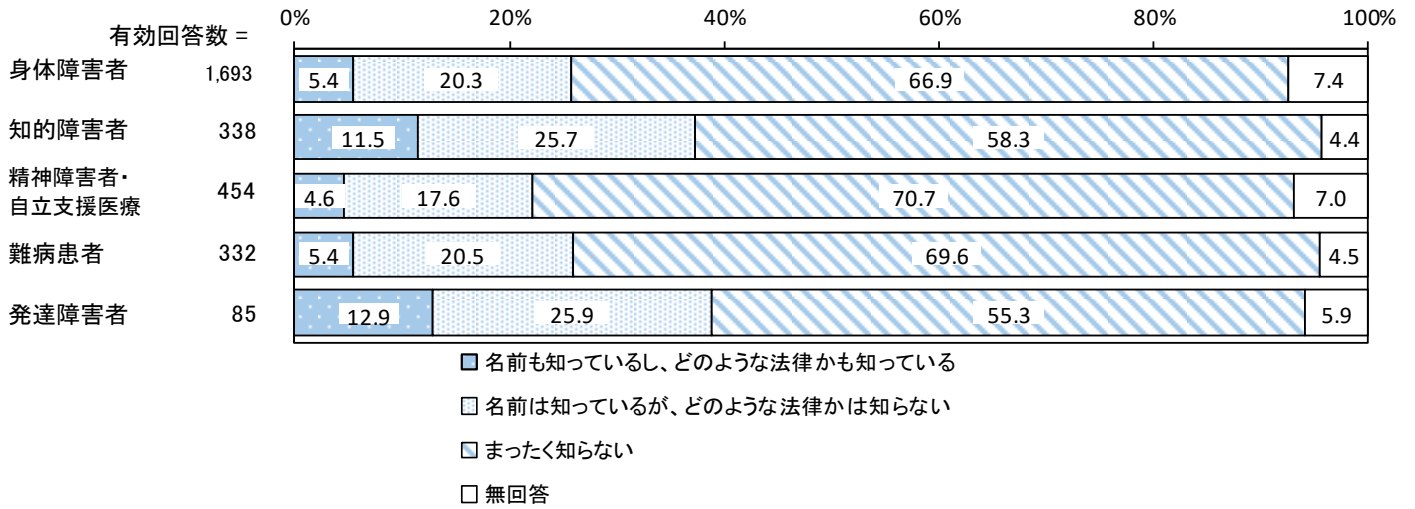


⑧ 障害者(難病患者)への理解について

ア ノーマライゼーション条例の認知度

全ての対象者で、「まったく知らない」が最も高く、半数を超えています。

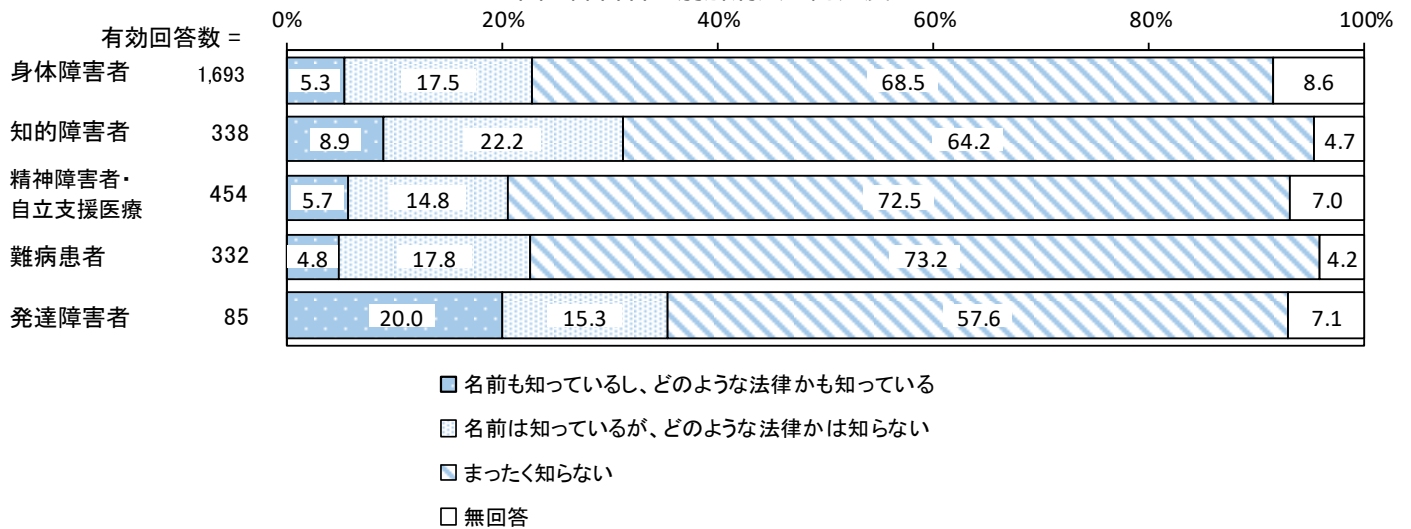
図 ノーマライゼーション条例の認知度

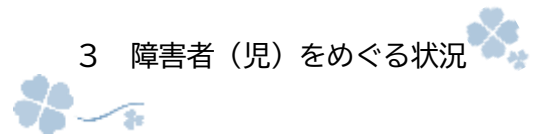


イ 「障害者差別解消法」の認知度

全ての対象者で、「まったく知らない」が最も高く、半数を超えています。

図 障害者差別解消法の認知度





⑨ 災害時の対応について

災害時に望む支援については、身体障害者、精神障害者・自立支援医療、難病患者では、「いつも服薬している薬の確保や、緊急時の通院先など医療サービスの確保」が最も高く、知的障害者と発達障害者では、「避難先などで障害に配慮してもらえること」が最も高くなっています。また、全ての対象者で、次いで「歩いて行けるところで、少しはプライバシーが守られる避難所」となっています。

表 災害時に望む支援（3つまでの複数回答）

単位：％

区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者・ 自立支援医療	難病患者	発達障害者
有効回答数	1,693	338	454	332	85
歩いて行けるところで、少しはプライバシーが守られる避難所	41.3	43.8	44.3	45.2	42.4
障害者や高齢者が優先的に避難できる避難所	40.1	40.2	21.1	28.9	41.2
避難所などで福祉サービスを受けられること	18.7	21.6	14.5	14.2	12.9
避難先などで障害に配慮してもらえること	29.9	46.2	26.0	24.4	58.8
いろいろな情報がもらえること	25.2	20.1	24.2	28.9	23.5
いつも服薬している薬の確保や、緊急時の通院先など医療サービスの確保	44.8	23.1	54.4	61.1	18.8
誰かに一緒にいてもらえたり、不安な気持ちを聴いてもらえること	8.3	28.1	23.1	5.4	28.2
福祉用具等（車いすやストマ用装具等）の確保	10.8	2.4	3.7	7.5	0.0
電動車いすや人工呼吸器などを使用するための電源の確保	4.4	3.6	3.3	6.9	1.2
避難できない、または避難したくないので、自宅に支援物資などを届けてくれること	19.1	21.3	17.6	17.5	27.1
その他	1.9	2.4	2.6	3.6	1.2
特に思いつかない	5.2	6.8	6.2	2.7	2.4
無回答	5.3	3.8	7.0	7.5	2.4



⑩ 障害者（難病患者）福祉施策への要望について

身体障害者と難病患者では、「医療費の負担軽減」が最も高くなっており、精神障害者・自立支援医療では、「各種手当（心身障害者福祉手当など）などの所得保障の充実」が最も高くなっています。

図 福祉施策へ望むこと（3つまでの複数回答）

単位：%

区分	身体障害者	精神障害者・自立支援医療	難病患者
有効回答数	1,693	454	332
障害者世帯向け公営住宅の整備	11.6	16.1	10.2
各種手当（心身障害者福祉手当など）などの所得保障の充実	26.7	42.3	25.3
医療費の負担軽減	31.9	41.4	59.6
障害者の就労や雇用施策の充実	9.6	26.2	10.5
緊急時の連絡手段の確保、防災対策の充実	18.1	8.8	13.3
道路、交通機関、公共建築物等の利用を容易にするための施策の充実	15.8	6.8	15.1
点字図書、録音図書、拡大文字、手話放送、字幕放送などの情報提供の充実	1.3	1.3	1.2
手話通訳、要約筆記制度の充実	1.4	0.9	0.6
障害者のスポーツ、芸術、文化活動などに対する支援	3.4	5.1	0.9
福祉教育やボランティア活動などの障害者理解や障害者との交流の促進	3.1	3.3	2.1
障害者の意見や要望を反映しやすい場の充実	7.4	9.3	6.9
困った時、悩んだ時のための相談窓口の充実	23.1	32.2	26.5
ホームヘルプサービスの充実	12.5	5.3	11.4
ショートステイの充実	7.5	3.1	4.8
児童発達支援や放課後等デイサービスの整備	1.1	3.1	0.9
生活介護などの日中活動の場の整備	4.2	3.1	3.6
グループホームの整備	3.3	4.0	1.8
機能訓練の充実	7.4	4.6	5.7
就労移行支援、就労継続支援といった障害者の就労へ向けた支援を行う施設の整備	3.5	11.7	3.6
重症心身障害者や強度行動障害者の受入先の整備	6.7	4.4	4.5
生活介護などの医療的ケアを受けられる施設の整備	14.1	6.8	12.0
その他	7.6	9.7	7.5
無回答	15.5	11.9	11.1



知的障害者では、「手当（心身障害者福祉手当など）のお金を増やしてほしい」が最も高く、発達障害者では、「まわりの人に自分たちのことをわかってほしい」が最も高くなっています。

図 福祉施策へ望むこと（3つまでの複数回答）

単位：%

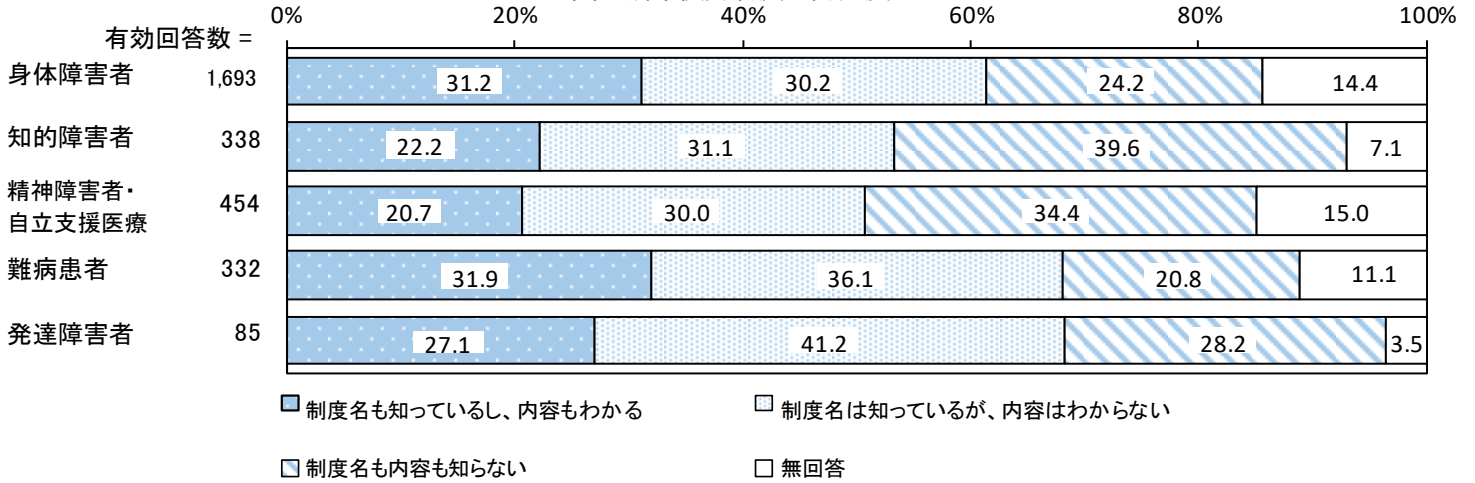
区分	知的障害者	発達障害者
有効回答数	338	85
住むところや住みやすい家をつくってほしい	17.8	9.4
手当（心身障害者福祉手当など）のお金を増やしてほしい	29.3	22.4
病院などでかかるお金を減らしてほしい	9.8	9.4
会社などで働けるようにしてほしい	12.7	15.3
何かあったときに人と連絡がとれるようにしてほしい	9.5	7.1
道路やバス、建物などを使いやすくしてほしい	5.9	2.4
わかりやすい情報がほしい	11.5	7.1
スポーツ、絵、音楽活動など自分たちの活動を支援してほしい	3.8	5.9
まわりの人に自分たちのことをわかってほしい	16.9	23.5
教育を充実してほしい	7.1	14.1
療育・指導をしてほしい	9.5	20.0
障害者の意見や要望を反映しやすい場を増やしてほしい	10.1	7.1
いろいろな相談ができる場所を増やしてほしい	16.9	22.4
ホームヘルプを増やしてほしい	4.7	1.2
ショートステイを増やしてほしい	13.3	12.9
生活や訓練をするために、必要な福祉施設をつくってほしい （自立訓練や生活介護施設など）	14.2	9.4
児童発達支援、放課後等デイサービスなどを増やしてほしい	5.0	16.5
グループホームを増やしてほしい	27.8	21.2
就労移行支援、就労継続支援といった障害者の就労へ向けた支援を行う施設を増やしてほしい	13.0	14.1
移動や送迎の支援をしてほしい	12.4	14.1
重症心身障害者や強度行動障害の受入れ先を増やしてほしい	5.9	-
生活介護など医療的ケアを受けられる施設を増やしてほしい	10.7	-
その他	11.2	17.6
無回答	7.4	10.6

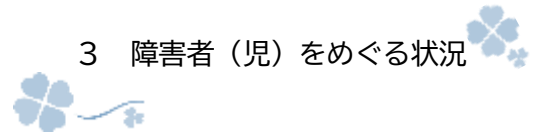


⑪ 成年後見制度について

成年後見制度の認知度については、身体障害者では、「制度名も知っているし、内容もわかる」が、知的障害者と精神障害者・自立支援医療では、「制度名も内容も知らない」が、難病患者と発達障害者では、「制度名は知っているが、内容はわからない」が最も高くなっています。

図 成年後見制度の認知度





⑫ 障害福祉関係事業所へのアンケート調査結果について

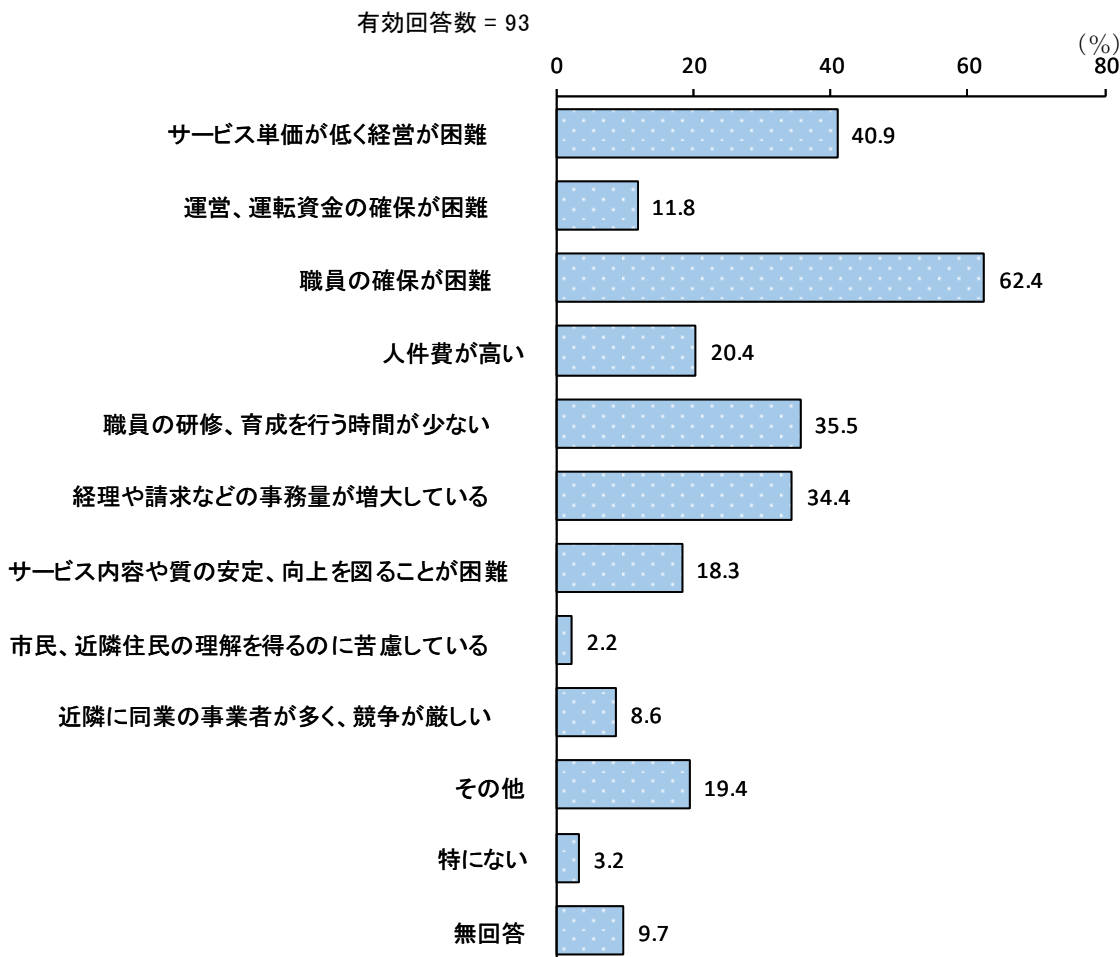
アンケート調査を行った事業所の職員の雇用形態としては、正規職員の平均が8.1人、非正規職員の平均は、5.9人となっています。

また、職員の年齢別平均人数は、「40歳代」が4.1人と最も多く、次いで「20歳代」が3.7人となっています。職員の勤続年数別平均人数は、「1年未満」が4.0人と最も多くなっています。

経営上の課題としては、「職員の確保が困難」が62.4%と最も高く、次いで「サービス単価が低く経営が困難」が40.9%となっています。

職員の過不足の状況としては、「大変不足している」が20.4%、「不足している」が29.0%、「やや不足している」が25.8%で、合わせると75.2%と高くなっています。

図 経営上の課題（複数回答）



(3) 誰もが共に暮らすための市民会議での主な意見

「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」第7条に定められた障害者施策の実施状況や課題に関する市民相互の意見交換の場として、「誰もが共に暮らすための市民会議」を設置しています。

「令和元年度第3回誰もが共に暮らすための市民会議」、及び「令和2年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議」では、主に次期障害者総合支援計画策定に向けてご意見をいただきました。テーマごとに取りまとめた代表的な意見は以下のとおりです。

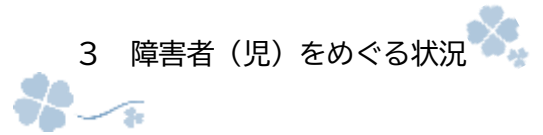
【障害に対する理解・啓発、権利擁護について】

- ・ 障害当事者であっても、障害に関わる法規を知らない人もいる。障害のある人となない人双方の「知る努力」なしには、共生社会は成り立たない。
- ・ 障害のない人たちにも、理解を深めてもらうほかに、障害当事者自らももっと積極的に社会参加していく必要がある。
- ・ 様々な生きにくさを感じている人がいること、それぞれに困り感が違うということを理解するために、正しい知識を広く啓発する活動が必要。
- ・ 障害者の生活においては、家族のサポートが大きいですが、家族が対応できない場合や家族亡き後を踏まえ、周囲の理解とつながりが大切。こうした状況を考慮して市民に障害に対する理解と啓発に取り組むべき。
- ・ ヘルプマークの認知度を上げてほしい。まずは、すべての市職員がヘルプマークを理解することが必要。

【福祉サービスについて】

- ・ 障害者の生活の中心は自宅であるため、介助者となる家族へのサービスを充実することが必要。
- ・ 生産年齢に当たる年代のニーズを反映した施策を検討するべき。
- ・ 誰しも金銭的支援は期待するもので、そういったサービスを求める声は多いが、本当に必要な人が、必要な支援を受けられるようにしてほしい。
- ・ まずは、サービスの利用希望者、制度の潜在的なニーズを掘り起こす作業が必要であり、利用が少ないサービスに照らし、制度の改善につなげていくべきである。
- ・ 福祉タクシー利用料金助成事業について、所得による給付制限を行うのではなく、障害の種別や程度に応じて助成されるよう制度を見直してほしい。また、1回で複数枚利用できるよう制度を見直してほしい。
- ・ 視覚障害者に対して、代読代筆の支援を福祉サービスの必須の事業として取り組み、また、その支援者の養成を行ってほしい。



**【住居について】**

- ・重度障害の人も生涯にわたって地域で暮らしていくためにはグループホームが不可欠だが、そのグループホーム自体が適正に運営していけるよう制度を整えてほしい。
- ・軽度障害の方が対象となっているグループホームだけではなく、重度・中度の方も入居できるグループホームも整備すべき。受け入れる障害の程度別に整備目標を策定してはどうか。
- ・施設での生活においては、防音性など、プライバシーに配慮した設備であるべき。
- ・グループホームなどの整備に当たっては、水害などの災害の影響を受けないような場所への開設を支援してはどうか。

【相談・支援について】

- ・相談を受ける側が適切な支援を実施できるよう、スキル向上のための研修を行ってほしい。
- ・各機関がそれぞれ持つ機能を活かした支援を行う為に、支援機関同士の連携を強化する取組が必要だと思う。
- ・大きな災害や感染症など、これまで経験したことがない問題が起こっており、障害のある家族との生活全般において、とても強い不安を感じている。
- ・子どもから大人まで、障害者のライフステージを通じて、切れ目のない支援が重要だと思う。
- ・当事者の年齢で分断されることなく、様々なニーズへ柔軟に対応できるよう、各組織が縦横に連携することで実施される事業を望む。
- ・障害者の就労支援について、それぞれの障害特性にマッチしたサービスの提供、提案していくなど、手厚い支援を実施すべき。

【情報の取得・コミュニケーション支援について】

- ・障害種別や年齢等をキーとして、利用できるサービスや各種手当、相談窓口等を検索できるサイトを作成してはどうか。紙媒体による情報は、障害の種類によってはとても使いづらい。
- ・聴覚障害者の中には、文章が苦手な方も多数いるため、パンフレットなどはパッと見てわかるような絵など、文章が苦手な方にもわかりやすくするための工夫を、当事者の意見を取り入れながら対応してほしい。
- ・障害者本人や家族が孤立しないように情報が得られる環境整備が必要である。



【障害児支援について】

- ・発達障害等の「見た目ではわかりづらい障害」は、誰にも気づかれにくいものであるため、乳幼児健康診査などをきっかけとして早期発見をすべきである。また、気づきのきっかけとなる保育園や幼稚園、小中学校の職員には、正しい知識を身に付けるための研修を実施すべき。
- ・通学の難しい子どもたちの訪問教育や、特別支援学校卒業後の生涯学習等の充実に向けた取組を広げてほしい。

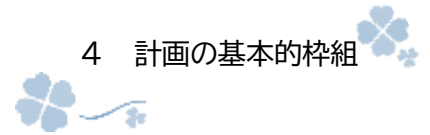
【危機対策について】

- ・災害時に、障害者は自宅待機することが安全と考える人もいるが、事態に応じて適切な避難行動がとれるように働きかけていくべきではないか。
- ・避難所の種類、とりわけ福祉避難所については周知がされていない状況であると感じている。
- ・災害時に、障害の特性に合わせた情報発信をしてほしい。
- ・要配慮者優先避難所だけでなく、指定避難所においても、障害者が必要な支援を受けられるような環境整備が必要。現状の指定避難所では、障害者が単独で避難生活を送るのは難しい。

【その他】

- ・障害のある子をサポートする親が亡くなったら、どのように子どもが生活していくのか、考えると夜も眠れないくらい不安になってしまう。
- ・障害福祉分野に携わる人材確保と定着支援が必要ではないか。
- ・市職員に研修を行い、障害への理解を深めることは大切であるが、実践しなければ身につかないため、例えば、簡単なものでも窓口対応において手話を使うなどしてはどうか。





4 計画の基本的枠組

(1) 基本方針

誰もが権利の主体として互いを尊重し、障害のあるなしに関係なく、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会をつくることを目指します。

誰もが権利の主体として、
安心して地域で生活できる社会の実現を目指して



(2) 基本目標

基本目標1 障害者の権利の擁護の推進

障害者を「保護の対象」として行ってきた施策方針を転換し、障害者を地域社会の一員として社会のあらゆる分野の活動に参加する「権利の主体」として捉え、市民の誰もが共に暮らせる地域づくりを進める必要があります。

このため、地域社会に幅広く障害者に対する理解を深める取組や、合理的配慮の提供をより一層促進する取組を行うとともに、障害者への差別や虐待の防止、解消に取り組むことで障害者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めます。

また、地域の中で、障害者がある人権を保障され、人間としての尊厳を保つためには、自らの生き方や必要とするサービスの主体的な選択・決定が極めて困難な場合であっても、障害者本人の基本的な人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが、本人の意思を理解し、引き出すことのできる体制を整備することにより、障害者が主体性を発揮できる地域づくりに努めます。



基本目標2 質の高い地域生活の実現

障害者には、乳幼児期から全ての年代において一貫した、切れ目のない、継続した支援が必要です。

このため、障害者それぞれが必要とする保育や療育、教育の実施に当たっては、各関係機関が連携して支援を行うとともに、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、身近な場所において生活全般にわたる保健・福祉・医療などの総合的なサービスが利用できる環境づくりを進めます。

さらに、国や県等の専門機関と有機的に連携して、その人の障害の特性に応じた適切な相談先に繋ぐ支援も行っていきます。

また、障害者が自らの利用するサービスを主体的に選択できるようにするためには、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの多様化と内容の充実に加えて、サービス提供者の能力と知識の向上を図るとともに、多様な選択が可能な社会にするための条件整備や支援が重要です。特に、障害者一人ひとりの生活状態や障害に合わせて、ニーズを正確に把握し、そのニーズに合ったサービスを提供できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

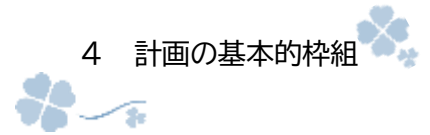
基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

全ての人が、共に協力し合い、支え合いながら、各分野で、生きがいをもって活動できる社会が求められています。障害のある人となない人が、あらゆる分野で共に活動するためには、それぞれの障害の特性に対する理解を前提とし、アクセシビリティに配慮した支援や環境の調整が必要です。

また、地域社会における就労、スポーツ、文化・芸術などの様々な活動において、障害のある人も、障害のない人も誰もが参加できる環境づくりに努め、障害のある人も様々な可能性の中から自分らしい生き方を選択できるよう、国や県等の専門機関と有機的に連携して支援することが必要です。

障害に関係なく、誰もが社会を構成する一員として、社会活動に参加し自己実現が可能な地域づくりに努めます。





基本目標4 障害者の危機対策

災害などの緊急時における障害者や高齢者などの避難行動要支援者への対策は、これまでも防災意識向上のための普及・啓発活動や避難行動要支援者名簿の作成、避難場所の体制整備、意思疎通に支障がある方への支援などといった取組を進めてきました。

これまでに起こった大規模な地震や風水害、感染症等の健康危機などにおける経験と教訓を踏まえ、実際に有効に機能する災害時の対策については、本市においても大きな課題と認識し、発災時に障害者が安全かつ速やかに避難することができ、意思疎通やアクセシビリティに関する支援や避難所での安定した避難生活の確保など、障害に応じた適切な配慮等の支援が提供できるよう対策を進める必要があります。

また、日常生活における救急や消費者トラブルなどの緊急時等についても、障害者が安心して地域生活が送れるよう支援を行います。



(3) 計画の体系

[基本方針]

[基本目標]

[基本施策]

誰もが権利の主体として、
安心して地域で生活できる社会の実現を目指して

基本目標1
障害者の権利の
擁護の推進

〔 条例第9～21、23、
29条関係 〕

(1) 障害者の権利の擁護に関する周知啓発
及び理解と交流の促進

(2) 障害を理由とする差別の解消

(3) 障害者への虐待の防止

(4) 成年後見制度の利用の支援

基本目標2
質の高い
地域生活の実現

〔 条例第22、24、27、
28、29条関係 〕

(1) ライフステージを通じた切れ目のない支援

(2) 障害者の自立の助長及びその家族の
負担の軽減のための総合的な支援

(3) 障害者の居住場所の確保

(4) 相談支援体制の充実

(5) 人材の確保・育成

基本目標3
自立と社会参加の
仕組みづくり

〔 条例第25、26、30条
関係 〕

(1) 情報アクセシビリティの向上
及び意思疎通支援の充実

(2) 障害者の就労支援

(3) アクセシビリティに配慮した空間の整備

(4) 外出や移動の支援

(5) 文化・スポーツ活動の促進

基本目標4
障害者の危機対策

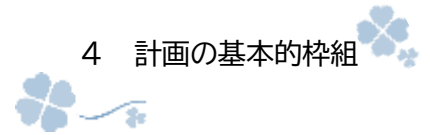
〔 条例第30条関係 〕

(1) 防災対策の推進

(2) 防犯等の対策



※各基本目標について、ノーマライゼーション条例の関係する条項を記載しています。



(4) 実施事業

基本目標 1 障害者の権利の擁護の推進

基本施策 (1) 障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進

実施事業		担当所管	頁
★①	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	障害政策課	63
★②	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	障害政策課	63
③	ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施	障害政策課	64
④	人権に関する学習の推進	人権教育推進室	64
⑤	交流及び共同学習の推進	特別支援教育室	64
⑥	心の健康に関する理解促進	こころの健康センター	64
⑦	精神疾患に関する理解促進	精神保健課	65
⑧	市職員の障害者への理解促進	障害政策課	65

基本施策 (2) 障害を理由とする差別の解消

実施事業		担当所管	頁
★①	障害者差別への適切な対応、支援の実施	障害政策課	67
★②	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施	障害政策課	67

基本施策 (3) 障害者への虐待の防止

実施事業		担当所管	頁
★①	障害者虐待への適切な対応、支援の実施	障害支援課	69
★②	虐待の防止のための研修の実施	障害支援課	69
③	虐待事案等への対応力向上	高齢福祉課 障害支援課	69



基本施策（４）成年後見制度の利用の支援

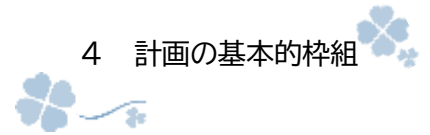
実施事業		担当所管	頁
①	成年後見制度の利用の促進	高齢福祉課 障害支援課	71
②	成年後見制度利用支援事業の実施	障害支援課	71

基本目標２ 質の高い地域生活の実現

基本施策（１）ライフステージを通じた切れ目のない支援

実施事業		担当所管	頁
①	乳幼児発達健康診査の実施	地域保健支援課	72
②	私立幼稚園等の特別支援事業の促進	幼児政策課	72
③	障害児等受入れ園への支援及び相談業務の充実	幼児政策課 保育課	72
④	療育体制の強化と効果的な支援の推進	総合療育センター ひまわり学園総務課・ 医務課 療育センターさくら草	73
★⑤	発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設	特別支援教育室	73
⑥	相談支援体制の充実	特別支援教育室	73
⑦	心身障害児特別療育費の補助	障害支援課	73





基本施策（2）障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための 総合的な支援

実施事業		担当所管	頁
★①	障害者（児）への福祉サービスの充実	障害支援課	75
★②	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	障害政策課	75
③	指導監査の実施	監査指導課	75
④	心身障害者医療費の給付	年金医療課	76
⑤	ふれあい収集の実施	資源循環政策課	76
⑥	聴覚障害者のための社会教養講座の実施	生涯学習振興課	76
★⑦	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	障害支援課 こころの健康センター 精神保健課	76
⑧	精神科救急医療体制整備事業の実施	健康増進課	77
⑨	ひきこもり対策推進事業の実施	こころの健康センター	77
⑩	依存症対策地域支援事業の実施	こころの健康センター	77
⑪	家族教室の開催	精神保健課	77
★⑫	高次脳機能障害の相談支援と普及啓発	障害者更生相談センター	78
★⑬	発達障害者（児）に対する支援の充実	障害政策課 障害者総合支援センター 総合療育センター ひまわり学園育成課 療育センターさくら草 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課	78

基本施策（3）障害者の居住場所の確保

実施事業		担当所管	頁
★①	グループホームの整備の促進	障害政策課	81
②	障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施	障害支援課	81
③	市営住宅における障害者などへの入居優遇	住宅政策課	81
④	民間賃貸住宅への入居支援	住宅政策課	81
⑤	居宅改善整備費の補助	障害支援課	82



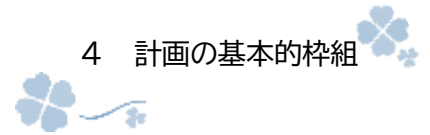
基本施策（４）相談支援体制の充実

	実施事業	担当所管	頁
①	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	障害支援課	83
②	精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催	こころの健康センター	83
★③	障害者生活支援センターの充実	障害支援課	83
④	精神保健福祉に関する相談の実施	精神保健課 こころの健康センター	84
⑤	障害者相談員の設置	障害支援課	84
⑥	聴覚障害者相談員の設置	障害支援課	84
⑦	福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実	福祉総務課	84

基本施策（５）人材の確保・育成

	実施事業	担当所管	頁
★①	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	障害政策課 障害支援課	86
★②	手話講習会の開催	障害支援課	86
★③	要約筆記者養成講習会の開催	障害支援課	87
④	市職員に対する手話等の研修の実施	障害支援課 人材育成課	87
⑤	高次脳機能障害に関する職員研修の実施	障害者更生相談センター	87
⑥	精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施	こころの健康センター	87
⑦	特別支援教育に関する教職員研修の実施	教育研究所	87
⑧	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	特別支援教育室	88
⑨	地域のネットワークを活用した人材育成	中央区役所支援課 岩槻区役所支援課	88
⑩	視覚障害者等用資料を作製する人材の育成	中央図書館 資料サービス課	88





基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

基本施策（1）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

実施事業		担当所管	頁
①	障害者等に配慮した情報提供	障害支援課 広報課	90
②	聴覚障害者への情報提供の充実	障害支援課	90
③	視覚障害者への情報提供の充実	障害支援課	91
④	選挙時の情報提供	選挙課	91
⑤	障害者用資料の収集と作製の充実	中央図書館 資料サービス課	91
⑥	図書館資料へのアクセスの確保	中央図書館 資料サービス課	92

基本施策（2）障害者の就労支援

実施事業		担当所管	頁
★①	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	障害者総合支援センター 労働政策課	93
②	障害者ワークフェア等共同開催事業	障害支援課 障害者総合支援センター	93
★③	障害者優先調達推進	障害支援課 障害者総合支援センター	93
★④	自主製品販売事業の活性化	障害支援課 障害者総合支援センター	94
⑤	さいたまステップアップオフィスにおける障害者の雇用と就労支援	人事課 教育総務課 障害者総合支援センター	94
⑥	重度障害者の就労支援事業	障害支援課	94



基本施策（3）アクセシビリティに配慮した空間の整備

実施事業		担当所管	頁
①	ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発	都市経営戦略部	96
②	福祉のまちづくりの推進	福祉総務課	96
③	バリアフリー化の推進	交通政策課 都心整備課	96
④	ノンステップバスの導入促進	交通政策課	97
⑤	公園リフレッシュ事業の実施	都市公園課	97

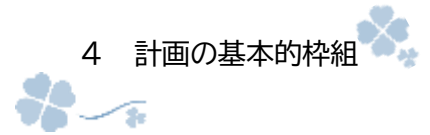
基本施策（4）外出や移動の支援

実施事業		担当所管	頁
★①	外出が困難な障害者（児）に対する社会参加の促進	障害支援課	99
②	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	障害支援課	99
③	自動車運転免許取得費の補助、自動車改造費の補助	障害支援課	99
④	リフト付き自動車の貸出し	障害支援課	99

基本施策（5）文化・スポーツ活動の促進

実施事業		担当所管	頁
①	東京 2020 大会に向けた気運醸成	オリンピック・パラリンピック部	101
②	障害者文化芸術活動の推進	障害政策課 文化振興課	101
③	全国障害者スポーツ大会への参加	障害政策課	102
④	ふれあいスポーツ大会の実施	障害政策課	102
⑤	スポーツ教室の充実	障害政策課	102
⑥	市立施設の使用料減免	障害支援課	102





基本目標4 障害者の危機対策

基本施策（1）防災対策の推進

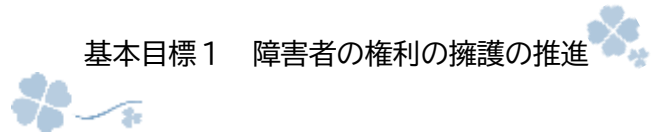
実施事業		担当所管	頁
★①	防災知識等の普及・啓発	防災課 障害支援課 福祉総務課	104
★②	要配慮者の避難支援対策の推進	防災課 福祉総務課	104
★③	避難行動要支援者名簿の活用	防災課 障害支援課 福祉総務課	105
★④	災害時等における確実な情報の発信	防災課	105
★⑤	防災訓練への障害者の参加	障害支援課 防災課	105

基本施策（2）防犯等の対策

実施事業		担当所管	頁
①	障害者支援施設等の防犯対策事業	障害政策課 障害支援課	107
②	緊急通報システムの設置	障害支援課	107
③	インターネット・メール・ファクスによる119番通報受信	指令課	107
④	緊急時安心キット配布事業	救急課	107
⑤	消費者行政の推進	消費生活総合センター	108







第2章

各論

基本目標1 障害者の権利の擁護の推進

基本施策（1）障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進

障害者や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の浸透や、障害者に対する理解と認識を深めるため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念の普及啓発をはじめとする各種啓発活動の推進を図るとともに、各種行事や顕彰等を実施し、障害のある人とない人との交流に努め、相互の理解を深めます。

実施事業

★① 障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発

《障害政策課》

「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念及び障害者の権利の擁護等について障害のある人やない人、民間事業者等に対する普及啓発活動を行うとともに、教育委員会と連携し、学齢期から障害についての理解促進を図ります。また、より多くの市民が障害者や障害について関心を寄せ、正しく理解してもらうための取組をより一層推進していきます。

★② 「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施

《障害政策課》

障害者施策の実施状況や課題等について、市民が相互に意見交換する場として、誰もが参加することができる市民会議を実施します。また、それぞれの障害の特性に配慮した資料作成や開催方法を工夫するなど、障害種別や障害のあるなしに関係なく、より幅広い市民に参加していただき、お互いの理解と交流を深める場としていきます。



③ ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施

《障害政策課》

障害者に対する理解を深めるとともに、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」(ノーマライゼーション条例)の理念の普及啓発を図ることを目的として、ノーマライゼーションカップを開催するとともに、毎年12月3日から9日までの1週間の「障害者週間」を記念して、市民に広く障害者への理解と関心を広めるとともに、障害者の社会参加を促進するため、さいたま市障害者協議会との共催により、啓発イベントを実施します。

開催に当たっては、学齢期から障害についての理解促進を図ることの重要性に鑑み、子どもたちを中心として、より多くの市民がノーマライゼーションの理念に触れることができるよう、更なる内容の充実を図ります。

④ 人権に関する学習の推進

《人権教育推進室》

地域住民の人権意識の高揚を図るため、障害のある人に対する人権問題などをテーマにした人権講演会を、人権教育集会所で開催及び生涯学習総合センターや公民館での人権講座開催の支援により、人権に関する学習を推進します。

また、身の回りの様々な人権問題に気づき、お互いの違いを認めることができるように、児童生徒による人権標語・作文の取組を行うなど、人権を尊重し合う教育を障害のある児童生徒にも、障害のない児童生徒にも行います。

⑤ 交流及び共同学習の推進

《特別支援教育室》

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むように交流及び共同学習を推進します。

⑥ 心の健康に関する理解促進

《こころの健康センター》

心の健康に関する講演会を開催し、精神保健福祉に関する適切な知識の普及啓発を図ります。





⑦ 精神疾患に関する理解促進

《精神保健課》

「統合失調症」や「躁うつ病」などをテーマとした講演会を開催し、精神障害者の自立と社会参加、及び精神障害に関する理解促進を図ります。

⑧ 市職員の障害者への理解促進

《障害政策課》

市職員の障害に対する理解を深め、障害の特性に応じた適切な窓口等での対応や庁内各部署の施策に活かすことを目的として、職員に対する研修を実施します。

成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
★①	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発 《障害政策課》	地域の中で障害のある人もない人も互いに理解し支えあっていると感じる市民の割合 【55%】	—	—	61%
		「自らが望む形で生活できている」と答えた障害者等の割合 【69%】	—	—	73%
③	ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施 《障害政策課》	各種啓発イベントの参加者数 【2,691人】	2,800人	2,900人	3,000人
		参加者アンケートによる障害について理解が深まったと回答する方の割合 【87.6%】	90%	90%	90%
④	人権に関する学習の推進 《人権教育推進室》	人権講演会を実施した人権教育集会所並びに人権講座を実施した生涯学習総合センター及び公民館の館数の割合 【77.4%】	100%	100%	100%
		人権標語・作文の応募点数 【163,476点】	164,000点	164,500点	165,000点



事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑦	精神疾患に関する 理解促進 《精神保健課》	参加者アンケートによる 満足度 【76.9%】	80%	80%	80%
⑧	市職員の障害者への 理解促進 《障害政策課》	研修参加者のアンケートに よる研修内容の役立ち度 【アンケート未実施】	70%	75%	80%





基本施策（2）障害を理由とする差別の解消

障害者の権利を守るため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に基づき、障害者に対する差別の解消や合理的配慮の提供を推進するための取組を引き続き実施します。また、障害者への差別が行われた場合には、相談や助言、あっせんなど適切な支援を行います。

実施事業

★① 障害者差別への適切な対応、支援の実施

《障害政策課》

障害者相談支援指針に基づき、関係機関と連携し、障害者が差別や不当な扱いを受けた際に、相談しやすい環境整備に努めるとともに、事実確認や助言、あっせんなど適切な支援を行います。困難事例等については高齢・障害者権利擁護センターと適切な連携を図るとともに、申立てに至った事案については障害者の権利の擁護に関する委員会において助言、あっせん等を実施します。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に基づき、市民や民間事業者等に対し、差別解消に関する啓発や合理的配慮の好事例の収集とその紹介等を行うとともに、民間事業者等が行う合理的配慮に要する費用の一部を補助するなど、地域における身近な差別の解消や合理的配慮の提供に関する取組をより一層推進していきます。

★② 差別の解消及び権利擁護のための研修の実施

《障害政策課》

障害を理由とする差別に関する相談等に対応する各区役所支援課や障害者生活支援センター、障害福祉サービス事業所等の職員等を対象に、障害者差別に関する基礎的な研修を実施するとともに、障害者の権利の擁護に関する理解を深めるための研修を実施します。

また、市の職員が障害者に対して適切な対応をしていくための指針として策定したさいたま市職員対応要領を活用し、市職員への意識の啓発を図ります。



成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
★①	障害者差別への適切な対応、支援の実施 《障害政策課》	差別解消のための周知啓発 【合理的配慮に関する好事例集やパンフレットの配布等による周知啓発活動を実施】	新たな合理的配慮に関する好事例の収集	新たな合理的配慮に関する好事例集の作成	新たな合理的配慮に関する好事例集を活用した啓発
★②	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施 《障害政策課》	研修参加者のアンケートによる研修内容の役立ち度 【アンケート未実施】	70%	75%	80%





基本施策（3）障害者への虐待の防止

障害者の権利を守るため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づき、障害者への虐待を防止するための取組を実施します。また、障害者に対する虐待には迅速に対応し、適切な支援を行います。

実施事業

★① 障害者虐待への適切な対応、支援の実施

《障害支援課》

障害者虐待の通報に際しては、障害者相談支援指針に基づき、支援課及び障害者生活支援センターが中心となって関係機関と連携し、緊急性の判断や被虐待者の安全確保を行うなど、関係法令による権限の行使も含めた適切な対応、支援を行います。

また、過去の虐待事案について、定期的な訪問等によるモニタリングや個別ケース会議を行うほか、障害者虐待により緊急に分離保護が必要な障害者を保護するための場を活用して、虐待への迅速な対応や未然防止に取り組みます。

★② 虐待の防止のための研修の実施

《障害支援課》

埼玉県虐待禁止条例において障害福祉サービス事業所等従事者の虐待防止研修の受講が義務化されたことなどを踏まえて、市内の障害福祉サービス事業所等に対する虐待防止研修を実施し、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、虐待発見後の適切な支援の強化を図ります。

③ 虐待事案等への対応力向上

《高齢福祉課、障害支援課》

高齢・障害者権利擁護センターにおいて、各区役所の高齢介護課・支援課及び地域包括支援センター・障害者生活支援センターといった相談支援機関からの、虐待事案等への対応に関する相談に、医師や弁護士などを含め、専門的な見地からの助言を行います。

また、相談支援機関の職員を対象に、虐待事案等への対応に資する研修を行います。



成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
★①	障害者虐待への適切な対応、支援の実施 《障害支援課》	緊急一時保護事業利用の対象見直し 【虐待事案のみ対象】	対象見直しの検討	対象見直し	対象見直し
★②	虐待の防止のための研修の実施 《障害支援課》	研修参加者のアンケートによる研修内容の役立ち度 【アンケート未実施】	70%	75%	80%
③	虐待事案等への対応力向上 《高齢福祉課、障害支援課》	研修受講者アンケートによる理解度 【アンケート未実施】	75%	80%	85%





基本施策（4）成年後見制度の利用の支援

判断能力が十分でないため契約や金銭管理が困難な障害者の権利や利益を保護し、地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の適切な利用を支援します。また、成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度を広く周知、啓発する取組を行います。

実施事業

① 成年後見制度の利用の促進

《高齢福祉課、障害支援課》

「成年後見制度利用促進法」に基づき、高齢・障害者権利擁護センターを中核に、地域の関係機関等と連携して、成年後見制度の広報、相談対応、市民後見人の養成及び活動支援等を行い、高齢者及び障害者の権利擁護を進めます。

② 成年後見制度利用支援事業の実施

《障害支援課》

判断能力が十分でない知的障害者や精神障害者等に対して、成年後見制度を適切に利用できるよう支援を行います。身寄りがない場合は市長による後見開始等審判の請求を行います。費用負担が困難な方へ制度利用に係る費用の助成を実施します。

成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	成年後見制度の利用の促進 《高齢福祉課、障害支援課》	セミナーを受講した市民の人数（累計） 【156人】	296人	366人	436人
		成年後見制度に関する市民からの新規相談対応件数 【118件】	120件	120件	120件
		市民後見人候補者へのフォローアップ研修受講率 【82%】	85%	85%	85%



基本目標2 質の高い地域生活の実現

基本施策(1) ライフステージを通じた切れ目のない支援

障害者に対し、乳幼児期から高齢期までの全てのライフステージを通じ、一貫した切れ目のない支援を行います。

また、障害者に対する教育については、障害者が生活する地域において受けることができるよう、障害者が必要とする教育内容と支援方法を把握し、その内容に沿った包括的な教育を行います。

実施事業

① 乳幼児発達健康診査の実施

《地域保健支援課》

乳幼児健康診査・育児相談などで、身体発育・精神言語発達等について、専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を行い、疾病の早期発見及び発育・発達の支援を行います。

② 私立幼稚園等の特別支援事業の促進

《幼児政策課》

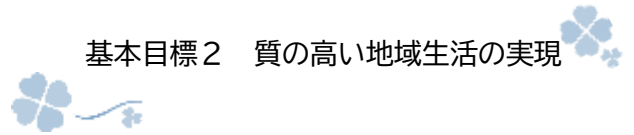
私立幼稚園等に通園する心身に障害のある幼児やその疑いのある幼児に対する特別支援教育の充実を図ります。特に対象の幼児がいる園については、補助職員の採用や特別支援に必要な用具の設置、教諭の研修等、園運営の円滑化や保育環境の充実に必要な経費の助成を行います。

③ 障害児等受入れ園への支援及び相談業務の充実

《幼児政策課、保育課》

保育者を対象とした専門知識を得るための研修の開催や巡回保育相談等の実施、私立幼稚園・保育所等において障害児等を受け入れる際に加配の保育者を配置するための人件費等を補助することにより、障害児等の受入れを促進します。





④ 療育体制の強化と効果的な支援の推進

《総合療育センターひまわり学園総務課・医務課、療育センターさくら草》

発達に遅れのある子どもや障害児等の早期発見と早期療育を行い、医療と福祉が一体となって専門的な立場から子どもの状態に合わせた療育や保護者支援を実施します。

また、障害のある子どもが身近な地域で適切な支援を受けられる環境を整備するため、医師による地域への支援を拡大します。

さらに、初診待ち期間の長期化及び療育センターが市西部に偏っている地域偏在を解消するため、新療育センターの設置について取り組みます。

★⑤ 発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設

《特別支援教育室》

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、身近な教室で障害に応じた特別の指導を受けられるよう、発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設を実施します。

⑥ 相談支援体制の充実

《特別支援教育室》

障害のある児童生徒が適切な支援を受けられるように特別支援教育相談センターにおいて、就学や発達の相談・支援を行います。

⑦ 心身障害児特別療育費の補助

《障害支援課》

重症心身障害児が入所している県内の施設に対し、直接処遇職員の人件費と貸おむつの費用の一部を特別療育費として補助することで、入所している重度障害児の処遇の適正化を図ります。



成果指標

業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
③	障害児等受入れ園への支援及び相談業務の充実 《幼児政策課、保育課》	発達に遅れ等のある児童に支援を行う幼児教育・保育施設の数 【221施設】	250施設	260施設	270施設
④	療育体制の強化と効果的な支援の推進 《総合療育センターひまわり 学園総務課・医務課、療育センターさくら草》	初診待ち期間 【61日】	59日	58日	57日
		医師による地域支援活動数（診療以外） 【94回】	95回	98回	100回
★⑤	発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設 《特別支援教育室》	発達障害・情緒障害通級指導教室の新增設数 【1教室】	3教室	3教室	3教室





基本施策（2）障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援

障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、それぞれの障害の特性や生活のしづらさに応じた各種サービスや手当等を支給するなど、障害者の自立の助長とその家族等の負担や不安を軽減するための必要な措置を講じるとともに、全ての市の機関が相互に連携し、障害者の地域生活の支援を行います。

実施事業

★① 障害者（児）への福祉サービスの充実

《障害支援課》

障害者（児）が地域で安心して暮らすために必要な各種障害福祉サービスや地域生活支援事業を提供するとともに、各種サービス等の提供体制の安定と充実を図ります。

※障害者総合支援法に基づく各種福祉サービス等は、「第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」に数値目標や見込量を記載しています。

★② 障害福祉サービス事業所等の整備の促進

《障害政策課》

国庫補助金を活用し、特別支援学校卒業後の障害者の社会的自立を支援するため、指導や訓練などを行う障害福祉サービス事業所等の整備を促進します。特に、重度障害者が利用する生活介護を行う障害福祉サービス事業所の整備を促進します。また、障害者の家族等の負担を軽減するため、短期入所事業所（ショートステイ）の整備に努めます。

③ 指導監査の実施

《監査指導課》

自立支援給付等対象サービスの質の確保及び自立支援給付等の適正化を図るため、指定障害福祉サービス事業者等に対し、人員、設備及び運営に関する基準等について指導監査を実施します。特に、新規事業所等の実地指導未実施の事業所に重点を置き、運営早期のうちに指導を行い、過誤等の長期化防止を図ります。



④ 心身障害者医療費の給付

《年金医療課》

心身障害者やその家族の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、身体障害者手帳1～3級所持の方、療育手帳①・A・B所持の方、精神障害者保健福祉手帳1級所持の方（精神病床への入院費用は助成対象外）、65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合等の障害認定を受けている方に対し、医療保険各法に基づく一部負担金を支給します。

⑤ ふれあい収集の実施

《資源循環政策課》

一人暮らしの高齢者や障害者等で、自らごみを収集所に出すことができない市民の方の自宅を市職員が訪問し、玄関先などからごみを収集します。

⑥ 聴覚障害者のための社会教養講座の実施

《生涯学習振興課》

聴覚障害者が社会生活を営む上で必要な知識・技能を習得するほか、意見・情報交換など交流の機会ともなる社会教養講座を実施します。

★⑦ 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築

《障害支援課、こころの健康センター、精神保健課》

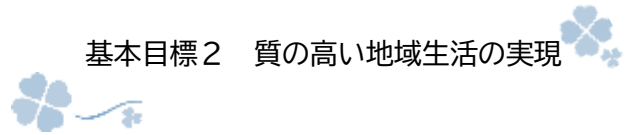
精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として地域自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

また、モデル事業を通じて蓄積した手法を活かして、地域ごとに精神科等医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図り、市全域での訪問支援（アウトリーチ）の実施を目指します。

併せて、地域の支援者等を対象とした研修会を実施します。





⑧ 精神科救急医療体制整備事業の実施

《健康増進課》

夜間、休日の緊急的な精神医療相談を精神科救急情報センターで行うことにより、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、引き続き埼玉県と共同で民間医療機関の輪番制による精神科救急医療体制整備事業を実施します。

⑨ ひきこもり対策推進事業の実施

《こころの健康センター》

「ひきこもり相談センター」において、不登校・ひきこもりの児童期から成人期の方を対象に、電話・面接等による専門相談を実施するとともに、関係機関との連携や普及啓発、人材育成を実施し、ひきこもり対策の推進を図ります。

また、ひきこもり当事者・家族を訪問等で支援するリレートサポーターを養成し派遣するほか、ひきこもり当事者を対象としたグループ活動を実施し、社会参加に向けた日常生活における様々なスキルを身に付けるための支援等を行います。

⑩ 依存症対策地域支援事業の実施

《こころの健康センター》

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者及びその家族を対象に、個別相談、グループ事業などを実施するとともに、地域の関係機関との連携や普及啓発、支援者養成を行い、依存症対策の推進を図ります。

⑪ 家族教室の開催

《精神保健課》

回復途上にある統合失調症患者の家族を対象に、統合失調症の疾患や障害、家族の対応の仕方や社会資源の活用について学習する教室を開催します。疾患や障害等の正しい知識の習得、家族自身の健康の向上を図ります。



★⑫ 高次脳機能障害の相談支援と普及啓発

《障害者更生相談センター》

高次脳機能障害者（児）及び家族等を対象に関係機関と連携を図りながら必要な相談支援を行うとともに、早期に適切な支援につなぐための普及啓発に取り組めます。また、地域相談会やグループ活動、家族教室、ピアサポーター養成講座を実施することにより、ピアカウンセリングや社会参加の場の創出、家族の負担軽減と対応方法の充実を図ります。

★⑬ 発達障害者（児）に対する支援の充実

《障害政策課、障害者総合支援センター、総合療育センターひまわり学園育成課、療育センターさくら草、子ども家庭総合センター子ども家庭支援課》

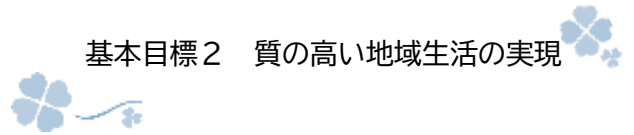
発達障害及びその疑いがある子どもの早期発見、早期支援を図るとともに、早期の発達相談や専門的な相談など必要な支援を行うため、発達障害児が日常を過ごす保育所、幼稚園及び療育施設等の職員に対して、専門職による支援を実施します。

また、保護者向けの支援として、障害児の行動を理解し、その対応方法の習得を目的とした保護者向け勉強会やペアレントトレーニング、発達障害児を育ててきた同じ立場の親が助言等を行うペアレントメンター事業を実施します。

保育施設等の子育て支援に携わるスタッフを対象に、子育て支援に役立つプログラムとツール（教材）の作成や、その活用法に関する研修等の開催、実践のフォローアップを実施することで、養育者が抱く子どもの発達・発育上の「心配事」や子ども自身の「困り感」に対応できる「インクルパートナー」を養成し、地域の子育て支援力の向上を目指します。

さらに、発達障害及びその疑いがある学生等を対象に、就労の選択肢や就職活動の進め方に関する講座を開催し、その人らしい自立を考える機会とする「学生向けキャリア形成支援事業」を行うとともに、発達障害者の社会参加を推進するため、「発達障害者社会参加事業」を実施し、発達障害者の日中体験活動の場、交流や仲間づくりを行う場等を提供し、社会参加意欲の向上や社会からの孤立の予防を図ります。





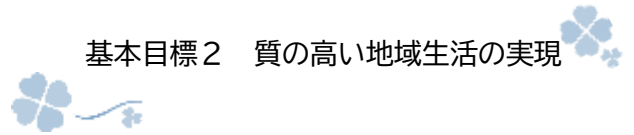
成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
★②	障害福祉サービス事業所等の整備の促進 《障害政策課》	国庫補助金を活用した障害福祉サービス事業所等の整備人数 【20人】	40人	40人	40人
③	指導監査の実施 《監査指導課》	指導監査実施事業所数 【146事業所】	146事業所	146事業所	146事業所
★⑦	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築 《障害支援課、こころの健康センター、精神保健課》	訪問支援(アウトリーチ)実施地域の拡大 【2区実施】	4区実施	6区実施	8区実施
⑨	ひきこもり対策推進事業の実施 《こころの健康センター》	思春期・成人期のひきこもり当事者グループ参加者へのアンケートによる満足度 【アンケート未実施】	90%	90%	90%
⑩	依存症対策地域支援事業の実施 《こころの健康センター》	支援者養成研修受講者へのアンケートによる役立ち度 【アンケート未実施】	70%	75%	80%
⑪	家族教室の開催 《精神保健課》	参加者アンケートによる理解度 【74.5%】	80%	80%	80%



事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
★⑬	発達障害者(児)に対する 支援の充実 《障害政策課、 障害者総合支援センター、 総合療育センター ひまわり学園育成課、 療育センターさくら草、 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課》	療育施設等へ実施した 支援内容の活用度 【アンケート未実施】	80%	80%	82%
		ペアレントメンター 相談・交流会等参加者数 (延べ) 【61人】	65人	70人	75人
		インクルパートナー 養成数 【現インクルパートナー 数212人】	70人	70人	70人
		発達障害者社会参加事業 利用登録者で、支援プログラ ムや講座に年2回以上 参加できた当事者の割合 【67%】	67%	70%	70%
		学生向けキャリア形成支 援事業支援者向け講座で、 内容が理解できたと回答 した支援者の割合 【90%】	90%	90%	90%





基本施策（3）障害者の居住場所の確保

障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、障害者の住まいの確保や、支援を行います。

実施事業

★① グループホームの整備の促進

《障害政策課》

障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、国庫補助金を活用し医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者や入所施設等からの地域移行を希望する障害者を受け入れるグループホームの民間整備を促進します。また、不動産会社等と連携して空き部屋や空地等を活用したグループホームの整備を促進します。

② 障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施

《障害支援課》

障害者生活支援センターが中心となり、障害者の居住場所の確保に係る調整等を行うとともに、障害者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活上の課題に応じた支援機関の紹介などを行います。

③ 市営住宅における障害者などへの入居優遇

《住宅政策課》

市営住宅への入居を希望する障害者への入居優遇措置を行うとともに、入居者の暮らしやすさを考慮した運用を図ります。

④ 民間賃貸住宅への入居支援

《住宅政策課》

高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者に対して、賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、賃貸人への入居促進に向けた啓発を図ることにより、民間賃貸住宅への入居を支援します。



⑤ 居宅改善整備費の補助

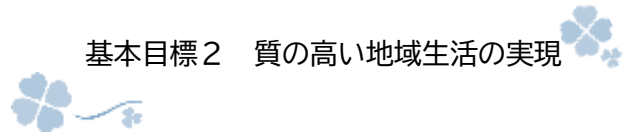
《障害支援課》

肢体不自由の方の暮らしを支援するため、居室、浴室、便所などの住居の一部を改修する場合の経費を補助します。

成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
★①	グループホームの整備の 促進 《障害政策課》	グループホームの 定員数増 【定員数 617人】	900人	1,010人	1,120人





基本施策（４）相談支援体制の充実

障害者やその家族などが、その人の実情に合った的確な情報の提供や相談を、身近なところで気軽に受けられるよう、各種相談窓口を設置するとともに、各種相談窓口に関する周知を図ります。

また、障害者の意思決定支援を踏まえ、障害者が自ら主体的に福祉サービス等を選択できるよう、様々な障害の特性に応じて、国や県等の専門機関などの関係機関と有機的な連携を図るとともに、地域のネットワークを活用し、相談支援に携わる支援者の質の向上を図るなど、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

実施事業

① 地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実

《障害支援課》

地域自立支援協議会を中心として、障害福祉に関する関係機関相互の連携体制を強化するとともに、地域の実情や課題について関係機関が情報を共有し、課題の解決に取り組んでいく場として、協議会の地域部会等を活用するなど、相談支援体制の充実を図ります。

また、障害者相談支援指針を周知、活用し、相談支援に携わる支援者の力量の高度平準化を図ります。

② 精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催

《こころの健康センター》

地域の精神保健福祉活動に携わる支援者と当事者や家族も含めた連携を推進するため、さいたま市精神保健福祉地域ネットワーク連絡会を開催します。

★③ 障害者生活支援センターの充実

《障害支援課》

障害者本人や家族からの様々な相談に対応できる身近な相談機関である障害者生活支援センターについて、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着等の課題への対応のため、体制及び人員の見直しや基幹相談支援センターを中心とした機能の強化を図るとともに、こころの健康センターや保健所等の関係機関との連携を密にし、相談支援体制の充実を図ります。



④ 精神保健福祉に関する相談の実施

《精神保健課、こころの健康センター》

精神保健課・各区役所保健センターでは、相互の連携を密にしながら、市民の身近な機関として、精神保健福祉に関する相談に対応します。さらに、必要に応じて、こころの健康センター・障害者総合支援センターや障害者生活支援センターなどの関係機関との連携を図ります。

こころの健康センターでは、依存症・自殺関連、ひきこもり、思春期等こころの健康に関する様々な相談に対応します。

⑤ 障害者相談員の設置

《障害支援課》

地域において身体、知的、精神、発達障害及び難病当事者や家族からの相談を受ける相談員を民間の協力者の中から委嘱し、必要な相談支援を行います。身近な地域で相談に応じることで在宅生活を支えるとともに、福祉事務所や障害者生活支援センターなどとの連携を強化し、障害者のニーズに即した対応を図っていきます。また、各区役所支援課に心身障害者相談員を配置し、障害者の家庭、生活等の問題及び更生援護相談に応じるほか、必要な助言及び指導を行い、福祉の増進を図るとともに、障害のある方やその家族等が参加するイベント等において、事業の周知に努めます。

⑥ 聴覚障害者相談員の設置

《障害支援課》

聴覚障害のある方を聴覚障害者相談員として設置し、特に聴覚障害者の就労や通院、学校などの日常生活上の問題について相談に応じ、必要な助言や情報提供などを行います。また、ホームページ等を活用し、事業の周知啓発に努めます。

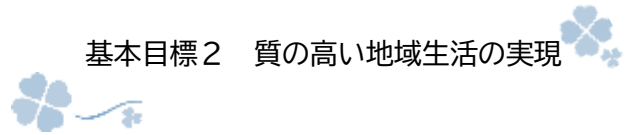
⑦ 福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実

《福祉総務課》

複合化・複雑化する地域生活課題の解決に向けて、各相談支援機関の連携強化に資する取組を実施します。協働の中核の機能を果たす役割として、区役所福祉課内に相談支援包括化推進員を配置し、各相談支援機関への適切なつなぎを行うほか、把握した地域生活課題の解決策を検討する場を主催するなど、

モデル事業における効果検証、課題整理等を踏まえ、包括的な支援体制の全区拡大に向けて、段階的に取り組めます。





成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実 《障害支援課》	地域部会の設置 【1区】	追加1区	追加1区	追加1区
★③	障害者生活支援センターの充実 《障害支援課》	基幹相談支援センター整備 【令和2年度 3か所目の整備】	追加1区	追加1区	追加1区
⑦	福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実 《福祉総務課》	包括的な支援体制の拡大 【令和2年度 1区】	4区	10区	—



基本施策（5）人材の確保・育成

必要な障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、民間事業者や関係機関等と連携し、障害福祉分野に関わる人材の確保を支援します。

あわせて、障害者の意思決定支援を踏まえた多様なニーズと実態の把握に努め、より質の高いサービスを提供するために、保健・医療・福祉等の関係機関や、地域の障害福祉サービス事業所等との連携を密にし、必要な人材の育成を図ります。

また、手話通訳者や要約筆記者の養成・確保や移動支援、代読・代筆支援、資料を作製する人材の育成等を行うことで、聴覚障害者等のコミュニケーションの支援や視覚障害者等の移動や情報アクセス、読書環境のアクセシビリティを高めます。さらに、高次脳機能障害など様々な困難を抱えた方の相談に対応できるよう職員等の研修を実施します。

実施事業

★① 障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援

《障害政策課、障害支援課》

障害福祉分野に関わる人材確保を図るため、民間事業者や関係機関等と連携し、障害福祉の魅力を発信する就職面談会を実施します。

また、障害福祉分野に関わる人材の職場定着を図るため、福祉・介護職員の安定的な処遇改善などを目的に創設された「福祉・介護職員処遇改善(特別)加算」、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」について、障害福祉サービス事業所に対して窓口や事業所全体への集団指導の場で周知啓発を行います。

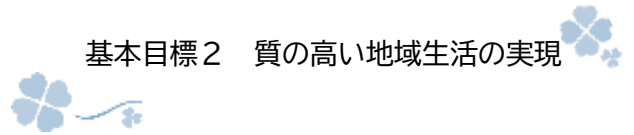
★② 手話講習会の開催

《障害支援課》

聴覚障害者にとって大切な言語である手話を学ぶことにより、聴覚障害者への理解を深め、聴覚障害者の社会参加とコミュニケーション支援の充実を図ることを目的として、手話奉仕員・手話通訳者養成講習会を開催します。

また、受講者の募集方法を工夫するなど受講機会を拡大し、手話通訳者の増員を図ります。





★③ 要約筆記者養成講習会の開催

《障害支援課》

聴覚障害者（難聴者・中途失聴者）の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、要約筆記を行うために必要な知識及び技術の習得を目的として、要約筆記者養成講習会（手書き・パソコン）を開催します。

④ 市職員に対する手話等の研修の実施

《障害支援課、人材育成課》

市職員の聴覚障害者への理解と人権意識を深めることを目的として、聴覚障害者への応対力を高める手話の実技研修や聴覚障害者の問題や生活について考える特別講演を実施します。

⑤ 高次脳機能障害に関する職員研修の実施

《障害者更生相談センター》

高次脳機能障害の支援に携わる職員のスキルアップを目的とした研修会を実施します。

⑥ 精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施

《こころの健康センター》

区役所職員や地域の関係機関で精神保健福祉業務に携わる職員等を対象とし、精神保健福祉に関する支援技術の向上を図るため、日常の相談業務に必要な基礎知識、専門的知識等に関する研修会を実施します。

⑦ 特別支援教育に関する教職員研修の実施

《教育研究所》

「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念を含めた教職員向けの特別支援教育に関わる研修を実施します。講義や演習を通して、障害の特性に応じた適切な指導の充実を図り、ノーマライゼーションの理念の啓発とそれを踏まえた指導力の向上を図ります。また、研修内容を校内研修や会議等で周知するよう、積極的に働きかけます。



⑧ 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上

《特別支援教育室》

教職員の特別支援教育に係る専門性の向上を図り、共生社会の形成を目指し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。

⑨ 地域のネットワークを活用した人材育成

《中央区役所支援課、岩槻区役所支援課》

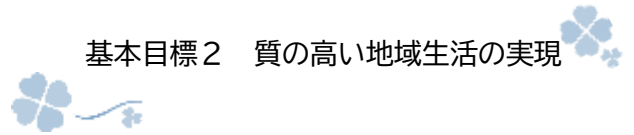
区役所において障害福祉を担当する支援課と、地域の事業所等の関係機関がネットワークを構築し、情報交換や意見交換を行い、地域課題の共有を通して、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

⑩ 視覚障害者等用資料を作製する人材の育成

《中央図書館資料サービス課》

点字資料、点訳絵本、デイジー図書などの視覚障害者等用資料を作製するボランティアを育成するため、講習会等を実施します。





成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
★①	障害福祉分野に関わる 人材確保・職場定着支援 《障害政策課、障害支援課》	就職面談会の来場者数 【未実施】	30人	40人	50人
★②	手話講習会の開催 《障害支援課》	修了者数 【218人】	220人	220人	220人
★③	要約筆記者養成講習会の 開催 《障害支援課》	修了者数 【7人】	10人	10人	10人
④	市職員に対する手話等の 研修の実施 《障害支援課、人材育成課》	実技研修・特別講演合計 参加者数 【53人】	60人	60人	60人
⑤	高次脳機能障害に関する 職員研修の実施 《障害者更生相談センター》	受講者アンケートによる 理解度 【アンケート未実施】	70%	75%	80%
⑧	特別支援教育に関する 教職員の専門性の向上 《特別支援教育室》	特別支援教育に関する専 門研修の実施回数 【20回】	20回	20回	20回
⑩	視覚障害者等用資料を作製す る人材の育成 《中央図書館 資料サービス課》	講習会等への参加人数 【74人】	50人	50人	50人



基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

基本施策（1）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

様々な障害の特性により意思疎通や情報取得が困難な障害者に対して、それぞれの障害の特性を理解し、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段や代読・代筆支援等の情報取得のために必要な配慮を行います。

また、市からのお知らせや行政サービス、イベントなどの情報提供に当たっては、ホームページやSNS等の様々な媒体やICTの利活用を促進するなど、それぞれの障害の特性に応じた、誰もが利用でき、わかりやすいものとなるように努めます。

さらに、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）が制定されたことを踏まえ、図書館において提供する書籍等については、視覚障害をはじめとした発達障害、肢体不自由等の障害により、読書が困難な方に対する配慮がなされた書籍等の量的拡充及び質の向上を図ります。

実施事業

① 障害者等に配慮した情報提供

《障害支援課、広報課》

障害福祉に関するサービスなどをまとめたガイドブックを作成し、障害者やその家族等が利用できるサービス等についての周知を図るとともに、利用者の利便性を向上させるために、利用できるサービス等を各障害別に整理して、わかりやすく周知します。また、視覚障害に配慮した媒体によるガイドブックや市報さいたまを発行します。

さらに、ホームページによる情報提供に当たっては、ユーザビリティやアクセシビリティなどの考え方に沿ったガイドライン（日本産業規格JIS X 8341-3等）に基づいて、ホームページの作成・公開を行います。

② 聴覚障害者への情報提供の充実

《障害支援課》

聴覚及び音声又は言語機能障害のある方が、各種の手続き、相談等を行う上で円滑にコミュニケーションが図れるよう、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。





③ 視覚障害者への情報提供の充実

《障害支援課》

視覚障害者向けに、新聞、雑誌、広報など必要な情報を定期的に点訳、音訳して提供するとともに、市内各区の情報や見どころについて、情報提供を行います。

④ 選挙時の情報提供

《選挙課》

さいたま市議会議員選挙及びさいたま市長選挙の執行に際し、選挙人に対してさいたま市選挙管理委員会が発行する選挙公報の情報を周知するため、視覚障害者向けに作成された音声テープ及びデージーCDを希望者に配布するとともに、デージーCDを市内図書館及び各区選挙管理委員会事務局に設置することにより、視覚障害者の投票環境の向上を図ります。また、選挙特設ホームページ等で、これらの周知を図ります。

また、各投票所にコミュニケーションボードを設置するなど、さまざまな障害に応じた投票環境の向上を図ります。

⑤ 障害者用資料の収集と作製の充実

《中央図書館資料サービス課》

いろいろな方が図書館を活用できるように、一般の図書資料だけでなく、大活字資料や視聴覚資料（字幕付映像資料を含む）の充実を図るとともに、資料を検索しやすいように図書館ホームページのアクセシビリティを高めます。

また、活字をそのままでは利用できない方のために、利用できるよう変換し、点字資料、デージー資料、点訳絵本等として作製し、提供します。

さらに、さいたま市図書館が作製した点字資料、デージー資料の視覚障害者等用データを国立国会図書館に提供し、活字をそのままでは利用できない方がダウンロードして利用できるようにします。



⑥ 図書館資料へのアクセスの確保

≪中央図書館資料サービス課≫

図書館へのアクセスが困難な方に対して実施している宅配（郵送）サービスについて、PRを強化し、利用者数、貸出点数を拡大します。

成果指標

事業名 ≪担当所管≫		成果指標 【現状】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑤	障害者用資料の収集と作製の充実 ≪中央図書館資料サービス課≫	所蔵数 (デジタル図書、点字資料、点訳絵本) 【1,891タイトル】	1,920 タイトル	1,940 タイトル	1,960 タイトル
		国立国会図書館への視覚障害者等用データの提供数 【779タイトル(累計)】	20 タイトル	20 タイトル	20 タイトル
⑥	図書館資料へのアクセスの確保 ≪中央図書館資料サービス課≫	宅配（郵送）サービス登録者数 【43人】	48人	50人	52人
		宅配（郵送）サービス貸出点数 【440点】	460点	480点	500点





基本施策（2）障害者の就労支援

障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談支援、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後のフォローまで一貫した、きめ細やかな支援を実施します。さらに、障害特性やニーズに合わせて、適切な機関につなぐ支援を行います。

また、就労継続支援事業所等における福祉的就労についても、適切な工賃が確保できるよう支援します。

実施事業

★① 障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実

《障害者総合支援センター、労働政策課》

障害者総合支援センターを拠点として、就労を希望する障害者や就労している障害者が安心して働き続けるための支援を行います。

個々の障害の特性に適した支援を行うため、国や県などの専門機関と有機的な連携を図り、就労への支援を行います。また、障害者雇用への理解促進、雇用の場の創出・拡大を図ります。

さらに、就労後、必要とされる事業所にジョブコーチを派遣し、就労の相談や職場環境の調整を行い、職場定着における支援の充実を図ります。

② 障害者ワークフェア等共同開催事業

《障害支援課、障害者総合支援センター》

障害者の就労に関する理解を深め、障害者雇用の一層の促進を図るため、公共職業安定所や埼玉県就業支援課と協力して、「障害者就職面接会」及び「障害者ワークフェア」を共同開催します。

★③ 障害者優先調達推進の推進

《障害支援課、障害者総合支援センター》

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者等の経済面の自立を進めるため、優先調達推進方針を策定し、障害者就労施設等からの優先的、積極的な物品等の購入に全庁的に取り組みます。



★④ 自主製品販売事業の活性化

《障害支援課、障害者総合支援センター》

障害者の工賃の向上を図るとともに、障害に対する理解を促進するため、市民が多く集まるイベント等への出店など、障害者の自主製品の販売の機会の創出に取り組みます。

また、自主製品の開発や品質の向上を図るために、その指導等を行うアドバイザーの派遣等に取り組みます。

⑤ さいたまステップアップオフィスにおける障害者の雇用と就労支援

《人事課、教育総務課、障害者総合支援センター》

さいたま市において、民間企業等へ直接就職することが困難な知的障害者や精神障害者を雇用し、さいたまステップアップオフィスにおける就労経験を通して、課題の改善や一般就労に必要なスキルを習得することで、民間企業等への就職（ステップアップ）を支援します。

⑥ 重度障害者の就労支援事業

《障害支援課》

重度障害者の日常生活に係る支援を、在宅における就労中にも行うことで重度障害者の就労機会の拡大に取り組みます。





成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
★①	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実 《障害者総合支援センター、労働政策課》	企業開拓により、事業者が新規に障害者雇用を始めた件数 【0件】	1件	1件	2件
		障害者総合支援センター登録者の就労増員数 【70人】	90人	91人	92人
		受入協力企業での実習件数 【39件】	45件	46件	47件
★③	障害者優先調達推進 《障害支援課、障害者総合支援センター》	障害者就労施設等からの調達件数 【205件】	225件	230件	235件
★④	自主製品販売事業の活性化 《障害支援課、障害者総合支援センター》	カタログを活用した周知啓発 【カタログ作成】	カタログを活用した周知啓発	カタログを活用した周知啓発	カタログを活用した周知啓発
⑤	さいたまステップアップオフィスにおける障害者の雇用と就労支援 《人事課、教育総務課、障害者総合支援センター》	障害者の雇用者数 【18人】	18人	18人	18人
		退職時の民間企業等への就職率 【75%】	100%	100%	100%



基本施策（3）アクセシビリティに配慮した空間の整備

公共建築物、道路、公園、公共交通機関の施設などの既存施設について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）や日本産業規格等の主旨を踏まえ、バリアフリー化に努めるとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れるなど、アクセシビリティに配慮した誰もが快適に安心して利用できるものに整備していきます。

実施事業

① ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発

《都市経営戦略部》

ユニバーサルデザインの都市づくりを推進するため、ユニバーサルデザイン推進基本指針に基づき、職員への意識啓発として、職員向け研修や庁内の取組に関する情報共有・発信等を行います。

② 福祉のまちづくりの推進

《福祉総務課》

高齢者、障害者等をはじめとする全ての市民が安心して生活し、誰もが心豊かに暮らすことができる都市の実現のために、ハード面における整備基準に基づく審査を行うほか、小・中学校を中心とした地区で「モデル地区」を設定し、障害のある方や市福祉関係団体、保護者等の協力を得て、児童生徒と地域ぐるみで福祉のまちづくりを共に学びあう「モデル地区推進事業」を実施するなど、ソフト面における「心のバリアフリー」を推進します。

③ バリアフリー化の推進

《交通政策課、都心整備課》

さいたま市バリアフリー基本構想に基づき、事業者や教育機関等と連携し、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を推進します。

ホームドア未設置の市内駅については、事業者に対して、ホームドア設置に対する補助や早期設置の要望を実施します。

また、さいたま新都心のけやきひろばに設置された「さいたま新都心ふれあいプラザ」においては、車いす体験、白杖体験などのバリアフリー体験をとおり、支え合いの心を醸成・発信することで、すべての人が安心して快適に活動できるまちづくりを推進します。



④ ノンステップバスの導入促進

《交通政策課》

高齢者や障害者等の移動円滑化を図るため、エレベーター、エスカレーター、スロープ等の設置によりバリアフリー化されている、もしくはその計画がある鉄道駅に乗り入れるバス路線を対象として、事業者が導入するノンステップバス費用の一部を助成します。

⑤ 公園リフレッシュ事業の実施

《都市公園課》

さいたま市福祉のまちづくり条例に基づくみんなのトイレの整備（建替・新設）など、老朽化が進む公園施設の改修及び質的向上を図ります。



成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発 《都市経営戦略部》	研修受講者アンケートによるユニバーサルデザインについての役立ち度 【アンケート未実施】	80%	85%	90%
②	福祉のまちづくりの推進 《福祉総務課》	モデル地区推進事業参加者へのアンケートによる理解度 【96%】	90%	90%	90%
③	バリアフリー化の推進 《交通政策課、都心整備課》	バリアフリー設備の補助 【南浦和駅・北浦和駅（京浜東北線ホーム）のホームドア設置完了】	京浜東北線大宮駅のホームドア整備着手	京浜東北線大宮駅のホームドア設置完了	市内駅のホームドア早期設置を要望
④	ノンステップバスの導入促進 《交通政策課》	ノンステップバスの導入率 【67.7%】	68%	69%	69%
⑤	公園リフレッシュ事業の実施 《都市公園課》	「みんなのトイレ」整備箇所数 【2か所整備】	新たな整備箇所の検討	1か所	1か所





基本施策（４）外出や移動の支援

障害者が、社会の様々な分野に積極的に参画し、生きがいをもって暮らせるよう、タクシー利用に関するサービスや軽自動車税の減免など各種サービスを提供し、外出や移動の支援を行います。

また、必要なサービスが利用できるよう、各種サービスに関する周知を図ることで、障害者の社会参加を促進します。

実施事業

★① 外出が困難な障害者（児）に対する社会参加の促進

《障害支援課》

事業所等に対し広く周知啓発を行い、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のために移動介護を行う事業への参入を促すことで、外出が困難な障害者（児）の社会参加を促進します。

② 福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施

《障害支援課》

重度障害者等の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金又は自動車燃料費を助成します。

③ 自動車運転免許取得費の補助、自動車改造費の補助

《障害支援課》

就業等を行う身体障害者の自動車免許取得に要する費用及び自動車の改造に要した費用の一部を助成することにより、身体障害者の社会参加を促進します。

④ リフト付き自動車の貸出し

《障害支援課》

障害者の社会参加活動を支援するため、外出の困難な重度の身体障害者を対象に、車いすのまま乗車できるリフト付き自動車を貸出します。



成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
★①	外出が困難な障害者（児） に対する社会参加の促進 《障害支援課》	移動支援事業所数 【164事業所】	2事業所増	2事業所増	2事業所増





基本施策（5）文化・スポーツ活動の促進

障害の有無や障害の種別・程度を超えて交流し、それぞれの理解を深め、自己実現を図るため、各種文化・スポーツ活動への参加を促進します。

また、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立を踏まえ、様々な障害の特性に応じて、障害者が文化芸術を鑑賞、発表をする機会の充実に努めます。

実施事業

① 東京2020大会に向けた気運醸成

《オリンピック・パラリンピック部》

年齢、性別、障害の有無に関わらず多くの市民が様々なスポーツを体験できる「さいたまスポーツフェスティバル」をオリンピック・パラリンピック競技種目を中心とした内容で開催します。

東京2020大会のレガシーとして、本市が会場であるサッカー及びバスケットボール競技において、トップスポーツチーム等と更なる連携を図り、競技の普及・発展を推進するほか、大会に向けて高まったスポーツへの関心を生涯スポーツの振興へつなげます。

また、本事業では、障害者に対する理解と認識を深めるため、ノーマライゼーションの理念の普及啓発をはじめとする各種啓発活動も行います。

② 障害者文化芸術活動の推進

《障害政策課、文化振興課》

障害者の文化芸術活動を奨励することにより、障害者の生きがいづくりや社会参加の促進を推進するとともに、その作品等を広く展示・公開することによって、市民の障害者に対する理解の促進を図ります。

また、関係機関と連携しながら、障害者の文化芸術に関する情報提供や、必要に応じて障害福祉サービス事業所等に対してあっせん等を行います。





③ 全国障害者スポーツ大会への参加

《障害政策課》

競技などを通じスポーツの楽しさを体験するとともに、市民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加を促進するため、障害者スポーツの全国的な祭典である全国障害者スポーツ大会への参加を支援します。

④ ふれあいスポーツ大会の実施

《障害政策課》

障害のある人もない人も、スポーツを通じ相互に親睦を深め、心身のリフレッシュを図るとともに、ボランティアなどとの交流を促進するため、障害者団体などと連携し、ふれあいスポーツ大会を実施します。

⑤ スポーツ教室の充実

《障害政策課》

スポーツを通じて、障害者の社会参加の促進や健康増進を図るため、スポーツ教室を実施します。開催にあたっては、より幅広い方が参加できるよう、教育委員会と連携し小中学校の特別支援学級等への訪問型の開催を行うなど内容の充実を図ります。

⑥ 市立施設の使用料減免

《障害支援課》

経済的な負担を軽減し、障害者の社会参加の促進を図るため、障害者とその介助者の利用に関わる市の施設の使用料を減免します。





成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	東京2020大会に向けた 気運醸成 《オリンピック・ パラリンピック部》	さいたまスポーツフェス ティバルの来場者の満足 度 【94%】	95%	—	—
②	障害者文化芸術活動の推進 《障害政策課、文化振興課》	「障害者週間」市民のつど いでの出品作品数 【91作品】	95作品	95作品	95作品
		各種啓発イベントでのステ ージ発表当事者団体の数 【4団体】	5団体	5団体	5団体
④	ふれあいスポーツ大会の 実施 《障害政策課》	参加者アンケートによる 次年度も参加したいと感じ た方の割合 【88.8%】	90%	90%	90%
⑤	スポーツ教室の充実 《障害政策課》	参加者アンケートによる 次回も参加したいと感じ た方の割合 【アンケート未実施】	80%	85%	90%



基本目標4 障害者の危機対策

基本施策（1）防災対策の推進

これまでに起こった大規模な地震や風水害、感染症等の健康危機などにおける経験と教訓を踏まえ、災害時等において障害者に対し、必要な情報や適切な支援が提供できるよう、SNSなどの様々な媒体を活用した迅速な情報提供や避難所の整備など各種取組を進めます。

また、地域における防災対策の推進を図るため、災害時において要配慮者となる障害者等に対し必要な支援や配慮を行えるようにするために策定した「災害時要配慮者支援マニュアル」や、自治会・自主防災組織や民生委員等による避難行動要支援者名簿の活用を図るほか、障害者が参加できる防災訓練を実施します。

実施事業

★① 防災知識等の普及・啓発

《防災課、障害支援課、福祉総務課》

災害時における要配慮者である障害者に必要な支援や配慮について、さいたま市災害時要配慮者支援マニュアルにより、支援者や地域住民への周知を図ります。

また、障害特性に配慮した媒体を含む防災ガイドブックを全戸配布し、避難行動要支援者が必要とする援助の内容が分かる防災・緊急時安心カードの普及や、災害時における食料や水、必要な装具等の備蓄をよびかけるとともに、家具の転倒防止や緊急避難場所・避難所の把握、近隣住民とのコミュニケーションといった災害に対する事前準備をよびかけることで、地域における住民、障害者やその家族の防災意識の向上を図ります。

さらに、多数の障害者等が利用する社会福祉施設における防災計画等の作成の中で、物資の備蓄等も含めた防災対策への協力を促します。

★② 要配慮者の避難支援対策の推進

《防災課、福祉総務課》

要配慮者が安心して避難所へ避難できるようにするために、専門的なケアが必要な要配慮者を受け入れる福祉避難所の拡大を図るとともに、開設訓練を実施するなど、福祉避難所の機能を強化します。



★③ 避難行動要支援者名簿の活用

《防災課、障害支援課、福祉総務課》

避難行動要支援者である障害者の状況を把握し、災害時における地域での障害者支援を推進するため、地域防災計画に基づき避難行動要支援者名簿を、自主防災組織、自治会、民生委員に提供します。併せて名簿を新規で渡す際に同封する案内の見直しを適宜行うとともに、名簿を活用した訓練を実施するなど、より一層名簿の活用を促進します。

また、自主防災組織、自治会及び民生委員による、避難行動要支援者の避難先、避難経路、手段等をまとめた個別避難支援プランの作成を推進します。

★④ 災害時等における確実な情報の発信

《防災課》

災害時等における情報伝達にあたり、障害の特性に応じ多様な情報収集手段を確保するため、また、障害者の避難誘導を支援する市民等への適切な情報伝達を行うため、防災行政無線放送やテレビといった手段に加え、メールやアプリ、災害時防災情報電話サービス等のICTを活用した情報伝達システムを整備し、適切に運用します。

★⑤ 防災訓練への障害者の参加

《障害支援課、防災課》

市総合防災訓練及び各区の避難所運営訓練において、誰もが参加できる防災訓練を実施し、地域全体による災害時の体制整備に努めます。

また、それぞれの防災訓練において、地域に住んでいる障害者の参加を促し、障害者自身が災害時の避難行動等の理解を深めるとともに、障害や障害者に関する理解を深める訓練を実施します。



成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
★①	防災知識等の普及・啓発 《防災課、障害支援課、 福祉総務課》	災害時要配慮者支援マニュアルの周知啓発 【周知・啓発】	周知・啓発	周知・啓発	周知・啓発
		浸水想定区域における障害者支援施設等の避難確保計画策定率 【32%】	70%	85%	100%
★②	要配慮者の避難支援対策の推進 《防災課、福祉総務課》	福祉避難所開設訓練の実施回数 【全ての施設に対して 順次実施】	24回	24回	24回
★③	避難行動要支援者名簿の活用 《防災課、障害支援課、 福祉総務課》	避難行動要支援者名簿を活用した訓練を実施した自主防災組織数 【524組織】	350組織	524組織	580組織
★④	災害時における確実な情報の発信 《防災課》	防災行政無線メール、災害時防災情報電話サービス事業等、避難情報を受領できるサービス登録者数 【累計登録件数 14,760件】	累計登録件数 31,000件	累計登録件数 37,000件	累計登録件数 43,500件
★⑤	防災訓練への障害者の参加 《障害支援課、防災課》	訓練参加者（障害者に対応する訓練の参加者）を対象にアンケートを実施し、障害及び障害者への理解度調査 【アンケート未実施】	90%	90%	90%
		各区避難所運営訓練への障害者の参加者数 【30人】	30人	30人	30人



基本施策（2）防犯等の対策

障害者が地域社会において安心して暮らせるよう、緊急時や防犯等の対策を図るほか、消費者トラブルの防止や被害への支援を行います。

実施事業

① 障害者支援施設等の防犯対策事業

《障害政策課、障害支援課》

国庫補助金を活用し、障害者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラの設置や外構等の設置・修繕などの必要な安全対策に要する費用について、補助を行います。

また、障害福祉サービス事業所の職員を対象に、防犯意識の向上を図るため、警察等と連携した研修を実施します。

② 緊急通報システムの設置

《障害支援課》

重度障害者の緊急時の対応を図るため、ボタン一つで通報することができる緊急通報システムを設置します。

③ インターネット・メール・ファクスによる119番通報受信

《指令課》

いつ起こるか判らない災害に対し、発声による119番通報が困難な方を対象とした災害通報方法として、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能やメール機能、ファクスを活用し、障害者が消防機関へ緊急通報する際に、文字による確実な通報受信を行います。

④ 緊急時安心キット配布事業

《救急課》

救急車の要請に際し、かかりつけ医療機関や緊急時の連絡先などの情報を保管して、円滑な救急搬送につなげるための緊急時安心キットの広報を行うとともに、無料で配布します。



⑤ 消費者行政の推進

《消費生活総合センター》

障害者の消費者被害の未然防止のため、障害者関係機関と連携し、出前講座の実施やチラシ配布等、様々な場で情報提供、普及啓発を行います。

また、消費者被害への支援のため、相談者の必要に応じて筆談等による消費生活相談を実施します。

成果指標

事業名 《担当所管》		成果指標 【現状】	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	障害者支援施設等の防犯対策事業 《障害政策課、障害支援課》	警察などの関係機関と連携した研修の実施 【未実施】	研修実施の検討	研修を実施	研修を実施
⑤	消費者行政の推進 《消費生活総合センター》	消費生活相談員が講師をした出前講座で「とても役に立った」「役に立った」と回答した参加者の割合 【90.5%】	90%	90%	90%



第 3 章

第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画

1 数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画に係る基本指針では、第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画に引き続き、福祉施設の入所者の地域生活への移行を進める観点から、令和 5 年度末における地域生活に移行する人の数と施設入所者数を目標値として設定することとしています。

【国指針】

- ・令和元年度末の施設入所者数の 6%以上が地域生活に移行
- ・令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減

目 標 値		設定の考え方
令和 5 年度末までの地域生活移行者数	46 人	令和元年度末時点の施設入所者数 (760 人) の 6%以上が地域生活へ移行
令和 5 年度末の施設入所者数	747 人	令和元年度末時点の施設入所者数 (760 人) から 1.6%以上削減

【施設入所者の地域生活への移行に向けた取組】

ただ単に施設から出たということではなく、地域生活へ移行した後も定着していける支援が求められており、各区の障害者生活支援センターの相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障害者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。





(2) 精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本方針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、入院中の精神障害者に関する目標値を定めることとしています。

【国指針】

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇：316日以上とすることを基本
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数の令和5年度末の全国の目標値は平成30年度と比べて6.6～4.9万人減少
- ・令和5年度における退院率を3ヶ月時点69%以上、6ヶ月時点86%以上、1年時点92%以上とすることを基本

【精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築に向けた取組】

国の指針を踏まえ、精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として地域自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

また、モデル事業を通じて蓄積した手法を活かして、地域ごとに精神科等医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図り、市全域での訪問支援（アウトリーチ）の実施を目指します。併せて、地域の支援者等を対象とした研修会を実施します。

なお、埼玉県における目標値は、次のとおりとなっています。

【参考：埼玉県における目標値】

- ・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：316日以上
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上）：算出中
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳未満）：算出中
- ・精神病床における入院後3か月時点の退院率：69%
- ・精神病床における入院後6か月時点の退院率：86%
- ・精神病床における入院後1年時点の退院率：92%



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに一つ以上を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとしています。

【国指針】

- ・令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する

目 標 値	設定の考え方
地域生活支援拠点等の運用状況について、年1回以上検証・検討	地域自立支援協議会の地域部会等の場を活用する

【地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた取組】

障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。また、検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、地域自立支援協議会の地域部会等の場を活用して協議を進めます。





(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等及び就労定着支援事業等（※）を通じて、令和5年度中に一般就労へ移行及びその定着する人の目標値を設定することとしています。

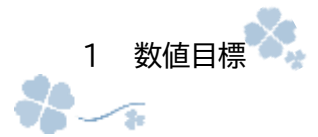
（※）就労移行支援事業所等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

【国指針】

- ・令和5年度までに、福祉施設から一般就労へ移行させる人数を令和元年度実績の1.27倍以上
- ・令和5年度までに、就労移行支援から一般就労へ移行させる人数を令和元年度実績の1.30倍以上
- ・令和5年度までに、就労継続支援A型から一般就労へ移行させる人数を令和元年度実績の1.26倍以上
- ・令和5年度までに、就労継続支援B型から一般就労へ移行させる人数を令和元年度実績の1.23倍以上
- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本
- ・令和5年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場に定着させる割合が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本

目 標 値		設定の考え方
令和5年度の 一般就労移行者数	363人	令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数 令和元年度実績値の1.27倍以上
令和5年度の 一般就労移行者数 (就労移行支援)	255人	令和5年度就労移行支援から一般就労への移行者数 令和元年度実績値の1.30倍以上
令和5年度の 一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	57人	令和5年度就労継続支援A型から一般就労への移行者数 令和元年度実績値の1.26倍以上
令和5年度の 一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	51人	令和5年度就労継続支援B型から一般就労への移行者数 令和元年度実績値の1.23倍以上





目 標 値		設定の考え方
令和5年度における就労定着支援事業の利用割合	7割	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	7割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合

【福祉施設から一般就労への移行等に向けた取組】

障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、就労移行支援事業を活用していただくことで、障害者の一般就労移行を促進するため、障害者就労施設等からの物品等の優先調達や障害者施設に通所する障害者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。





(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をすることとしています。また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置をすることとしています。

【国指針】

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する
- ・令和5年度までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保する
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする
- ・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保険、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする

目標値		設定の考え方
令和5年度末までに児童発達支援センターの設置数	－ (設置済)	令和元年度末時点の事業所数：6か所
令和5年度末までに保育所等訪問支援事業所の設置数	－ (設置済)	令和元年度末時点の事業所数：10か所
令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の設置数	－ (設置済)	令和元年度末時点の事業所数：4か所
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	－ (設置済)	地域自立支援協議会を活用した協議の場を設置
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	各区にコーディネーターを配置



【障害児支援の提供体制の整備等に向けた取組】

障害児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置していきます。また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設け、各区にコーディネーターを配置します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行くこととしています。

【国指針】

- ・令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保

目 標 値		設定の考え方
令和5年度末時点の基幹相談支援センターの設置	6か所目の整備	令和2年度時点の事業所数：3か所

【相談支援体制の充実・強化等に向けた取組】

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを設置し、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。





(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針では、障害福祉サービス等は多様化しており、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくこととしております。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するため、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することとしております。

【国指針】

- ・令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

目 標 値		設定の考え方
サービスの質の向上を図るための体制	検討	地域自立支援協議会の場を活用して、サービスの質を向上させるための体制について検討する

【障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組】

障害者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討に当たっては、地域自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。





2 訪問系サービスの見込量と確保のための方策

(1) 訪問系サービスの見込量

① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

「居宅介護」（ホームヘルプサービス）は、障害支援区分が区分1以上の人が対象となり、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

これまでの利用実績に基づき、見込量を設定します。

② 重度訪問介護

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由者や知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する人が対象となり、居宅介護のサービスやその他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

③ 同行援護

「同行援護」は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等を対象に移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護、その他外出する際に必要となる援助を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

④ 行動援護

「行動援護」は、知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動をする際の必要な援助を行います。

障害支援区分が区分3以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の人を対象となります。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、数値目標を設定します。





⑤ 重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する人で、障害支援区分が区分6の人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人に対して居宅介護等、その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。

これまでも利用実績がなく、また、サービス利用対象者が限定的であることから今後も増加は見込まれませんが、各年度1名を見込みます。

表 訪問系サービスの実績と見込量

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①居宅介護 (ホームヘルプ)	時間分	29,370	29,092	37,810	28,918	28,331	28,246
	人	1,453	1,471	1,720	1,573	1,626	1,681
②重度訪問介護	時間分	25,519	28,334	38,170	36,437	41,320	46,857
	人	64	69	90	89	101	115
③同行援護	時間分	3,179	3,224	3,740	3,250	3,263	3,276
	人	150	152	180	156	158	160
④行動援護	時間分	3,998	4,278	5,310	5,157	5,662	6,217
	人	143	143	200	160	169	179
⑤重度障害者等 包括支援	時間分	0	0	60	60	60	60
	人	0	0	1	1	1	1

(2) 訪問系サービスの確保方策

本市における訪問系サービスの利用者数や利用量は、一定の伸びがあるため、必要なサービスが提供できるよう、障害福祉計画の年度ごとのサービス見込量に適切に反映させていきます。

また、サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

引き続き、障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者（児）等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。





3 日中活動系サービスの見込量と確保のための方策

(1) 日中活動系サービスの見込量

① 生活介護

「生活介護」は、常時介護が必要な人で、障害支援区分が区分3以上、50歳以上の場合は区分2以上の人が対象となります。また、障害者支援施設に入所する場合は区分4以上、50歳以上の場合は区分3以上の人が対象となります。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

② 自立訓練（機能訓練）

「自立訓練（機能訓練）」は、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を行うとともに、特別支援学校を卒業した人にとっても地域生活を営む上での身体機能の維持・回復などの支援を行うサービスです。

第5期障害福祉計画期間の利用状況を見ると、自立訓練（機能訓練）の利用実績は見込量を上回って増加しています。引き続き必要な支援が行えるよう、これまでの利用実績の伸び率に基づき見込量を設定します。

③ 自立訓練（生活訓練）

「自立訓練（生活訓練）」は、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行います。

第5期障害福祉計画期間の利用状況を見ると、自立訓練（生活訓練）の利用実績は見込量を上回っています。これまでの利用実績や、今後の入所施設・病院からの退所・退院者や特別支援学校を卒業した人等の利用を適切に見込み、地域生活への円滑な移行や地域生活の維持の支援につながる量的確保に努めます。

④ 就労移行支援

「就労移行支援」は、就労を希望する人を対象に、一定の期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。





⑤ 就労継続支援（A型）

「就労継続支援（A型）」は、通常の事業者に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

⑥ 就労継続支援（B型）

「就労継続支援（B型）」は、通常の事業者に雇用されることが困難な障害者に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。

就労継続支援（A型）同様、これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

⑦ 就労定着支援

「就労定着支援」は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

⑧ 療養介護

「療養介護」は、医療を要する障害者で常時介護を要し、主として昼間において病院その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で障害支援区分が区分6の人や筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で障害支援区分が区分5以上の人に対して必要なサービスです。

これまでの利用実績から見込量を設定します。





⑨ 短期入所（福祉型・医療型）

「短期入所（福祉型・医療型）」は、居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者等を障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。

これまでの利用実績からの伸び率に基づき、見込み量を設定します。あわせて、利用者や家族等の負担を軽減するため、国庫補助金を活用した短期入所事業所（ショートステイ）の整備に努めるなどの量的確保を図ります。

表 日中活動系サービスの実績と見込量

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①生活介護	人日分	36,231	37,304	41,800	40,193	41,720	43,305
	人	1,892	1,948	2,190	2,091	2,166	2,244
②自立訓練(機能訓練)	人日分	524	629	410	835	962	1,108
	人	77	84	60	107	120	135
③自立訓練(生活訓練)	人日分	892	895	650	1,115	1,244	1,388
	人	59	63	50	75	82	89
④就労移行支援	人日分	6,024	6,710	7,030	7,118	7,331	7,550
	人	370	406	531	429	441	453
⑤就労継続支援(A型)	人日分	9,946	10,294	24,830	13,449	15,372	17,570
	人	521	536	1,310	696	793	903
⑥就労継続支援(B型)	人日分	21,417	22,093	28,650	24,918	26,463	28,104
	人	1,364	1,426	2,640	1,599	1,693	1,792
⑦就労定着支援	人	120	167	237	232	232	232
⑧療養介護	人	89	89	90	91	92	93
⑨短期入所	人日分	2,987	3,070	5,480	3,139	3,205	3,299
	人	475	496	720	587	648	724
(福祉型)	人日分	2,690	2,751	5,160	2,652	2,604	2,557
	人	415	430	650	469	490	512
(医療型)	人日分	297	319	320	487	601	742
	人	60	66	70	118	158	212





(2) 日中活動系サービスの確保方策

今後もサービス利用者数の増加や、施設入所者等の地域移行により、いずれのサービスも利用が増加していくことが見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。





4 居住系サービスの見込量と確保のための方策

(1) 居住系サービスの見込量

① 自立生活援助

「自立生活援助」は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

「共同生活援助（グループホーム）」は、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談や入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

施設入所者や医療機関の入院者をはじめとした障害者が、地域生活への移行を行う上で非常に需要が見込まれることから、グループホームの民間整備をより一層推進します。また、障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、国庫補助金を活用し医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者等を受け入れるグループホームの整備を促進します。

③ 施設入所支援

「施設入所支援」は、生活介護を受けている、障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は、区分3）以上の人、あるいは自立訓練又は就労移行支援を受けている人で入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人が対象となります。

④ 地域生活支援拠点等

障害者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、地域の実情に応じた居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の整備を行うことで、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していきます。さいたま市では、地域生活支援拠点等の整備に向け、地域自立支援協議会の場を活用し、関係機関と連携し協議を行っています。



表 居住系サービスの実績と見込量

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①自立生活援助	人分	0	2	65	10	10	10
②共同生活援助	人分	497	552	750	860	970	1,100
③施設入所支援	人分	723	760	711	783	765	747
④地域生活支援拠点等	—				整備	整備	整備

(2) 居住系サービスの確保方策

障害者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組めます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されていることから、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

また、障害者が自ら選択した地域で、地域の一員として安心して暮らすことができるよう、地域住民に対し、障害者施策や障害者に対する理解が深まる取組をより一層推進していきます。



5 相談支援サービスの見込量と確保のための方策

(1) 相談支援サービスの見込量

① 計画相談支援

障害福祉サービスの利用に際し、指定を受けた特定相談支援事業者によりサービス等利用計画案を作成し、支給決定、利用計画見直しの参考とすることで、サービスの利用を支援します。

サービス等利用計画は、全ての障害福祉サービスを利用する人に必要になります。

② 地域移行支援

障害者支援施設等や精神科病院に長期入所等していた人が地域での生活に移行するため、住居の確保や新生活の準備等について支援をします。

これまでの利用実績や提供体制等を勘案し、見込量を設定します。

③ 地域定着支援

地域における単身の障害者等に対し、夜間等も含む緊急時の連絡や相談等の支援をします。

これまでの利用実績や今後の地域生活への移行者数等を勘案し、見込量を設定します。

表 相談支援サービスの実績と見込量

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画相談支援	人	8,749	9,803	8,490	12,584	14,258	16,154
②地域移行支援	人	1	0	10	10	10	10
③地域定着支援	人	12	18	10	20	20	20

(2) 相談支援サービスの確保方策

事業を実施する相談支援事業者が可能な限り身近に立地し、気軽に相談でき、個々の状況に応じた障害福祉サービスを提供できるようにするとともに、計画相談支援を全ての障害福祉サービス利用者に提供できるよう体制の充実を図ります。



6 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策

(1) 障害児通所支援等の見込量

① 児童発達支援

「児童発達支援」は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

② 医療型児童発達支援

「医療型児童発達支援」は、児童発達支援及び治療を行います。

これまでの利用実績に基づき見込量を設定します。

③ 放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」は、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

④ 保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」は、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

「居宅訪問型児童発達支援」は、重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行います。

平成30年度から実施されている事業であり、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画期間の利用状況をみると、実績は見込量を下回っておりますが、現行と同じ見込量を設定します。

⑥ 福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

「福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設」は、障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

現状の入所者数を見込み量として設定します。





⑦ 障害児相談支援

障害児通所支援等の利用を希望する障害児の解決すべき課題を踏まえ、総合的な援助の方針や最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障害児支援計画の作成を行います。計画策定後には一定期間ごとに計画の見直しを行い、計画の変更や支給決定の申請の勧奨を行います。

障害児支援計画は、全ての障害児通所支援等を利用する人に必要であり、これまでの利用実績から、見込量を設定します。

⑧ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設ける中で、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員の配置を行います。

表 相談支援サービスの実績と見込量

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①児童発達支援	人日分	6,523	8,114	9,230	11,919	14,446	17,509
	人	676	868	970	1,299	1,589	1,943
②医療型児童発達支援	人日分	443	374	380	378	380	382
	人	67	62	60	66	68	71
③放課後等 デイサービス	人日分	20,294	22,875	49,460	27,904	30,862	34,133
	人	1,685	1,929	4,210	2,279	2,477	2,692
④保育所等訪問支援	人日分	23	41	60	70	91	119
	人	22	33	60	47	56	67
⑤居宅訪問型 児童発達支援	人日分	1	1	230	230	230	230
	人	1	1	10	10	10	10
⑥福祉型 障害児入所支援	人	15	12	9	7	7	7
⑥医療型 障害児入所支援	人	9	7	11	19	19	19
⑦障害児相談支援	人	3,994	4,255	7,480	5,309	5,930	6,624
⑧医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置	人	検討	検討	1	10	10	10





⑨ 障害児の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児等が希望に沿った利用ができるよう、利用ニーズを踏まえ、認可保育所や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児等の受入れの体制整備を行います。

表 障害児等の受入れの見込量

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑨認可保育所	人	362	398	360	426	433	439
⑨放課後児童クラブ	人	180	191	231	201	205	207

(2) 障害児通所支援等の確保方策

今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。

あわせて、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

また、認可保育所については、専任保育士を配置するための人件費の補助を行い、放課後児童クラブについては、障害児を受け入れ担当職員を配置した場合の委託料の加算及び施設改修費の助成を行うことで、障害児等の受入れを進めていきます。





7 発達障害者等に対する支援の見込量と確保のための方策

(1) 発達障害者支援地域協議会の開催

発達障害者の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行う発達障害者支援地域協議会を開催することで、関係者の連携を緊密に図り、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行います。

(2) 発達障害者支援センターによる相談支援

発達障害に関する様々な問題に関して、発達障害者及びその家族等からの相談に応じ、必要な支援や助言を行います。また、相談者の年齢や相談内容に応じて、個別相談や他の相談機関についての情報提供等を行います。

これまでの利用実績から、見込量を設定します。

(3) 発達障害者支援センターの関係機関への助言

発達障害者及びその家族等が地域で必要な支援が受けられるように、関係機関へのコンサルテーション（助言、情報提供等）を実施します。

これまでの利用実績から一定の伸び率に基づき、見込量を設定します。

(4) 発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発

講演会や研修を開催し、発達障害や支援についての知識を広め、地域の理解者を増やします。

これまでの利用実績から、見込量を設定します。

(5)ペアレントトレーニング等による家族等に対する支援

発達障害児を持つ保護者を対象に、障害児の行動理由を探り対応方法を考え実施することや、行動変容の技術習得を目的とした保護者向け勉強会やペアレントトレーニングを実施します。





(6) 発達障害者等及び家族等支援事業（ペアレントメンター事業）

発達障害のある子どもを育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ親に対して、情報提供や助言等を行うペアレントメンター事業を実施することで、発達障害児を持つ家族等の不安や負担の軽減や支援の充実を図ります。

(7) ピアサポート活動の実施

発達障害者支援センターを継続利用中の当事者の方を対象に、情報や意見の交換を行う機会を設け、当事者同士の交流を促進してまいります。

表 発達障害者等に対する支援の見込量

種別	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)発達障害者支援地域協議会の開催回数	回	2	2	2	2	2	2
(2)発達障害者支援センターによる相談件数	件	1,132	1,234	1,660	1,234	1,244	1,254
(3)発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	件	16	21	10	21	27	35
(4)発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	件	45	48	50	48	50	53
(5)ペアレントトレーニングの受講者数	人				24	24	24
(6)ペアレントメンターの人数(累積)	人				21	23	25
(7)ピアサポート活動への参加者数	人				15	15	15



8 精神障害者等に対する支援の見込量と確保のための方策

(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

保健、医療、障害福祉等の各関係機関が連携を図るための協議の場としての地域自立支援協議会を活用し、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討します。

地域自立支援協議会の開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数を見込み量として設定します。

(2) 精神障害者に対する各種障害福祉サービスによる支援

精神障害の程度に関わらず、地域で安心して暮らすために必要な各種障害福祉サービスの充実を図るとともに、関係機関が重層的に連携し、障害福祉、医療、住まい等について包括的な提供や支援をします。

精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数にこれまでの利用実績から、見込量を設定します。

表 精神障害者に対する支援の実績と見込量

サービス名	単位	第6期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	7	7	7
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
(2)精神障害者に対する各種障害福祉サービスによる支援				
精神障害者の地域移行支援の利用者数	人	1	1	1
精神障害者の地域定着支援の利用者数	人	19	19	19
精神障害者の共同生活援助の利用者数	人	212	240	272
精神障害者の自立生活援助の利用者数	人	5	6	7





9 相談支援体制の充実・強化のための取組に対する見込量と確保のための方策

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

相談支援体制を充実・強化するため、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行います。

障害者生活支援センターでの受付相談実績から見込量を設定します。

(2) 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言

基幹相談支援センターを中心として、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言を目的とした連絡会議等を実施します。

(3) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

基幹相談支援センターにおいて、研修等を実施することで、地域の相談支援事業者の人材育成を図ります。

(4) 地域の相談機関との連携強化の取組

地域自立支援協議会の地域部会を活用して、個別の支援課題から地域の支援課題を抽出し、抽出した地域の支援課題への対応を検討するとともに、地域の支援機関間で課題抽出や支援課題への対応についての検討を重ねることで、良好な関係性を構築し、支援機関の連携強化を図ります。

表 相談支援体制の充実・強化のための取組に対する見込量

サービス名	単位	第6期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)総合的・専門的な相談支援の実施	回	89,140	89,200	89,260
(2)地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	件	4	5	6
(3)地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	2	2	2
(4)地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	4	5	6





10 障害福祉サービス等の質の向上に関する取組に対する 見込量と確保のための方策

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

障害福祉サービス等の質を向上するため、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等を活用します。

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への、これまでの参加実績から見込量を設定します。

(2) 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の活用

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、集団指導において、請求上の注意点等を事業所に伝達します。

(3) 障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の適切な実施

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施します。

表 障害福祉サービス等の質の向上に対する見込量

サービス名	単位	第6期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	人	40	40	40
(2)障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	1	1	1
(3)障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の実施	回	146	146	146





11 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域社会において、障害や障害者に対する理解を深めるため、啓発パンフレットの配布や各種イベント等を実施します。

(2) 自発的活動支援事業

障害者やその家族等が実施する自発的な活動を支援することにより、障害者等の社会参加を推進する事業を実施します。

(3) 相談支援事業

相談支援事業は、障害者（児）及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行う事業であり、この相談支援事業を適切に実施していくために「地域自立支援協議会」において、相談支援事業の実施状況等を調査するほか、具体的な困難事例への対応のあり方について検討するとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない障害者の権利を擁護するため、市長による後見開始等審判の申立てを行うほか、成年後見制度を利用するための費用の負担が困難な方に対して申立て費用や後見人等への報酬の助成を行うことにより、成年後見制度の利用支援を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

判断能力が十分でない障害者の権利を擁護するため、成年後見制度の利用支援を行うほか、市民後見人の育成・支援を行うとともに、法人後見事業の利用支援を行います。





(6) 意思疎通支援事業

聴覚、音声又は言語機能障害者等のコミュニケーションを保障するため、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

(7) 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障害者（児）の日常生活の便宜を図るため、聴覚障害者通信装置、特殊ベッド、入浴補助用具などの日常生活用具の給付、自己負担の軽減を行います。引き続き、制度の周知により利用促進を図ります。

(8) 移動支援事業

障害者にとって社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のために外出の移動介護を行うサービスとして、利用実績が確実に伸びているため、利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

障害者の地域生活の場、社会参加の場として、障害者等を対象に創作的活動・生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等、地域の実情に応じ柔軟に事業を実施する地域活動支援センターの運営を支援します。

(10) 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者に対する支援を総合的に行う拠点として発達障害者支援センターを運営し、発達障害者やその家族、関係機関等からの相談に応じ、必要な助言や情報提供を行います。

(11) 障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等を実施します。





(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

聴覚、音声又は言語機能障害者等のコミュニケーションを保障するため、専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者及び要約筆記者を養成します。また、盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

(14) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応の体制の整備に向けた検討を行います。

② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

発達障害者支援地域協議会を開催することにより、発達障害者の支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行うとともに、関係者の連携を緊密に図り、本市の実情に応じた体制の整備を行います。

(15) 任意事業

その他事業として「訪問入浴サービス事業」、「更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業」、「日中一時支援事業」等の事業に対し見込量を定め、サービス提供基盤整備に取り組んでいきます。





表 地域生活支援事業の実績と見込量

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(2)自発的活動支援事業	実施有無	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施
(3)相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	15	15	15	15	15	15
基幹相談支援センター	設置状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(4)成年後見制度利用支援事業	実利用者数	51	55	50	50	50	50
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(6)意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	件				4,400	4,400	4,400
要約筆記者派遣事業	件				250	250	250
手話通訳者設置事業	人	16	19	20	20	20	20
(7)日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件	71	68	70	70	70	70
自立生活支援用具	件	139	134	170	135	135	135
在宅療養等支援用具	件	114	113	105	110	110	110
情報・意思疎通支援用具	件	230	270	205	250	250	250
排泄管理支援用具	件	2,184	2,048	1,850	2,100	2,100	2,100
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	20	31	25	25	25	25





表 地域生活支援事業の実績と見込量（つづき）

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(8)移動支援事業	箇所	222	230	244	246	248	250
	人	1,188	1,140	1,359	1,330	1,302	1,275
	延べ利用時間	25,555	25,519	30,084	29,512	28,951	28,401
(9)地域活動支援センター事業							
さいたま市分	箇所数	26	26	26	26	26	26
	実利用者数	269	268	315	270	270	270
他市町村分	箇所数	4	5	3	5	5	5
	実利用者数	8	9	5	10	10	10
(10)発達障害者支援センター運営事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
(11)障害児等療育支援事業	箇所数	2	2	2	2	2	2
(12)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
手話通訳者養成研修事業	人	9	7	10	10	10	10
要約筆記者養成研修事業	人	8	7	15	10	10	10
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人	2	0	1	1	1	1
(13)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人	5	5	6	5	5	5





表 地域生活支援事業の実績と見込量（つづき）

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(計画値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(14)精神障害者地域生活支援広域調整等事業							
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業							
地域生活支援広域調整会議等事業	回	検討	検討	1	4	4	4
地域移行・地域生活支援事業	人	0	7	9	7	7	7
災害派遣精神医療チーム体制整備事業	回	1	1	1	1	1	1
②発達障害者支援地域協議会による体制整備事業（協議会の開催見込）	回	2	2	2	2	2	2
(15)任意事業							
盲人ホーム	箇所	1	1	1	1	1	1
福祉ホーム	箇所	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	人/月間	86	95	65	90	92	94
更生訓練費・施設入居者就職支度金給付事業	人/月間	34	38	20	36	38	40
知的障害者職親委託制度	人/月間	5	3	5	3	3	3
日中一時支援事業	人/年間	136	134	167	156	146	137
生活訓練等	人/年間	926	1,082	700	800	900	1,000



資料編

1 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例

平成23年3月9日

条例第6号

改正 平成23年12月27日条例第48号

平成24年3月21日条例第16号

平成25年3月19日条例第8号

平成28年3月16日条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 障害者の権利の擁護

第1節 障害者への差別の禁止等（第9条—第15条）

第2節 障害者への虐待の禁止等（第16条—第21条）

第3章 障害者の自立及び社会参加のための支援（第22条—第31条）

第4章 補則（第32条）

附則

誰もが皆、その人らしく、人として豊かに生活をする権利を有している。誰もが、本来、自らの決定及び選択に基づいて社会のあらゆる分野の活動に参加し、及び参画する権利を有している。これらの権利の主体であることは、障害の有無にかかわらない。

ある人が、障害の有無にかかわらず、地域生活において活動し、社会参加をするに当たって、何らかの不当な制約を受けることがあるとすれば、日本国憲法で保障されている基本的人権の侵害となる。





本市は、国際連合で採択された障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた障害を理由とするいかなる種類の差別もない社会の実現を目指している。

その目指す社会は、人として生まれながらに持つ権利と自由を、障害のある人にもない人にも同じように認める社会である。市民は、障害の有無にかかわらず、誰もが、基本的人権の主体であって、社会の一員である。

ここに、市民が、誰も侵すことができない基本的人権の主体として、尊厳をもって、未来にわたって、安心して地域で生活できる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害者への差別及び虐待を禁止するとともに、障害者の自立及び社会参加を支援するための措置を講じることにより、障害者が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、権利の主体として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図り、もって市民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (3) 障害 次に掲げるものをいう。

ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害

イ アに掲げるもののほか、心身の機能、身体の器官、肢体又は肢体を構成するものに、欠損、喪失等があることにより、日常生活又は社会生活（以下「日常生活等」という。）を営む上で社会的な支援を必要とする状態

- (4) 障害者 次に掲げる者をいう。

ア 前号アに掲げる障害がある市民

イ 前号イに掲げる障害があることにより、継続的に日常生活等において活動の制限又は参加の制約を受けている市民

- (5) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。
- (6) 養護者 障害者を現に養護する者であって、保護者及び障害者の福祉サービスに従事する者以外のものをいう。



- (7) 合理的配慮に基づく措置 障害者が障害を原因として日常生活等を営む上で不可欠な活動を行うことができず、又は制限されるときに、当該活動を行うことができるようにし、又は当該活動の制限を緩和するために行う、用具又は機器の提供、建築物又は設備の改修その他の当該障害者の環境を調整する措置（当該障害者の就業時間又は業務内容を変更する措置で事業活動の目的の達成が妨げられるもの、既存の建築物の本質的な構造を変更する措置その他の当該措置を行う者に社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担を課することとなる措置を除く。）をいう。
- (8) 差別 次に掲げる行為をいう。
- ア 障害者の氏名その他の当該障害者の身上に関する事項をみだりに用いて、当該障害者の日常生活等を不当に妨げること。
- イ 障害者に教育を行い、又は受けさせる場合に行う次に掲げる行為
- (ア) 正当な理由なく、障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。
- (イ) 障害者若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は障害者若しくはその保護者に必要な説明を行わないで、入学する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）を決定すること。
- (ウ) 合理的配慮に基づく措置を行わなければ授業又は試験を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。
- ウ 障害者を雇用し、又は業務に従事させる場合に行う次に掲げる行為
- (ア) 募集又は採用に当たって、正当な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又はこれに条件を課すこと。
- (イ) 正当な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強制すること。
- (ウ) 合理的配慮に基づく措置を行わなければ業務の遂行が妨げられること、研修を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。
- エ 保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供又は不特定かつ多数の者に対して行っている商品若しくはサービス（保健医療サービス及び福祉サービスを除く。）の提供若しくは不動産の取引を、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。
- オ 不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設の本質的な構造上やむを得ないとき、本人の生命又は身体の保護のため必要があるときその他の正当な理由があるときを除き、障害者の持つ障害を理由として、当該建物その他の施設又は当該公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。





カ 日常生活等を営む上で必要な情報を提供する場合において、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。

キ 障害者が日常生活等を営む上で必要な意思表示を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、当該障害者が用いることができる手段による意思表示を受けることを拒否し、受けすることができる意思表示の手段を制限し、又は意思表示を受けることに条件を課すこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不利益な取扱いをし、又は取扱いをしようとする事。

(9) 虐待 次に掲げる行為をいう。

ア 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

イ 障害者にわいせつな行為をすること、障害者をしてわいせつな行為をさせること又は障害者であることを理由に、本人の意思にかかわらず、交際若しくは性的な行為を不当に制限し、若しくは生殖を不能にすること。

ウ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

エ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること。

オ 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

カ 保護者、養護者又は障害者の福祉サービスに従事する者が、アからオまでの事実を知りながら、又は障害者が自らの利益や健康を明らかに損なう行為を継続的に行っていることを知りながら放置をすること。

(10) 後見的支援を要する障害者 現に福祉サービス等を自ら決定して利用することができないため日常生活等を営むことが困難な障害者であって、保護者及び養護者がいないもの又は保護者が監護を行うことができず、かつ、養護者がいないものをいう。

(一部改正〔平成23年条例48号〕)



（基本理念）

- 第3条 障害者への差別をなくし、及び虐待を防止するための取組は、市、市民及び事業者並びに障害者の医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関（以下「関係機関」という。）が障害者を権利の主体であると認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害に対する理解を深めることにより行われなければならない。
- 2 障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、市、市民、事業者及び関係機関が相互に連携し、並びに障害者の選択を尊重することにより行われなければならない。
- 3 障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、障害者が市民の一員として地域において生活し、それぞれにふさわしい役割を果たすことができるよう行われなければならない。

（市の責務）

- 第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、障害者基本法その他の法令との調和を図りながら、障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

（市民等の責務）

- 第5条 市民及び事業者は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めなければならない。

（計画の策定等）

- 第6条 市長は、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するためさいたま市障害者総合支援計画を策定するとともに、毎年度、別に定めるさいたま市障害者政策委員会（次項及び次条において「政策委員会」という。）に当該計画に基づく施策の実施の状況を報告しなければならない。
- 2 政策委員会は、前項の規定による報告に対して意見を述べるものとする。
（一部改正〔平成24年条例16号〕）





(市民相互の意見交換等)

第7条 市長は、障害者に関する施策の課題について市民が相互に意見を交換する場を設けるものとする。

2 市長は、前項の規定により交換された意見を政策委員会に報告しなければならない。
(一部改正〔平成24年条例16号〕)

(顕彰)

第8条 市は、障害者に対する理解の促進に寄与したと認められる者の顕彰に努めるものとする。

第2章 障害者の権利の擁護

第1節 障害者への差別の禁止等

(差別の禁止)

第9条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

(申立て)

第10条 障害者は、自己に対する差別が行われた事実があると認めるときは、市長に対し、委員会(第15条に規定する委員会をいう。第12条及び第13条第1項において同じ。)から当該差別に係る事案(以下「事案」という。)を解決するための助言又はあっせんが行われるよう申立てをすることができる。

2 障害者の保護者若しくは養護者又は障害者に関係する事業者若しくは関係機関は、当該障害者に対する差別が行われた事実があると認めるときは、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

(1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであって、行政庁の行う処分取消し若しくは変更又は行政庁の行う公権力の行使に当たる事実上の行為の撤廃若しくは変更を求めるものであるとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日)から3年を経過しているものであるとき(その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。)



(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

4 第1項又は第2項の申立てに係る事案が前項第3号に該当することとなったときは、当該申立ては、取り下げられたものとみなす。

(一部改正〔平成28年条例1号〕)

(事案の調査)

第11条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号に規定する事業を行う者をいう。以下同じ。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 市長は、正当な理由なく前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。

(一部改正〔平成25年条例8号〕)

(助言及びあっせん)

第12条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、委員会に対し、助言又はあっせんを行うことについて審議を求めるものとする。

2 委員会は、前項の審議を求められた場合において、助言又はあっせんを行うことが適当と認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

3 委員会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第13条 委員会は、前条第2項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、市長に対し、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することを求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、前項の助言又はあっせんを受けた者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告するものとする。





(公表)

第14条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

(委員会の設置等)

第15条 市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議するため、さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 障害者に関する団体の代表者
- (5) 市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第2節 障害者への虐待の禁止等

(虐待の禁止)

第16条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(通報)

第17条 市民並びに事業者及び関係機関（これらの従業員を含む。）は、虐待を受けたと思われる障害者を発見したときは、速やかに、これを市長に通報しなければならない。



2 前項の規定による通報をされた事業者及び関係機関は、当該通報をした従業員その他の者に対し、当該通報をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(通報を受けた場合の措置等)

第18条 市長は、前条第1項の規定による通報を受けたときは、相談支援事業者と連携し、虐待を受けたと思われる障害者の安全確認を速やかに行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による通報を受けたときは、当該通報に係る障害者への虐待の防止及び障害者の保護を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、障害者総合支援法その他の法令の規定による権限を適切に行使するものとする。

(一部改正〔平成25年条例8号〕)

(立入調査)

第19条 市長は、虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認めるときは、その職員に、当該障害者の住所若しくは居所に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 障害者の保護者及び養護者、事業者並びに関係機関は、前項の規定による立入調査及び質問に協力しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(体制の整備)

第20条 市は、虐待の通報を受け、虐待を早期に発見し、及び虐待に対応するための体制を整備するものとする。

2 市は、虐待された障害者又はその保護者若しくは養護者の相談を受け、必要に応じ、助言及び指導を行うための体制を整備するものとする。

(虐待防止の取組状況の公表)

第21条 市長は、毎年度、虐待の通報の件数、虐待の件数、虐待の状況及び虐待があった場合に講じた措置の内容を公表するものとする。





第3章 障害者の自立及び社会参加のための支援

(障害者等への総合的な支援等)

第22条 市は、障害者が地域の中で安心して自立した生活を営むことができるようにするため、日常生活等を営む上での課題及び障害の特性を理解し、当該障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援を行わなければならない。

2 障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、市の委託を受けて障害者総合支援法第77条第1項に規定する地域生活支援事業又は同条第3項に規定する事業を行う事業者及び社会福祉法第4条に規定する社会福祉を目的とする事業を営む者は、サービスの提供に当たっては、福祉サービスの質の向上並びに障害者及びその家族が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な福祉サービスの実施に努めなければならない。

3 市及び相談支援事業者は、相談及び支援の実施に当たっては、専門技術及び職業倫理の向上並びに障害者及びその家族が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な福祉サービスの把握及び充実に努めるとともに、別に定める指針に従い、事業者及び関係機関と緊密な連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行わなければならない。

(一部改正〔平成25年条例8号〕)

(成年後見制度等の利用の支援等)

第23条 市は、後見的支援を要する障害者が地域の中で安心して生活を営むことができるようにするため、成年後見制度及び社会福祉法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業に基づくサービスの円滑な利用のために必要な支援を行わなければならない。

2 市は、成年後見制度及び前項の福祉サービス利用援助事業を担う人材の育成を行わなければならない。

(障害者の居住場所の確保等)

第24条 市は、障害者が自ら選択した地域で生活を営むことができるようにするため、障害者の居住する場所の確保及び居住の継続のために必要な施策を講じなければならない。

2 事業者は、障害者又は障害者と同居する者と不動産の取引を行う場合において、市及び相談支援事業者と連携し、障害者が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な居住する場所の提供に努めなければならない。



(意思疎通等が困難な障害者に対する施策等)

第25条 市は、意思疎通又は相互に情報を提供し、若しくは利用することが困難な障害者に対し、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。

2 市は、行事を開催するとき並びに情報の提供及び通信を行うときは、意思疎通が困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うものとする。

3 事業者は、障害者が日常生活等を営む上で必要なサービスを提供するに当たり、意思疎通又は情報を提供し、若しくは情報の提供を受けることが困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。

4 市は、災害発生時その他の緊急時に障害者と速やかに連絡が取れるようにするための調査を行い、それぞれの障害の特性を理解し、災害発生時その他の緊急時にその特性に応じた支援を行わなければならない。

(障害者の社会参加の機会の拡大)

第26条 市は、障害者の移動の支援に当たっては、障害者が地域で生活していく上での課題及びそれぞれの障害の特性を理解し、市民、事業者及び関係機関の協力の下、障害者の社会参加の機会の拡大に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市は、道路、建物その他の施設の整備及び管理に当たっては、利用する障害者の障害の特性を十分に理解し、その特性に応じた必要な配慮を行わなければならない。

3 建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害者が当該建物その他の施設又は公共交通機関を利用するときは、その障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。

(生涯にわたる支援)

第27条 市は、乳幼児であるときから生涯にわたって障害者がその心身の発達のために必要とする適切な支援を受けられることができるようにするために必要な措置を講じなければならない。

(障害者への保育等の実施)

第28条 市は、障害者への保育及び療育の実施に当たっては、それぞれの障害者が必要とする保育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援の内容を把握し、関係機関との連携の下、必要とする保育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援を行うための措置を講じなければならない。





(障害者に対する包括的な教育の実施等)

第29条 市及び市が設置する学校は、障害者に対し、包括的な教育（それぞれの障害者が必要とする教育の内容を把握するとともに、必要な教育及び教育上の支援を包括的に行う教育をいう。）を実施しなければならない。

2 市及び市が設置する学校は、障害者が生活する地域においてそれぞれ必要とする教育を受けることができるようにするため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 市及び市が設置する学校は、本市の教職員が障害者に対する理解を深めるために必要な措置を講じるとともに、学校教育法第1条に規定する特別支援学校及び同法第81条第2項に規定する特別支援学級における教育に携わる教職員の専門性の向上を図らなければならない。

4 市は、学校教育及び社会教育の場において、障害者に対する理解の促進が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(障害者の就労支援)

第30条 市は、障害者が就労により自立した生活を営むことができるようにするため、障害者が必要とする就労に係る相談及び支援を行う体制を整備し、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者との連携の下、障害者の就労の支援を生活の支援と一体的に、かつ、継続的に行わなければならない。

2 事業者は、それぞれの障害の特性を理解し、障害者に対し、雇用の機会を広げるとともに、就労の定着を図るよう努めなければならない。

(一部改正〔平成25年条例8号〕)

(自立支援協議会の設置等)

第31条 市長の諮問に応じ、障害者の地域における自立した生活の支援（次項において「地域生活支援」という。）に関する事項を調査審議するため、さいたま市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設置する。

2 自立支援協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に意見を述べる。

- (1) 地域生活支援に係る社会資源の開発に関すること。
- (2) 地域生活支援に係る施策の課題の検討に関すること。
- (3) 地域生活支援に係る方策の研究に関すること。
- (4) 地域生活支援に係る福祉事務所及び相談支援事業者に対する助言に関すること。



- 3 自立支援協議会は、委員12人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 相談支援事業者の代表者
 - (3) 事業者の代表者
 - (4) 障害者に関する団体の代表者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) 市職員
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第10条から第14条までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第10条の規定の施行の日前に行われた差別については、同条の規定は、適用しない。

(検討)

- 3 市長は、この条例の施行後5年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

附 則（平成23年12月27日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月21日条例第16号抄）





(施行期日)

- 1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成25年3月19日条例第8号抄）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

- (2) 第1条の規定、第2条中さいたま市障害程度区分認定審査会条例第1条の改正（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）、第3条の規定、第4条中さいたま市障害者福祉施設春光園条例第1条の改正、第5条中さいたま市槻の木条例第1条の改正、第6条中さいたま市日進職業センター条例第1条の改正、第7条中さいたま市かやの木条例第1条の改正、第8条中さいたま市みずき園条例第1条の改正、第9条の規定、第10条中さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例第1条の改正及び第11条の規定 平成25年4月1日

附 則（平成28年3月16日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行の日前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行の日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。



2 関連する法令等

○ 障害者基本法

昭和 45 年に制定された心身障害者対策基本法が平成 5 年に改正され成立した法律。障害のある人に係る基本的な法律であり、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本理念・基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。(平成 25 年一部改正)

○ 障害者総合支援法

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

平成 17 年に成立した障害者自立支援法が平成 24 年に改正され、平成 25 年 4 月 1 日から施行された法律。

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害のある人及び障害のある子どもの福祉に関する法律と相まって、障害のある人及び障害のある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害のある人及び障害のある子どもの福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。(令和 2 年一部改正)

○ 児童福祉法

昭和 22 年、すべての児童の健全育成と福祉を図るために制定された法律。必要に応じ、随時、一部改正。全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することを理念とする。

18 歳未満の児童を対象とした福祉に関する制度や福祉の施設、事業等について定めており、障害のある子どもに対する「障害児通所支援」や「障害児入所支援」等の障害福祉サービスについて規定している。(令和元年一部改正)





○ 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

障害のある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約。平成 18 年に国際連合において採択、平成 20 年発効。日本においては、平成 26 年 1 月 20 日に批准し、同年 2 月 19 日から発効している。この条約では、障害のある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害のある人に保障されるべき個々の人権と基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を批准国がとること等を定めている。

○ 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

平成 25 年 6 月成立、平成 28 年 4 月 1 日施行。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

○ 障害者虐待防止法

（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

平成 23 年 6 月成立、平成 24 年 10 月 1 日施行。障害のある人に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的としている。（平成 28 年一部改正）

○ 精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）

その後、平成 7 年「障害者基本法」の成立に伴い精神障害者が障害者基本法の対象として明確に位置づけられたこと等を踏まえ、「精神保健福祉法」に改正されたもの。平成 11 年、平成 26 年に一部改正。精神障害者の医療及び保護を行い、障害者総合支援法と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的としている。（令和元年一部改正）



○ 発達障害者支援法

平成 16 年 12 月成立、平成 17 年 4 月 1 日施行。発達障害の症状の発現後、発達障害を早期に見出し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的としている。(平成 28 年一部改正)

○ 難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）

平成 26 年 5 月成立、平成 27 年 1 月 1 日施行。持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるもの。

○ バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

平成 6 年に制定されたハートビル法が平成 15 年に改正、その後、平成 18 年 12 月 20 日に交通バリアフリー法と統合されバリアフリー新法として施行。高齢者、障害のある人等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園並びに建築物に対してバリアフリー化基準への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害のある人等が利用する施設が集中する地区において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置等を定めており、ハード面の整備のみではなく、「心のバリアフリー」に係る施策など、ソフト面についても取り組むことを目的としている。(令和 2 年一部改正)

○ 障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

昭和 35 年に施行された身体障害者雇用促進法が昭和 62 年に名称改正されたもの。障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害のある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害のある人の職業の安定を図ることを目的としている。(令和元年一部改正)





○ 障害者優先調達推進法

(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)

平成 24 年 6 月成立、平成 25 年 4 月 1 日施行。国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害のある人、在宅で就業する障害のある人等の自立の促進に資することを目的としている。(平成 28 年一部改正)

○ 読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）

令和元年 6 月 28 日に成立、施行。視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者（以下、「視覚障害者等」という。）の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としている。

○ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成 30 年 6 月 13 日に成立、施行。文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としている。



3 さいたま市障害者政策委員会条例

平成15年3月14日

条例第17号

改正 平成16年10月20日条例第52号

平成24年3月21日条例第16号

〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定に基づき、さいたま市障害者政策委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成16年条例52号・24年16号〕)

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 障害者
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 市職員

(一部改正〔平成24年条例16号〕)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(一部改正〔平成24年条例16号〕)





(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(一部改正〔平成24年条例16号〕)

(専門委員)

第6条 委員会は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、職を離れるものとする。

(一部改正〔平成24年条例16号〕)

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(一部改正〔平成24年条例16号〕)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(一部改正〔平成24年条例16号〕)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月20日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成16年法律第80号)第2条の規定の施行の日から施行する。

附 則(平成24年3月21日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。



(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に従前のさいたま市障害者施策推進協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後のさいたま市障害者政策委員会条例第2条第2項の規定により委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委員として委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条例第3条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に従前のさいたま市障害者施策推進協議会の会長である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後のさいたま市障害者政策委員会条例第4条第1項の規定により委員長として定められたものとみなす。
(さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部改正)
- 4 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(平成23年さいたま市条例第6号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)





4 さいたま市障害者政策委員会委員

(50音順)

	所属	氏名
1	埼玉県立浦和特別支援学校 P T A会長	あかお めぐみ 赤尾 恵
2	公募委員	あかぬま みえこ 赤沼 美恵子
3	公募委員	あらい ゆうこ 荒井 優子
4	一般社団法人さいたま市手をつなぐ育成会 副代表理事	くろさわ あつこ 黒澤 篤子
5	埼玉親の会「麦」 代表	こじま まさみ 小島 正美
6	さいたま市精神障害者家族会連絡会 理事	こやま みえこ 小山 美枝子
7	社会福祉法人鴻沼福社会 常務理事	さいとう なをこ 斎藤 なを子
8	埼玉労働局職業対策課 地方障害者雇用担当官	さかきだ ゆか 榊田 由香
9	さいたま市身体障害者福祉協会 監事	しまむら すみかつ 島村 純勝
10	埼玉県障害者雇用総合サポートセンター 企業支援部門 精神障害者雇用アドバイザー	しょうじ ひろし 庄司 浩
11	花まるグループ 代表	たかはま まさのぶ 高濱 正伸
12	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 理事	ちづか あきひこ 遅塚 昭彦
13	社会福祉法人ささの会 総合施設長	ながおか ひろゆき 長岡 洋行
14	N P O法人さいたま市障害難病団体協議会 理事	なかの あきえ 中野 昭江
15	立教大学コミュニティ福祉学部 教授	ひらの まさあき 平野 方紹
16	星内科クリニック 院長	ほし かずひろ 星 和宏
17	N P O法人さいたま市視覚障害者福祉協会 理事長	やまざき みちこ 山崎 道子
18	さいたま市聴覚障害者協会 理事	よこしま よしひろ 横島 義博
19	大宮厚生病院 理事長	わたなべ こうじ 渡邊 宏治
20	高次脳機能障害 さいたま これからの道 代表	わたべ まき 渡部 真喜

(第9期：平成31年4月1日～令和3年3月31日)



5 計画策定経過

日程	会議名	内容
平成31年 3月19日	第8期 第6回障害者政策委員会	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
令和元年 5月30日	障害者政策委員会 第1回ワーキンググループ	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
6月28日	第1回誰もが共に暮らすための市民会議	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
7月16日	第9期 第1回障害者政策委員会	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
10月1日 ～10月31日	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査	障害当事者、障害福祉関係事業所を対象にアンケート調査を実施
令和2年 1月21日	第9期 第2回障害者政策委員会	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果について
2月26日 ～3月9日 (書面開催)	第3回誰もが共に暮らすための市民会議	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果について
3月17日	第9期 第3回障害者政策委員会	次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果及び次期障害者総合支援計画の体系案について
7月6日～17日 (書面開催)	第1回誰もが共に暮らすための市民会議	次期障害者総合支援計画素案について
7月22日	第9期障害者政策委員会 第1回ワーキンググループ	次期障害者総合支援計画素案について
8月18日	第9期 第4回障害者政策委員会	次期障害者総合支援計画素案について
10月5日 ～11月6日	パブリック・コメント	次期障害者総合支援計画素案への市民意見募集
11月24日 11月17日～27日 (書面開催)	第2回誰もが共に暮らすための市民会議	次期障害者総合支援計画案について
12月23日	第9期障害者政策委員会 第2回ワーキンググループ	次期障害者総合支援計画案について
令和3年 1月19日	第9期 第5回障害者政策委員会	次期障害者総合支援計画案について





6 用語解説

【アクセシビリティ】

情報への確実なアクセスを保証すること。様々な製品や建物やサービスの、アクセスしやすさのこと。

【意思決定支援】

自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みのこと。

【医療的ケア】

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養などの医療的介助行為のこと。

【基本指針】

厚生労働大臣が障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき定めるもので、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。

【筋萎縮性側索硬化症（ALS）】

運動をつかさどる神経が変性していくため、手足の筋力低下のほかに呼吸・嚥下に必要な筋を含む全身的な筋肉を萎縮させる進行性神経疾患。

【筋ジストロフィー】

骨格筋の変性・壊死を主病変とし、臨床的には進行性の筋力低下をみる遺伝性の疾患。



【高次脳機能障害】

計算したり、数字の間違いに気づいたり、いろいろと想像をめぐらすなどの行動は、人間に特有な脳の動きといえ、こうした高度な脳の動き（機能）を高次元の脳の動きという意味から「高次脳機能」と呼ぶ。「高次脳機能」には、知覚・記憶・言語・学習・推理・判断などの認知機能や、感情・意思などの情緒機能が含まれ、脳が病気やけがなど何らかの原因によってダメージ（損傷）を受けることで、これらの高次脳機能に現れる障害。

【コーディネーター】

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために様々な要素を連絡・調整し、全体を取りまとめる人。

【サービス等利用計画】

障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

【市民後見人】

成年後見制度利用者の親族以外の第三者で、弁護士や司法書士などの専門職後見人以外の第三者後見人のこと。

成年後見制度の普及に伴い、市民後見人への支援・指導や家庭裁判所、自治体との連携体制が一層求められている。

【ジョブコーチ】

障害者の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障害者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人。

【スクリーニング】

多数の対象から一定の条件に当てはまる対象を抽出すること。

【ソーシャルファーム】

一般就労が難しい障害者等に対し、企業的経営手法を用い、最小限の公的支援で、就労の場を提供するもの。



**【地域共生社会】**

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）や、『『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）等に基づき改革が進められている「我が事・丸ごと」地域共生社会のこと。

【デージー】

障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのカセットに代わるデジタル録音図書。

【ノーマライゼーション】

障害のある人の住居、教育、労働、余暇などの生活の条件を可能な限り障害のない人の生活条件と同じようにすることで、障害のある人が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す理念。現在では、障害者福祉に限らず、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念となっている。

【ノンステップバス】

床面を歩道の高さまで低くし、段差なしで乗降できるようにしたバス。

【ピアカウンセリング】

同じ悩みや障害をもつ仲間の相談に乗り、悩みや障害をその人自身で克服できるように援助すること。

【ペアレントメンター】

発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。

【ペアレントトレーニング】

親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。



【モニタリング（継続サービス利用支援）】

障害福祉サービス等を継続して適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、その変更等を行うことをいう。

【ユーザビリティ】

利用者の意思を尊重した総合的な使いやすさ。ホームページなどにおいて、目的の情報へすばやく到達することや、十分なコンテンツの確実な提供、サイトの構造や位置を把握しやすくすることなどのこと。

【ユニバーサルデザイン】

高齢であることや障害の有無や年齢などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

【要配慮者】

高齢者、障害者、乳幼児等の災害時において特に配慮を要する者。災害対策基本法により定義されている。

【リレートサポーター】

不登校、ひきこもりの本人及び家族に対し、家庭訪問等により社会参加に向けた支援を実施する人のこと。「リレート」とは、ポルトガル語で『つなぐ』を意味する。さいたま市独自の事業。

【JIS】

日本産業規格（Japanese Industrial Standards）の略で、日本の産業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格のこと。自動車や電化製品などの産業製品生産に関するものから、文字コードやプログラムコードといった情報処理、サービスに関する規格などもあり、それぞれには、分野を表すアルファベット一文字と4桁から5桁の数字との組み合わせからなる番号が付いている。

【SNS】

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。



さいたま市障害者総合支援計画
2021～2023（令和3～5年度）

発行： 令和3年2月
企画・編集： さいたま市保健福祉局 福祉部 障害政策課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話： 048-829-1306（直通）
ファクス： 048-829-1981

